

○午後 1 時36分開議

○副議長（この孝子君） ただいまから本日の会議を開きます。

○会議録署名人選定について

○副議長（この孝子君） 会議録署名議員をご指名申し上げます。

鈴木 真 澄 君

藤原 正 則 君

ご了承願います。

○日 程

○副議長（この孝子君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付の議事日程のとおりであります。

---

日程第 1

一般質問

---

を行います。

順次ご指名申し上げます。

石田ちひろ君。

〔石田ちひろ君登壇〕

○石田ちひろ君 日本共産党を代表して一般質問を行います。

まず初めに、羽田新ルートの容認、二枚舌、隠ぺいは許されない、計画撤回を国に求める区政に転換を、です。

安倍内閣が2020年実施と示す羽田新ルートが近づき、住民の不安はさらに強まっています。国交省は、2009年から16年の8年間で、航空機からの部品落下を451件と報告。さらに、昨年11月からことし5月までの約半年間で、国際便の多い国内7空港の調査では、部品落下が219件と報告。単純計算で1日1件です。この状態で都心上空・羽田新ルートが実施されたらどうなるのか。命を奪う重大事故は明らかであり、こんな危険過ぎる無謀な計画を許すわけにはいきません。

国交省がことし3月末に示した落下物対策について、国交大臣は「ゼロをめざす」と述べるだけで、「ゼロにする」とは言いませんでした。

品川区は、「落下物はゼロにしていきたい、ないようにしていきたい」と答弁していますが、この対策では落下物をゼロにできないと思いますが、いかがでしょうか。

被害を防ぐ唯一の対策は、現状の海上ルート以外にありません。また、訪日外国人の受け入れと言うのなら、住民合意を前提に地方空港の活用など、方法はほかに十分あります。日本共産党は、羽田新ルートに反対する政党、市民とともに、羽田新ルート計画を撤回させる品川区政に転換させるために全力を挙げます。

今回は、濱野区長の計画容認、二枚舌、秘密裏に国と交渉し、交渉記録すらつくりたくない隠蔽を質問したいと思います。

第1は、濱野区長の計画容認と二枚舌の問題です。区長は、「国策として甘受するとしたら、品川区に別のメリットを提示してほしい」と、昨年11月のタウンミーティングで2度も発言しました。騒音、落下物、不動産価格の下落、墜落事故など、住民の生命、財産を奪う計画を甘受するなど、絶対に許せ

ません。区民や議会には「羽田新ルートは了承していない」と言いながら、国には理解を示す。こんな二枚舌は通用しません。なぜなら、区長は同じ場で「品川区民にとってはデメリットしか降ってこない」「この飛行機が飛ばないのが一番いいわけですが、どこかを飛ばなければならない」とまで発言。実際に発表された飛行ルートを述べたもので「容認していない」は通用しません。

第2に、国と区の交渉が秘密裏に行われていた問題です。日本共産党の調査で、濱野区長が国交省に出向き、事務次官、審議官と合計2回の交渉がわかりました。その後の調査で、今度は国交省が品川区に出向き濱野区長と3回交渉。合計で5回の交渉がわかりました。1回目は、計画発表直後の平成26年8月14日。2回目は平成27年1月6日。3回目は平成28年4月18日。4回目は平成28年5月17日。5回目は平成30年2月23日。国交省または品川区役所で行われました。これらは共産党が公表するまで全て秘密裏とされ、しかも、国には交渉記録が公文書としてあるのに、品川区には公文書がないという驚くべき行政運営です。これは、議会、そして住民による行政の監視や参加を奪う隠蔽であり、許されません。

公文書管理法では、さきの賛成討論で述べたとおり、第4条で、職員に対し、意思決定に至る経過、事務、検証ができるよう、軽微な事案を除き「文書を作成しなければならない」と記されています。区長という区のトップと事務次官、審議官というトップレベルの話し合いが軽微な事案であるはずがありません。国と区長の交渉について、区に5回の交渉記録は本当はないのか。経過を記録する公文書を作成しないでいいと公文書管理法のどこに書かれているのか。国との交渉は公文書として記録を残すよう求めます。それぞれいかがでしょうか。ことし4月の人事異動で担当部長と課長がかわりましたが、交渉記録がなく何で仕事の引き継ぎを行ったのか、伺います。

この交渉の全てに出席していたのは濱野区長ただ1人です。ところが、区長は、計画撤回を求めることは一度もなく、それどころか、国交省に計画容認を伝え、国から感謝までされていました。5回目の交渉では、濱野区長は「デメリットを少しでも軽減するよう施策を検討していただきたい」と発言。「少しでも」とは、被害がゼロにならないことを区長が認めていると同時に、軽減を求めることは、新ルート自体の容認を表明するものです。5回の交渉において、なぜ濱野区長は計画撤回を国交省に伝えなかったのか、伺います。また、「少しでも軽減するよう施策の検討」との区長発言は、計画受け入れを国交省に表明するものではないのか、伺います。

9月には区長・区議補欠選挙が行われます。この問題は選挙の最大の争点になるでしょう。計画容認、二枚舌、隠蔽と、このような区政運営に決して未来はありません。区政の転換を強く訴えたいと思います。

次に、23区で最低レベルの障害者福祉、障害者の人権保障へ、施設の増設とサービスの充実を急げ、です。

施設整備も相談支援体制もともにおくれており、23区の中でも最低レベルの障害者福祉。尊厳が守られ、安心して暮らせる、抜本的な改善を求めて質問します。

第1に、施設数が足りない問題です。

通所施設の就労継続支援B型は、平成6年の区立西大井福祉園以来24年から1つもつくり、整備率は23区中21位。定員を超えて受け入れても入れないため、他区の施設に通う人が数十人に上っています。

特に、区民人口の3分の1以上を占める荏原地域に1か所もなく、電車やバスを乗り継ぎ遠い施設に通わざるを得ず、交通費が支給されないため、工賃のほとんどが交通費に消えてしまうという状況が続いています。

グループホームの整備率も、23区で知的が20位、精神が22位と最低レベル。区内の希望者が入れないだけではありません。北関東や東北、北海道など遠い施設への入所者は150人を超えており、遠く離れた施設で一生を過ごさざるを得ない状況は、障害者の人権にかかわる大問題です。

区は、障害福祉計画で「荏原地域は、グループホーム、通所施設ともに不足」「事業所開設を推進する」と記し、さらに、厚生委員会で課長は「3年間の計画期間に1か所でなく、できれば複数箇所つくりたい」と前向きな答弁を行いました。この間、区民の請願運動が広がり、我が党も何度も求めてきました。一日も早い具体化が必要です。

障害者のグループホーム、通所施設をいつまでに幾つつくるのか、その計画策定と具体化を求めます。特に荏原地域は急ぐべきです。施設建設は、民間頼みではなく、区が主体となって、区立の施設建設や土地を無償提供して社会福祉法人を公募するなどの手法で行うよう求めます。林試の森公園隣の公有地や荏原第四中学校跡に障害者施設の建設を求めます。それぞれお答えください。

2つ目は、ケアプランをつくる事業所が極端に少なく、必要なサービスが制限されている問題です。

品川区では、3つの拠点相談支援センターが指定特定相談支援事業所を兼ねています。障害者がケアプランをつくる事業所を選ぶことができるのが法の仕組みです。ケアプランをつくる事業所は、品川区では実質3か所で、近隣の大田区が28、世田谷39、目黒13、港14か所と比べて桁違いに少なく、その上、地域割りがされており、自由に選ぶことができない、こんな区は品川だけです。

ケアプランを組む事業所を増やすことと、地域割りではなく、事業所を選択できる仕組みに変えるよう求めます。いかがでしょうか。

食事、着がえ、排せつ、入浴がほぼ全介助の重度障害・支援区分6のひとり暮らしのAさんは、訪問介護は国の基準では1日10時間となっているのに、昼11時から夜7時まで1日8時間に制限されていました。そのため、朝食はとれず、1日2食の生活。病院への通院は時間が足りず、超過した分はヘルパーさんのサービス残業となっていました。10時間が基準だったのに8時間に制限されていたのはなぜか。

相談支援センターでは、責任者も、ケアマネも、区にサービス支給決定基準表があることも、その基準が平成27年に改定されて10時間に延長されていたことも知らなかったということが明らかになりました。品川区は、要綱と支給決定基準表を作成していながら、それをケアプランをつくる事業所にも、それを指導する拠点相談支援センターにも知らせてこなかった、驚くべき実態です。

国は、「指定決定事務における留意事項」を毎年示し、各自治体に支給決定基準の策定と勘案事項を踏まえた適切な支給決定を行うよう求めています。

27年につくった品川区障害者介護給付費等支給決定基準に関する要綱、支給決定基準表を拠点の相談支援センター、指定特定相談支援事業所が知らなかったのはなぜか。品川区が3年間も知らせなかったことに対する反省を求めます。いかがでしょうか。

今から相談や計画策定にかかわる全職員を対象に要綱と基準表を知らせ、研修を行うことを求めます。障害者が希望する必要なサービスが受けられる支援計画へ点検を求めます。それぞれお答えください。

次に、国保料の連続値上げをやめ、区独自の負担軽減を、滞納者への厳しい取り立てではなく、心を寄せた生活再建策こそ、です。

2018年4月、国保の都道府県化がスタート。6月には納付書が届けられ、「毎年なぜこんなに値上がるのか」と悲鳴が上がっています。

都道府県化の狙いは、自治体が独自に保険料の負担軽減のために行ってきた一般会計からの法定外繰り入れを廃止し、その分を保険料の値上げで賄わせるというもの。国による激変緩和措置も、住民にと

っては6年連続値上げです。

「高過ぎて払えない国保料は引き下げこそ」との声は全国から上がり、国も住民負担の軽減へ、国保会計への公費の繰り入れは「自治体ごとで判断いただく」と述べました。

国も認めている法定外繰り入れを継続し、高過ぎる国保料は値上げではなく引き下げこそすべきです。いかがでしょうか。

自治体独自の負担軽減策として、子どもの均等割の軽減に踏み出す自治体が広がっています。収入のない子どもの均等割の軽減は全国に広がり、東京都では昭島市、東大和市、清瀬市が既に実施。23区区長会も要望を上げています。

品川区の国保加入世帯で18歳未満の子どもは何人か。国保加入世帯の18歳未満の子どもの均等割を免除にするためにはどれだけの費用がかかるか。7割、5割、2割の政策減額も加味した額を教えてください。今からすぐにできる軽減策です。国保料負担軽減へ子どもの均等割軽減を品川でも進めるべきです。いかがでしょうか。

この間、品川区は、国保料の収納率を上げるため厳しい取り立てや差し押さえを進め、収納率は23区で1番、差し押さえ率は23区で2番です。これらは、ぎりぎりの生活で苦しむ住民をおどして払わせるという対応によるものです。

区は、滞納度合いによって送付する封筒の色を変え、例えばどぎつい真っ赤な封筒には「差押予告」と書かれた通知を入れて郵送しています。こんな色の封筒が届けば住民は驚き窓口に来ると想定しているのでしょうか。このように住民をおどして窓口につなげることが地方自治体の姿でしょうか。

厳しい取り立てに苦しむ50代男性からの相談です。飲食店で働いていますが、基本給30万は満額支給されることはほとんどなく、賃金未払いのときもある。やむを得ず滞納した国保料3万円を支払っていますが、それを5万円にできないかと区から迫られ、払い切れないと相談に来た人です。何とか滞納分3万円を払っていますが、納期を1日でも過ぎると朝一番に役所から自宅に電話。不在だと職場に電話。「何で1日おくれたのか。約束を破ったのはあなたの責任。5,000円プラスで払ってもらいます」と区は説明し、払えなければ母親の年金2か月で3万8,000円を差し押さえると宣告。相談者はサラ金より恐ろしいと訴えます。血圧は200台、最高で250まで達したこともあるが、国保料を払いながら、お金がないため病院に行けず、常にお金がないことに追い詰められています。それでも区は「マンションを売ればいい。郵便局にお金が入っているでしょう。調べはついている」などと心ない取り立ての言葉。朝6時、気づいたら裸足でマンションの屋上に上がっていた。死のうと思ったと話していました。

区が一方向的に支払額を上げ、払えないという生活実態には目を向けず、生活再建策も示さず、執拗に住民を追い込む。この取り立ては自殺者も出しかねない状況です。国税徴収法では最低生活費は差し押さえ禁止財産と何度も主張してきました。預貯金口座は差し押さえ禁止財産の属性を継承しないという品川区の考えは改めるよう求めます。住民をおどして窓口につなげたり、滞納者を追い詰める厳しい取り立てではなく、住民の苦難を解決する生活再建策を示し、心を寄せた相談体制に転換すべきです。いかがでしょうか。

最後に、情報公開は住民参加と区政発展の土台、公開手数料は無料に、です。

品川区民憲章の第1には、「自由と平等を基本理念として、住民自治を確立し、進んで区政に参加する」と、区民の区政参加を掲げています。

情報公開制度が機能していないと、さまざまな問題が起きてきます。現在でも、例えばモリカケ疑惑や自衛隊日報隠蔽など、深刻な問題が起きています。隠蔽は、行政の腐敗体質を温存させ、住民から見

れば、自ら納めた税金の行方がわからないこととなります。住民が区政に参加する上で、区政にかかわる情報を得ることは権利であり、区が保有している情報は、区政のものではなく、区民の財産です。ほどよい緊張関係が不正や偽装を予防するなど、情報公開は区政発展の土台です。

しかし、この区民の情報公開を品川区は有料にしています。国の情報公開法では手数料などを徴収できるとありますが、品川区で情報公開の趣旨を踏まえ公開手数料を区民に有料としているのは品川区と中央区だけです。高い閲覧手数料に開示請求を諦める人も実際出ています。区は、昨年の決算委員会の答弁で、一定の条件のもと有料としている区を紹介しました。しかし、そのどの区も区民からは徴収しておらず、企業や営業目的のものを有料としています。

有料化の理由を区は「地方自治法第227条が規定する特定の者のための事務に情報公開事務が当たるとし、その労力への負担」と説明します。特定の者のための事務と言いますが、例えば障害のある子どもを持つお母さんが区の障害者福祉の充実を求めて資料の公開を求めることは、特定の者のためでしょうか。区民の財産である公の施設の運営がどのようにされているのか、事業報告などの情報公開が、なぜ特定の者のためなのでしょう。行政情報を知り意見を言うことは、まさに地方自治を体現するものです。このような情報公開がなぜ特定の者のための事務と言えるのか、伺います。

さらに、労力への負担と言いますが、情報公開は、自治体職員にとって日常業務中の日常業務であり、区政発展に係る第一の仕事です。対価を住民に求める受益者負担は間違っています。情報公開手数料は、受益者負担という考えは改め、無料にすることを求めます。いかがでしょうか。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、情報公開制度に関するご質問にお答えいたします。

区では、情報公開請求は、その目的や理由にかかわらず、特定の請求者に対して行う事務と位置づけていることから、地方自治法第227条に基づき、条例を定めて手数料を徴収しているものであります。

区政への区民参加の観点からは、区の施策や事業に関する情報について、窓口や公式ホームページへの掲載などによる情報提供の充実を努めております。近年では、区のホームページでのオープンデータによる情報提供も実施し、総合的かつ積極的に行政情報の公表を推進しております。

また、情報公開制度の運用に当たりましては、その請求者に対し、公開までのプロセスでさまざまな役務の提供が生じることに鑑み、その対価として、受益者負担の考え方に立つものであります。

その他のご質問等につきましては、各担当の部長等よりお答えを申し上げます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

初めに、落下物対策についてですが、本年3月に国が公表した「落下物総合対策パッケージ」は、落下物の予防と事後対策の強化を目的とするものですが、その具体的な内容は示されておりません。区としましては、万が一にも落下物がない取り組みを具体的に示すよう、引き続き国に強く求めてまいります。

次に、国との面談記録の作成についてですが、5回の面談は、そのうち2回が国に対し区民への丁寧な説明の実施などを口頭で求めたものであり、また残りの3回の面談は国が計画内容の説明のために来庁したもので、いずれも交渉を行ったものではなく、目的も明快であったため、議事録作成の必要がなかったものでございます。

次に、人事異動による仕事の引き継ぎについてですが、国から公表されている資料に基づき、適切に

行われていると考えております。

次に、国との面談は、新ルート案による環境影響や安全性について区民の皆さんが不安を感じているとの声から、国の責任においてこれらを払拭することと、地域への丁寧な説明を行ってもらおうよう、国に直接伝えるために行ったものでございます。

その際、環境影響のできる限りの軽減について検討し、地域へしっかり説明するよう申し入れをしたものでございます。区はこれまで国に対し受け入れを表明したことはございません。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

**○福祉部長（永尾文子君）** 私からは、障害者福祉についてお答えいたします。

初めに、グループホームや通所施設の計画についてですが、平成30年度から32年度までの3年間の第5期品川区障害福祉計画において、荏原地区を主として区内の施設開設を推進していくことを明記しております。施設開設に当たっては、条件に合った土地や近隣の方々のご理解等が必要であることから、現在、具体的な数については明言できませんが、同計画に基づき施設開設を積極的に進めてまいります。

次に、施設建設の手法についてですが、区立、社会福祉法人立、民間事業所立とさまざまな形態がありますが、地域の社会資源を生かし、あらゆる手法を駆使して整備してまいります。

次に、公有地の活用についてですが、林試の森公園隣地の国有地等については、地域のにぎわいや防災機能の強化とともに、子育て支援や福祉なども含めた活用を国・都と協議しながら検討しております。旧荏原第四中学校跡地など、その他公有地については、さまざまな行政需要や地域の状況などを総合的に勘案しながら判断してまいります。

次に、指定特定相談支援事業所についてですが、基本相談は身近な地域で相談が受けられるよう地区の拠点相談支援センターで行っているところですが、計画相談のできる指定特定相談支援事業所をさらに増やしていく検討を進めてまいります。

次に、支給決定基準等についてですが、指定特定相談支援事業所に対し、相談に関する要綱等の共通認識を図るとともに、適切なケアマネジメントが行われるよう、連絡会を通じて周知を図ってまいります。

次に、適切なサービス等利用計画作成のためのスキルの向上についてですが、相談支援専門員は、自身の状況、介護を行う家族の状況、サービス利用に関する意向等を総合的に考慮することが求められています。今後も、障害者版福祉カレッジや地域自立支援協議会の相談支援部会等を通じて、相談支援に係る事業所および職員を対象にした研修を充実させてまいります。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

**○健康推進部長（福内恵子君）** 私からは、国民健康保険料についてお答えいたします。

今年度から始まりました国保制度改革では、持続可能な医療保険制度を構築するため、区市町村とともに東京都も保険者となり財政基盤の安定化を図り、加えて、国や都が激変緩和策を行うなど、さまざまな財政支援を実施しております。

法定外繰入金につきましては、国から赤字削減のため法定外繰入金を解消するよう求められており、特別区では、6年間の解消計画を立て、法定外繰入金を段階的に縮小する予定です。一方で、保険料は、国民健康保険の財政運営を支える根幹でもあるため、区では、特別区長会、全国市長会を通じて国や都に対して財源の確保を要望しており、今後も引き続き要望してまいります。

次は、品川区の国保加入世帯の18歳未満の子どもの人数は、平成29年度末現在、約5,700人です。また、国民健康保険料は世帯に対して計算しており、政策減額も同様であるため、18歳未満の子どものそ

れぞれに応じた金額を出すことは困難ですが、例えば単純に年間均等割額を掛けた場合は約2億9,000万円となります。区では、子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもにかかる均等割額や多子世帯への軽減を特別区長会、全国市長会を通じて国や都に対して要望しており、今後も引き続き要望してまいります。

最後に、保険料は、本来、自主納付が原則と考えておりますが、納付に応じない一部の被保険者に対しては、納付相談を通じて滞納整理事務を行っております。国民皆保険制度という相互扶助の考え方にに基づき実施しておりますが、この制度が維持継続できるよう、事務の執行に当たっては、収入や資産の状況、世帯構成など、個々の生活状況を総合的に鑑みて行っております。区としては、制度の安定性や公平性を引き続き図ってまいります。また、保険料の負担により生活が厳しい方につきましては、個々に応じた納付相談などを窓口や電話にて引き続き丁寧に対応してまいります。

○石田ちひろ君 自席より再質問させていただきます。

まず、羽田です。

国の案に対して受け入れを表明したことはないという答弁でしたけれども、ですが、区長は「デメリットを少しでも軽減するよう施策の検討を」と発言しています。これはまさに容認ではないのか、伺いたいと思います。

そして、交渉記録がないためにこんなに重要なトップレベルの交渉の中身もわからない、交渉記録をつくる必要もないなんて、今の国の公文書の改ざんや捏造、隠蔽よりもひどい、異常な状況だと思います。区民の命と暮らしがかかった大問題です。交渉記録は改めてつくることを求めますけれども、いかがでしょうか。

続いて、障害者福祉です。

質問したことに全然答えていただけていないんですが、私が聞いたのは、27年の基準表が事業所等になぜ3年間も知らされなかったのか理由を伺いましたので、お答えください。そして、品川区が知らせてこなかった事実を認めますか、お答えください。

長期にわたって基準よりもはるかに低いサービス支給量で障害者が苦しんでいたわけです。私は本当に罪深いと思っています。改めて反省を求めて求めますけれども、いかがでしょうか。

最後に、国保です。

子どもの均等割軽減は、国や都に求めるという答弁でしたけれども、区独自のものを求めましたので、ぜひ実施をお願いしたいと思います。

そして、品川区は、滞納者への対応は、丁寧に対応させていただくと、きょうも、そしてこの間もずっと同じ答弁です。しかし、その対応は、サラ金より恐ろしいと言われる取り立てで、自ら命を絶つかもしれないというところまで住民を追い込んでいるんです。こうした人を生み出している対応に反省はないのか、伺いたいと思います。

以上です。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 首都圏空港機能強化についてですが、まず、国がこの新ルート案を提案した際に落下物対策や騒音対策、こういったものに対してどういった対応をとっていくのか、こういったものもあわせてその後引き続き国から公表されたものでございます。しかし、区としましては、その国の対策に対して、具体性に欠けることから、もっとさらなる具体性を持った提案をするように求めてきたものでございます。そういった検討をする中で、少しでもデメリットをなくすような、そういった

た方策を考えることがこの落下物対策、騒音対策の取り組みに対して基本的な考え方であるということ  
を国に伝えに行ったものでございます。

交渉記録の必要性につきましては、これは国に対して再三落下物対策、そして騒音対策、こういった  
ものに対する対策を具体的に求めてきたわけですけれども、こうしたかねてから求めてきたことに対し  
て、さらに念を押して、さらに充実した対応を進めていただくよう求めに行ったものでございますので、  
今までの申し入れの内容と何ら変わることがないことから、交渉記録の作成は必要ないものと判断した  
ものでございます。

以上でございます。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

○福祉部長（永尾文子君） 私からは、石田ちひろ議員の再質問にお答えいたします。

まず、指定決定基準表を拠点相談支援センター等が知らなかったことについてということございま  
すけれども、区といたしましては、要綱や指定決定基準表につきまして、拠点相談支援センター等にし  
っかりと浸透されていなかったというふうに認識しております。今後、この指定決定基準表の趣旨や運  
用方法をきちんと理解できるよう、区としてしっかりと研修や説明を図っていきたいというふうに  
考えております。

また、サービスを制限していることについてでございますけれども、サービスを受けるに当たっては、  
やはり一番大事なのがケアマネジメントだと思います。基本としては、本人の望む暮らしを中心に、き  
ちんとしたサービスが提供されるようにということが一番大事なことだというふうに認識しております。  
これまでの現状をきちんと認識し、分析し、その中で、このサービスの提供について、しっかりとした  
ケアマネジメントのもと提供できるように進めていきたいというふうに考えております。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

○健康推進部長（福内恵子君） 石田ちひろ議員の再質問にお答えいたします。

まず、子どもの均等割減額を区独自で行うべきというご質問ですが、区独自に均等割減額を行うこと  
は、その負担を一般財源で賄うこととなりますので、非常に困難というふうに考えております。

次に、滞納の処分についてのご質問でございます。滞納処分につきましては、被保険者の公平性の観  
点から適切に対応しているものと考えておりますけれども、今後も個々の生活状況を丁寧にお聞きし、  
個々に応じた納付相談を行ってまいりたいというふうに考えております。

○石田ちひろ君 再々質問をさせていただきます。

まず、羽田ですけれども、羽田の新ルートを容認していないと、そして落下物もないようにと思っ  
ているのであれば、これまでの国交省交渉で「落下物がゼロにできないなら飛んでもらうわけにはいかな  
い」と幾らでも言えたはずなんです。強化したとされるこの落下物対策でも、国交大臣は「ゼロにでき  
る」と言えなかったんです。国交大臣が言えなかったんですね。ですので、今からでも反対すべきです。  
これでは重大事故が起こりますよ。ですので、それを言わずにデメリットの軽減を求めることは、計画  
容認を表明するものと同じだと思うんですけれども、いかがでしょうか。

そして、障害者福祉です。

障害者が希望する必要なサービスが受けられるように改善を求めますけれども、そのためには品川区  
の反省なしにこの事態の改善はないと私は思います。

なぜ知らされなかったのか、品川区が知らせてこなかった事実を認めますかということでも伺ったん  
です。一番支援を必要とする障害者の皆さんのサービスを低く抑えて苦しめてきたんですよ。品川区が知



らせてこなかった事実を認めて改めて反省を求めますけれども、いかがでしょうか。

最後に、国保です。

今の対応では、住民の払いたくても払えないという実態の解決策にはならないんです。その解決策が全く示されず、住民をおどして追い込むもの、これが今の区の対応です。国保の厳しい取り立てで命を落とす人をつくってはいけないと思うんです。伺いたいと思います。

そして、滞納者の滞納の解決は、おどすのではなく、生活に苦しむ実態をつかみ、解決する生活再建策を示すことこそ自治体のやるべきことではないでしょうか。本人の実態に沿った生活再建策を示す対応への転換を求めますが、いかがでしょうか。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

**○都市環境部長（中村敏明君）** 落下物の安全性に対する取り組みは、どれか1つで万全というものはないというふうに考えております。ゼロにする、限りなくゼロにする取り組み、こういったものを可能な限り、考え得る限り積み重ねることによって、結果的に落下物をゼロできるというふうに考えてございます。

今、国ではさまざまな落下物、安全対策に対する提案を出してきております。しかし、区といたしましても、それでまだまだ万全、あるいは具体性がしっかりしていて実効性にも十分であるというふうに判断をしているものではございません。

したがいまして、引き続き国に対しては安全対策のさらなる検討を求めてまいりたいと考えております。現時点におきましては、まだ国から、そういった取り組みに対して強く求める段階というふうに認識をしております。

以上でございます。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

**○福祉部長（永尾文子君）** 石田ちひろ議員の再々質問にお答えいたします。

支給決定基準につきましては、区が支給に当たっての目安になるというものになっております。本来は本人視点に立ったきちんとしたケアマネジメントが必要ということで、ケアマネジメントの質の向上について、これから区としても全力で取り組んでまいります。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

**○健康推進部長（福内恵子君）** 石田ちひろ議員の再々質問にお答えいたします。

国民健康保険料の滞納の整理の件でございます。厳しい取り立てで区民の方が命を落とすようなことになってはいけないということで、それについてはそのとおりだというふうに思っております。生活の実態をきちんとつかんで、その方の相談に乗りながら、個々に応じた納付相談など、丁寧に対応してまいりたいというふうに考えております。

**○副議長（こんの孝子君）** 以上で、石田ちひろ君の質問を終わります。

次に、石田秀男君。

〔石田秀男君登壇〕

**○石田秀男君** 品川区議会自民党・子ども未来を代表して一般質問を行います。

質問に入ります前に、大阪北部地震で被災された皆様ならびにそのご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

平成30年第2回定例会が昨日開会されました。開会に当たり、当初予定されていた時刻には本会議が開会されないとともに、当日予定されていた日程は会期の決定のみとなりました。

これは、平成30年5月29日、品川区議会臨時会において、松澤議長に対する不信任案が可決されました。理由は、就任時のさまざまな約束を守らない信頼関係の崩壊、施策の把握や理解力の著しい欠如をはじめ、職務怠慢などです。

この間、再三にわたる辞職勧告に対し、6月28日現在、議長辞職の意思を示していないばかりか、議決の重みを理解しようとせず、議会の正常化や信頼回復に対する誠意ある言動、発言もなく、辞職しない、会議に参加してほしい、副議長進行はできないという発言に終始し、今後の展望、打開策を示せていません。

また、6月16日には自由民主党品川総支部総務会が開催され、松澤議員に対し、6月22日を期限とする議長辞職勧告を行い、辞職しない場合は除名処分とすることを全会一致で決定しました。期限までに辞職しなかったため、自由民主党東京都支部連合会へ除名処分申請書を6月25日に石原宏高総支部長名で提出しました。

このように議長と議会の対立が続けば、本会議や委員会が開催されず、品川区の重要案件が審議されず、区民生活に重大な影響を及ぼすことが予想されます。

そこで、改めて6月29日、会議に参加するための打開策を提案しました。現議長のもとでの議会参加には応じることはできませんが、直接選挙で選出された我々品川区議会議員の責務として、副議長進行で会議が進められることが決定したことをもって議会の審議に応じることにいたしました。

再度、松澤議長の即刻辞職を求め、質問に入ります。

濱野区長は、本年9月に予定されている区長選挙に「立候補する」と表明しました。自民党は推薦を決定し、4期目の当選に向け全力で応援してまいります。

区長は、「住んでよし、働いてよし、訪れてよしの品川」「誰もが大切にされる品川」、そして「多くの遺産を次世代に引き継いでいきたい」と言われています。

4期目は、区長の強いリーダーシップですぐ着手できること、そして10年後、20年後の品川を見据えてよかったと感じられる政策の道筋をつけていくべきと考えます。

あすの品川区政について政策提言し、質問させていただきます。区長の公約にもしていただきたく、多くの項目を質問します。各項目ごとに考え方、見解をお答えください。

初めに、羽田空港について伺います。

平成26年7月8日、国土交通省から新飛行経路案が公表され、平成27年8月から平成29年11月にかけて第1から第4フェーズの説明会が開催され、ことしの3月には落下物対策総合パッケージが公表されました。

この間、我が会派は、羽田空港の機能強化には一定の理解をするものの、騒音を軽減する方策、落下物防止を含む徹底した安全管理、環境影響等に配慮した方策を区民に丁寧な説明と情報提供を行い、区民の理解を得るよう、区、国交省に対し強く求めてまいりました。

しかし、現時点で地域の皆様に理解されているとは考えていません。国の対応策が今後示されないのであれば、地域の方々に理解してもらうため、区長から国に対し「現行計画案の見直しも辞さない」などの言葉をぶつけてもらい、地域の方々に理解される対応策、対応を強く求めていただきたいと考えます。

次に、区内の街づくり・商業・産業・観光振興について伺います。

①、現在、大井町・広町地区は、JR東日本と協議し、計画をつくっていると考えます。大井町・広町地区は、下神明駅までを1つの土地と考え、JR東日本、東京急行とも連携し、計画案を作成するべ

きと考えます。

②、京浜急行北品川駅連続立体化事業の計画案が発表され、ことし末の決定に向け進んでいます。当初計画案には駅前広場と書かれていたため、地域の方々の多くは賛成でありましたが、これは駅前交通広場であることがわかり、多くの方々が反対となりました。交通広場を西側に設置し、東側は広場とし、旧東海道沿いの建物が建てられる敷地を残し、旧東海道の道幅は守る。ことし末までに時間は残されていません。早急に地域の要望をよく聞いていただき、考えをまとめて計画案の一部変更をするべきと考えます。

③、品川駅南地域は、西・南・北の3つの街区で協議会が設立され、地権者や地域の方々と協議が進められています。北街区は、品川駅が再整備され南側に自由通路ができると、雨にもぬれず、5分から10分程度で訪れられる地域となります。また、品川浦周辺地域は、歴史的にも豊かな漁場でありました。西街区は、東海道品川宿もあり、土蔵相模とも言われた旅館相模屋もありました。歴史的にも価値があるものを現在は生かしていないと考えます。そこで、歴史を生かしながらも新しい感覚で品川から日本のみならず世界に向けて発信し、大勢の人々が訪れるにぎわいあるまちへとつくり変えていく、可能性を持った地域であると考えます。そのためには、集客施設（アリーナ、学校等）を建設するべきと考えます。

④、林試の森公園周辺の国家公務員宿舎について区の考え方が示されました。しかし、全体の敷地を考えると都との連携が必然と考えます。防災、地域、福祉、スポーツ施設等を都とともに計画し、一体的な整備を行い、地域のにぎわいの向上、安全なまちをつくるべきと考えます。

⑤、先日、会派で吹田市営のパナソニックスタジアムを視察しました。市の費用は使わず寄附金でスタジアムができました。手法はあります。十分な客席を伴い、多目的利用が可能な区立武道館・アリーナ・スタジアムを建設するべきと考えます。

⑥、品川区は約4キロ四方の土地と八潮地区に区民が住んでいます。福祉施設の建設等を要望すると、区も「適地があれば積極的に検討する。しかし、私有地、公有地等を含め適地がなかなかない」と言われています。積極的に取得する努力もしていただきたいと考えますが、建てかえ時期が順次続いてくるシルバーセンターや保育園等の公共施設の複合化を図ることが重要と考えます。さらに、今後の需要の変化があっても公共施設であれば転用計画も立てやすいと考えます。

⑦、清掃事業が平成12年に都から区へ移管されました。その際、区内にある清掃関連の土地は20年間は都有地とし、その後、区有地とすることが決められました。天王洲にある船舶中継所は、天王洲アイランドに直結し、水辺にも面しています。早急に有効活用を図るため、今年度にプロポーザルを行い、変更後すぐに着手するべきと考えます。

⑧、近年、「五反田バレー」といった言葉が生まれるなど、大崎や五反田を中心とする区内にI o T、A I等の新たな情報通信技術に係る情報通信事業者やベンチャー企業等の集積が見られます。これは単にオフィスの賃料や交通の便など外的要因による集積では意味がありません。また、ベンチャー企業等が成功し近隣区へ転出してしまいうことも防がなくてはなりません。新たな地域経済の活性化や地域の魅力向上に向け、新産業のまちづくりをめざしていくべきと考えます。そして、行政のさらなる支援施策の展開も必要と考えます。

⑨、区長は、地域防災をはじめ、高齢者が安心して暮らせ、教育や子育て環境が充実したまちを実現させるには町会の力が重要と捉え、条例を策定しました。我々もそのとおりであると考えます。そこで、各町会に必ず1か所公園を設置するとともに、集会所や倉庫を設置するべきと考えます。

⑩、品川歴史館は貴重な財産と考えます。しかし、現在は来館者が少なく、大変もったいないと考えています。そこで、飲食施設等を設置し、集客ができる施設に改築すべきと考えます。また、建物の大きさにも限りがあり、収蔵庫もいっぱいの状況にあります。東京都のように寄贈していただく基準の改正が必要と考えます。また、現在の収蔵物の整理には学芸員が必要であります。これまで区は非常勤採用で有能な学芸員が区外へ転出してしまっている状況があると考えます。学芸員を正規採用すべきと考えます。

⑪、青山前副知事が監修の23区の格差の中で、品川区の臨海部は都会的なイメージがある、区も水辺空間とあわせて都市型観光エリアをめざしていると書かれています。昨年、品川・大田の連携した水辺イベントが開催されました。念願であった花火も天王洲で実施することができ、大勢の人々の集客が図れました。ことしも10月6日、7日の開催が予定されています。昨年以上の方々が訪れていただけると考えています。水辺の利活用を進めるに際し、特区や都市公園化、屋外広告物条例の緩和などを行い、ボードウォークや栈橋等にクラブハウス等が設置できるようにすべきと考えます。また、栈橋を整備し、近隣地区を含んだ交通網の整備や近隣区と連携した水辺イベント等への継続した支援をしていただきたいと考えます。団体設立にはさまざまな問題を乗り越えなくてはならないと思います。もちろん民間での努力が大前提であります、行政からの側面支援が必要と考えます。

次に、子育てについて伺います。

①、区長の強いリーダーシップにより、ことし、認証保育等を含めると数的には待機児童がゼロとなりました。これは区長の前回の選挙の公約でもあり、我々も大変喜ばしいことと考えています。しかし、人口増、働く女性も増えることが予想されます。気を緩めることなく、さらに対策をとっていただきたいと考えています。こうした状況を踏まえ、改めて公立幼稚園のあり方——これは公立幼稚園であります。改めて公立幼稚園のあり方を再度検討し、方向性を示していくことが重要と考えます。

②、病児保育の開設をさらに進めるべきと考えます。さらに、小学1年生の検討も行うべきと考えます。

③、人口増、働く女性も増える中、保育園事業に税の投入は毎年増加しています。在宅で子育てをしている世帯への支援として、オアシスルームの増など対策を行っていることも理解しています。さらに、親と子どものスキンシップなどが図れるよう用途拡大を検討し、「在宅子育て応援券」などの支援策を導入すべきと考えます。

④、学校、児童センター、すまいるスクール等で協力していただいているボランティアの方々がいます。それぞれのところで人材確保を行っていますが、なかなか確保できない施設もあると聞いています。区での人材の一元化を図るべきと考えます。

⑤、北浜公園ではプレーパークが整備され、運営をお願いしている事業者のご努力もあり、大勢の子どもが利用し、にぎわっています。荏原地区にも整備をするべきと考えます。

次に、東京オリンピック・パラリンピック開催について伺います。

①、先日、天王洲野球場で世界初のブラインドサッカー世界大会が開催されました。区長の英断に感謝しています。また、水泳大会の開催など、今後も障害者スポーツに力を入れている品川区と言われるよう、障害者スポーツの普及のため、品川区内に障害者総合スポーツセンターを誘致すべきと考えます。

②、先日、広島で開催されたアーバンスポーツ世界大会を視察してきました。10万人を超える来場者があり、大変にぎわっていました。多くの地方自治体の職員、議員が視察に来ていました。品川は、都

心であり、地の利もあります。天王洲野球場3面を使えば誘致できると考えます。また、オリンピック競技にならなかった、またなれなかったスポーツの世界大会や国内大会を2020年、東京で開催しようという話を伺いました。品川区で開催できるよう早急に調査し、実現に向け行動をするべきと考えます。このことにより、世界各国さまざまな競技との接点ができ、開催後のレガシーにもなり得ると考えます。

③、オリンピック・パラリンピック成功に向け展開してきた機運醸成やオリ・パラ教育など、各種施策を一過性に終わらせないための支援体制が必要と考えます。

次に、教育について伺います。

①、区固有教員は、子どもにとっても人生の相談相手となり、重要と考えています。各学校に1名は配置できる体制を構築するべきと考えます。

②、脱温室育ちのため、生き抜く力を身につけるため、部活動の強化が必要と考えます。現在も登録数は多いと理解していますが、内容が重要と考えます。指導する教員の資質、資格や外部指導員の導入など、環境整備が必要と考えます。

次に、高齢者対策について伺います。

①、高齢者の施設整備については、計画の早期実現に向け、取り組んでいただきたいと考えます。その中で、地域包括システムの中でも中心となる住まいがあり、在宅支援が高齢者家族にとっても重要と考えます。その中で、急性期病院からリハビリ病院、在宅となりますが、リハビリからスムーズに在宅へと移行できない例も多く、介護付き有料老人ホームへ入所する方もいます。料金の課題もあります。そのつなぎとしてシェアハウスのような施設で訪問診療等を受ける事業が行われています。品川版シェアハウスを研究し、支援できる体制を構築するべきと考えます。

以上、前向きな答弁をお願いし、それぞれの項目についての見解、お答えをいただきたいと思っております。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） ただいまは品川区のまちづくり・商業・産業・観光振興について幅広いご意見をいただきました。2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて多くの方々がこの品川に訪れてくださることと思います。そうした方々にとって品川というところが魅力的なまちだということを知っていただくということは大変に重要なことだというふうに加え、ご質問のさまざまな点について前向きに考えていくべきと拝聴いたしました。

まず、大井町・広町の開発にかかわる広域的な考えでございますが、JR社宅跡の広大な敷地でのあの開発は、区の中心核である大井町の発展に大きな役割を果たすものと考えており、東急下神明駅一帯まで含めて考えることは、まちづくりの観点から大変重要と捉えております。当面は、広町の都市計画を具体的に検討する必要があることから、JRとの調整を行い、下神明エリアのあり方を視野に入れながら、東急とも連携を図り、検討を進めてまいります。

次に、北品川駅前広場計画につきましては、都が進める京急本線連続立体交差化事業に関連した事業として、現在、都市計画手続を進めているところでございます。旧東海道の景観と歩行者の安全に配慮した広場となるよう、引き続き地域からのご意見などを踏まえ検討を進めてまいります。

次に、品川駅南地域の集客施設につきましては、品川浦周辺地区再開発協議会におきまして、現在、再開発のコンセプトに合わせた具体的な計画が検討されているところであります。区におきましても、地域資源を生かすために魅力ある集客施設は必要と考えておりまして、再開発協議会とともに検討してまいります。

次に、林試の森公園隣接の国家公務員宿舎跡についてですが、都は、防災機能向上のため、公園として拡張したいとする中、区は、防災やにぎわいをはじめ福祉なども視野に入れた複合施設を検討しており、これまでも都と協議を重ねてきたところであります。地域の要望や行政目的を効果的に達成するためにも、今後の連携、協力をさらに強めてまいります。

次に、多くの客席を持った多目的に利用できる施設の整備であります。区のにぎわいやスポーツ振興、国際化などに寄与するものとして、施設形態や集客規模、運営方法、設置場所など、その具体化に向けて検討を進めてまいります。

次に、公共施設の複合化についてですが、平成29年策定の品川区公共施設等総合計画の考えに基づき、区有施設の更新時には、複合化や多目的活用を基本として、先々の転用も含め、検討してまいります。

次に、東品川清掃作業所跡についてですが、現在、用途制限解除後の活用について検討を進めており、早い段階での活用案提示を行い、早期の計画着手に向けて努力してまいります。

次に、IT企業振興であります。昨年度より情報通信事業者の連携を支援する取り組みを行っております。区こうした取り組みもあり、現在、ベンチャー企業数社による「五反田バレー」の社団法人化準備が進められていると聞いております。製造業をはじめとする区内中小企業との相乗効果も図りながら、新たなイノベーションを生む拠点都市をめざし、「五反田バレー」との連携を強化してまいります。

次に、公園のない町会への対応についてですが、それぞれの地域における現状や要望を踏まえ、その設置に向け取り組んでまいります。

また、集会所等につきましては、これまでの町会会館の建設補助に加え、条例制定後には、賃借料や会議室等使用料の助成など、支援を拡充してきております。適地等さまざまな課題はございますが、施設の複合化等の機会も捉えつつ、地域の状況に応じた集会所機能等の整備に向けて検討してまいります。

次に、品川歴史館についてですが、建築から33年が経過し老朽化が進んでいることから、早急な施設の更新・改修の検討が必要であり、その中で集客や収蔵のあり方、人的体制についてあわせて考えてまいります。

次に、水辺の利活用についてであります。水辺は重要な観光資源の1つであり、さまざまな課題があることは区としても認識しているところであります。近隣区や民間事業者と連携を図り、必要な支援等を行いながら、少しでも課題を解決し、にぎわい創出に取り組んでまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当よりお答えを申し上げます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、教育に関するご質問にお答えいたします。

まず、区固有教員についてですが、現在26名が勤務しており、一貫教育の核となる市民科や英語科の充実、そして品川コミュニティ・スクールの運営等、区の教育施策推進の役割を担っております。「ずっと品川の先生」として、さまざまなニーズに応えられる教員になれるよう育成を図ってまいります。

また、現在は義務教育学校を含めた15の中学校区に2名ずつ計30名を目途に計画を進めている最中ですので、今後の成果と課題を見きわめつつ、配置のあり方を検討してまいります。

次に、部活動についてです。教育委員会では、指導体制の整備をはじめ、児童・生徒にとって望ましい環境整備を行うことは、活動の充実のために重要な課題であると捉えており、引き続き外部指導者等の配置を充実してまいります。

また、指導者の資質向上は、部活動の目的の達成につながる大切な要素であるとも考えております。

これまでもグッドコーチ賞を受けた教員から学ぶ研修等が実施されておりますが、今後は指導者全般に対する研修の機会を設けるなどして指導方法や内容の充実に努めてまいります。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

**○都市環境部長（中村敏明君）** 私からは、羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

新飛行ルート案につきましては、これまで国により4期にわたるオープンハウス型説明会やニュースレターの発行など、地域に対する周知と説明が行われてきました。また、安全対策として、落下物の予防と事後対策となる「落下物対策総合パッケージ」が本年3月に公表されました。騒音影響の軽減方策につきましても、着陸料の見直しによる低騒音機の導入促進や、防音工事助成の要件緩和などが示されました。

一方で、新飛行ルート案について「よく知らない」「知らされていない」とする地域の声はまだ多いこと、また、「落下物対策総合パッケージ」や防音工事助成の具体的内容が示されていないなど、区民の不安の払拭につながる国の取り組みはまだ不十分と考えております。

地域ではさまざまな声があることも承知しております。また、今回の議員からのご質問を重く受けとめているところでございます。今後、こうした状況のまま、これ以上の具体的な対応策が示されずに計画が進められるとなれば、区としても納得できるものではありません。区としましては、地域の声をしっかりと国に届けるとともに、早急に具体的な対応策を示すよう今まで以上に強く国に求めてまいります。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

**○子ども未来部長（福島進君）** 私からは、子育てについてのご質問にお答えします。

公立幼稚園でございますが、現在、品川区独自の幼保一体施設5園、4歳児から受け入れを行う幼稚園単独施設4園を設置しているところです。また、国による子ども・子育て支援制度の中で、認定こども園といった制度も新たに整備されてきました。そのような状況を踏まえ、今後の公立幼稚園のあり方について研究を進めてまいります。

次に、病児保育の開設ですが、保育園等に在園する保護者の就労を支援するため、今後も計画的に進めてまいります。小学1年生の利用については、国や都の補助制度の動向等を注視してまいります。

在宅子育て応援券につきましては、区事業と給付サービスのあり方について、オアシスルームや児童センター事業など、これまでの取り組みを検証し、発行の必要性を検討してまいります。

次に、ボランティアの確保についてですが、学校におきましては、コミュニティ・スクールとしてさまざまな教育活動の支援に関わる地域人材が増えてきており、今後、さらに各学校で蓄積した人材情報を学校間で活用しやすいよう整理してまいります。また、すまいるスクールのボランティアでは、複数の学校で事業にご協力いただいている状況もございます。今後、各施設で活躍されている方々の一元化などを含め、施設間で人材情報を共有するなど、効果的な運用に努めてまいります。

最後に、プレーパークですが、荏原地区での開設は以前より強く求められてきており、今後、事業の運営体制とともに、公園施設の再整備の中で進めてまいります。

〔文化スポーツ振興部長安藤正純君登壇〕

**○文化スポーツ振興部長（安藤正純君）** 私からは、東京オリンピック・パラリンピック開催についてお答えします。

まず、障害者総合スポーツセンターの誘致についてですが、区は、これまでも都に対して城南地区に設置するよう要望してまいりました。区民に身近なスポーツの活動拠点は、スポーツに触れる機会の拡

充につながり、さまざまな種目を楽しむことができるとともに、障害者スポーツの普及促進となることから、引き続き要望してまいります。

次に、都市型スポーツイベントの誘致についてですが、区としましては、各種スポーツイベントと区内の観光資源とを結びつけて、品川区の魅力を楽しんでいただき、繰り返し訪れたいと思うようなスポーツツーリズムの仕組みづくりとともに研究してまいります。

次に、オリンピック・パラリンピックにかかわる各種施策の支援体制についてお答えいたします。

区は、区内開催競技と応援競技の3競技を中心とした啓発イベント等さまざまな機運醸成事業を展開しておりますが、大会終了後も指導者の確保、参加機会の拡充など継続してスポーツ活動ができるよう、競技団体等と協力して支援体制に努めてまいります。

また、全ての学校では、オリンピック・パラリンピック学習を通して、おもてなし・スポーツ志向・障害者理解・国際的視野・和の心の5つの資質を育てております。これらの取り組みが、一過性のものでなく、大会終了後もレガシーとして引き継がれるよう、スポーツ・文化・芸術のさらなる振興とともに、区民参加型の奉仕活動を通じたボランティアマインドの育成、障害者理解の推進等、関係各課で連携しながら全庁的に取り組んでまいります。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

○福祉部長（永尾文子君） 私からは、高齢者施設の整備に関するご質問にお答えいたします。

医療的対応が必要な要介護高齢者が増加している中、入院、退院、在宅復帰を通じて切れ目のないサービスを適切に提供することは重要な課題であると認識しております。

高齢者の住まいにつきましては、ケアハウスの整備やサービス付き高齢者住宅の家賃助成などを行ってまいりました。

今後も、在宅復帰に当たり、安心して在宅生活の継続ができるよう、多様な施設の整備に合わせ、医療と介護の連携体制の強化・充実を図ってまいります。

ご提案のありました品川版シェアハウスにつきましては、サービスの内容、利用者負担、他施設とのバランス、財源などを総合的に研究してまいります。

○副議長（こんの孝子君） 以上で、石田秀男君の質問を終わります。

次に、いながわ貴之君。

〔いながわ貴之君登壇〕

○いながわ貴之君 国民民主党・無所属クラブを代表して一般質問を行います。

質問に入ります前に、昨日は議長不信任が可決する中、議決の重みを受け、日程どおりの議会進行ができませんでしたが、区民生活に直結する多くの議案審査が滞ることは避けなくてはならない、強い思いの中、我が会派も議会の正常化に向けさまざまな取り組みを行ってまいりました。この間、区民の皆様をはじめ区長ならび職員の皆様におかれましては、ご心配おかけしましたことをおわび申し上げる次第でございます。何よりも議会正常化による区民生活の向上を考え、質問に入ります。

初めに、中小企業振興についてお伺いしてまいります。

事業承継支援事業の推進についてお伺いいたします。

数年前、区民委員会の行政視察で、国が認定支援機関として設置した札幌商工会議所内にある北海道事業引継ぎ支援センターを視察しました。経営者の高齢化や跡継ぎの不在など、技術や顧客を抱える事業者が廃業してしまうことは、地域活性化の観点からも存続させなくてはならないという考えの中、雪深い広大な北海道をも電車等で移動して、直接事業者のもとに赴き、相談に乗り、金融機関にも同席す



るというお話を伺いました。地域事業者にとっても充実した制度であり、ある意味、経営者の不安が払拭する取り組みであると考えます。

本区も、区内中小企業の多くが高齢化による後継者不足等に直面している現状があることを踏まえ、必要かつ効率的な事業承継支援策を実施し、世代交代の促進と地域経済の発展および雇用の維持・拡大を目的として、他区に先駆け、平成28年度に事業承継センター株式会社を受託者として本区独自の事業承継支援事業をスタートし、その目的追求のため事業執行していることは評価するところであります。

同年度には、金融機関や東京商工会議所品川支部、品川産業協会、品川区、業務受託者などで組織される事業承継に係る連絡協議会を設置し、本格的に事業承継支援事業をスタートさせ、今年度で3年目を迎えますが、事業の成果、実績、区内事業者に向けての制度の周知方法について、本区のご所見をお伺いいたします。また、事業承継には、親族への承継、従業員への承継、第三者への承継、M&Aが挙げられますが、本区の望む事業承継の類型とは何か、事業者の望む類型とは何か、本区のご所見をお伺いいたします。

区内中小事業者等が住みなれた区内で相談できることは、ある意味、さまざまな不安を払拭でき、安心して窓口に行くことができることは言うまでもありません。区内の事業者が信頼の置ける区内団体の窓口で相談を完結する。このことを考えたとき、受託事業者が港区に所在するというところに違和感を覚えるのは私だけでしょうか。支援事業自体、事業者の税務管理をしている税理士の中でもあまり周知されていないという現状も一部あり、支援事業が経営者に広く周知されていないことが考えられます。

さきに述べたように、東京商工会議所では国の認定支援機関として支援業務を行っておりますので、その品川区版があってもよいのではと考えます。例えば東京商工会議所品川支部と連携を図り、支援に必要な区内の税理士や公認会計士、中小企業診断士、弁護士等の団体等で組織する相談窓口を設置することや、区内もしくはそれに関連する他区企業等とのマッチング支援、周知活動を行うことこそ、その本質に合致していると考えますが、本区のご所見をお伺いいたします。

また、品川区内には今後も大企業はもとより中小企業が集積することが考えられるからこそ、区内の企業情報等に精通している東京商工会議所品川支部こそが区内中小企業を牽引し、地域の活性化、にぎわい創出を行っていく1つの礎となり、受託事業者になり得ると考えますが、本区のご所見をお伺いいたします。

次に、中心市街地の渋滞緩和についてお伺いしてまいります。

初めに、交通量調査についてお伺いいたします。

四季劇場「夏」が2010年7月にオープンされて以降、大井町駅周辺を取り巻く交通環境は大きく変わってきていると感じるところであります。さらに、劇団四季「新キャッツ・シアター」がことし8月に開幕することもあり、都内はもとより、地方から修学旅行生など大型観光バスを利用した観劇に訪れる来賓客が今後増加することが見込まれ、駅周辺の交通渋滞が発生することを危惧するところでもあります。また、大崎駅周辺オフィスビルからJR大井町駅へ直通の中型バスも運行されていることや、JR広町アパート跡地に建設中のスポル品川も8月にオープン予定であることから、それを利用する方々が車両を利用した場合、さらに渋滞や利用客の駐車場の確保が厳しい状況になることが考えられます。

これらの施設は、日常生活圏であるサンピア商店街や大井銀座商店街に近接し、東西に走る都道は片側1車線であり、大型車両の通過時には建物の揺れを感じることも危惧される中でありますが、品川区役所入り口の五差路などで交通量調査を実施されていると思いますが、本区が近隣住民の立場に立ったとき、その調査結果をどのように受けとめ、どのような対策が必要とお考えになったのか、本区のご所

見をお伺いします。

次に、大型車両の規制についてお伺いします。

平成27年第1回の代表質問において、補助26号線が開通することによる大型車両の車両規制について質問させていただき、「補助26号線開通後の大型車両通行による影響について、大井町駅周辺に通り抜けの車両が入ってきた場合、交通渋滞の発生が考えられる。区では、既に完了している補助163号線一本橋区間から補助205号線を経て、池上通りに抜ける大型車も含めた車両の誘導を考えている」とご答弁をいただきましたが、現状、池上通りに抜けるには、三ツ又五差路を抜けざるを得なく、日常生活圏である大井本通り商店街を通行しなくてはなりません。このことから、大井町周辺に流入する大型車両の一定の規制が必要と考えますが、改めて本区のご所見をお伺いいたします。

次に、一時待機場所等についてお伺いします。

さきに述べたように、観光バス等の往来が増加する中、不規則に観光バスが一時待機（駐車）をしていることや、国道15号線方面や大崎方面、大井町西口方面など至るところから大型観光バスが劇場に進入しており、1台の駐車があれば、それが渋滞の要因になっていくことは容易に想像できます。劇団四季の公演時間は約2時間30分と言われておりますので、その間の大型観光バスなどの待機場所や駐車場の確保が必要になってくると考えます。大型観光バスの進入路や一時待機場所について一定の規制やルールを定めることも必要と考えますが、本区のご所見をお伺いいたします。

次に、有効な防災対策についてお伺いしてまいります。

初めに、人工知能による防災対策についてお伺いします。

本区は、過去において全国で発生する自然災害のみならず、区内で発生する多くの自然災害等の事象を防災対策に生かしており、緊急時に必要とする区民への情報発信、通信手段、カメラ等による情報収集、情報管理等、大変充実しているものと認識しておりますが、災害時など、それを予見する情報収集、情報分析のシステム整備が多少おこなわれているのではと感じるところですが、現時点でどのような収集・分析を行っているのか、本区の現状をお伺いいたします。

また、限られた職員等の配置の中では、情報量が限られてくることを危惧するところではありますが、近年では、全国に張りめぐらされた地震観測網や交流サイト（SNS）上の膨大なデータを瞬時に解析し、被害軽減や迅速な救助・救援に役立てる技術開発が急速に進展してきており、まさにビッグデータや人工知能（AI）が防災を大きく変えると言われております。

ご存じだと思いますが、昨年7月に発生した九州北部豪雨では、SNS上の膨大なツイートをAIが瞬時に分析し、JRの鉄橋が洪水により落橋したことをJRより早く大分県災害対策本部が、その情報を突きとめ、車両事故を未然に防いだという事例がございます。この分析で活躍したのが、国立研究開発法人情報通信研究機構が開発した自然言語処理技術「ディサーナ」であります。このシステムを災害本部の情報システムに組み込み、ツイッター等の膨大な情報分析し、目撃者のつぶやきから被害を把握したそうです。

こうしたAIを駆使した防災・災害対策は、今後、導入を検討する価値はあります。また、この技術は、帰宅困難者を安全に一時滞在施設等に誘導するため、情報収集・分析や避難所運営などにも利用することが可能でありますので、こうしたシステムの導入も必要と考えますが、本区のご所見をお伺いします。

次に、助成制度の利用状況についてお伺いいたします。

本区で行われている住宅に関連する各種助成制度は、非常に充実していると認識しております。例を

挙げますと、住宅改修では「住宅改善工事助成事業」や「住宅・建築物耐震化支援事業」、建てかえに際しては木密地域不燃化10年プロジェクトによる住宅の「取り壊し」「住みかえ」「建てかえ」に関する助成、これに加え、太陽光発電システム設置助成などがあります。しかしながら、制度が充実している反面、これを利用したい区民の目線で見ると、多岐にわたる各助成制度の窓口が制度を所管する各課にまたがっており、受けられる助成を把握することが容易でないという課題があります。これを前提にお伺いをしてまいります。

本区においては、特に改善が必要な木密地域を中心に、避難や救援に資する道路や公園等の社会基盤の整備とともに、区内に多く存在する老朽木造住宅等を倒れない、燃えない建物にするため、個別の建物に対するさまざまな助成制度を推進されていることは重々承知しておりますが、区民が安全に過ごすため、防災まちづくりにはさらなる助成制度の効果的な活用が重要であると考えております。

改善が必要な木造住宅等への助成として木造地域不燃化10年プロジェクトや耐震化支援事業等による助成制度が既があり、積極的な活用が図られていると認識しておりますが、特にここ数年、制度利用が進んでいる木密地域不燃化10年プロジェクトや耐震化支援事業等による木造住宅等の解体など、助成金全体の実績とそれに対する評価について、本区のご所見をお伺いいたします。

次に、助成制度の周知方法についてお伺いします。

さきに述べましたが、木造住宅等の解体のほか、引っ越しや建てかえに際しても助成制度を設けております。また、建てかえだけではなく、住宅改修を行う際に利用できる助成制度も多くありますが、利用する制度により窓口が異なることから、区民にとっては事前に要件に該当する助成金を調べ、その助成金ごとの窓口へ赴く必要があり、特に高齢者等にとっては簡単なことではないと考えております。住宅に係るさまざまな助成制度の周知方法や案内をどのように行っているのか、改めて本区の現状をお伺いいたします。

多くある助成制度の中から区民がそれぞれのニーズに合わせた制度がわかり、そのためにどの窓口に行けばよいのか、助成金がどのくらい出るのかを簡単に調べることができると、制度の利用促進がされることに加え、区民への制度周知もさらに促進されるものと考えております。

そこで提案でございますが、パソコンやスマートフォンを使い、区民がこれから行おうとしている住宅の建てかえや改修に関するデータ、すなわち建物の所在地や建築年月日等を入力することで、自らが利用可能な助成制度や受けられる概算助成金が簡単に検索でき、それぞれの手続に必要な書類や窓口がわかり、そして助成金の申請書類の一部も作成できるようなインターネットのサイトを開設するという施策であります。これにより、木密整備推進課や建築課、環境課、住宅課など、建築物の改修や建てかえ等に係る全ての課の助成金が一目でわかるとともに、制度利用の一層の促進と助成制度の本質の理解に有効と考えますが、本区のご所見をお伺いいたします。

区内における住宅の改修や建てかえ等に当たっては、本区は区内の建設組合等とさまざまな形で協力を進めていることは承知しております。官民が協働の観点で一体となり、防災まちづくりを着実に推進していくことが必要不可欠であり、本区の各種助成制度の周知や利用促進を図る上で、地域の建設事業者や区内建設組合等の協力が最も効果的であり、区役所へ赴かなくても建設事業者等への相談の段階で各助成制度のご案内ができるよう、先ほど提案したシステムを導入し、運用も含め、区内業界団体と密な協力体制のさらなる構築が必要と考えますが、本区の所見をお伺いいたします。

最後に、水辺の有効活用についてお伺いしてまいります。

初めに、今後の舟運事業の展望についてお伺いいたします。

そもそも舟運は河川等を利用した物資や人を運搬することから始まり、その歴史は400年以上さかのぼり、物資や人を運ぶため水路網を整備することにより、それらが内陸奥深くまで運ばれるようになり、その付近には物資や荷揚げをする棧橋や倉庫、問屋、市場が集積し、そこには雇用が生まれ、労働者のための商店や飲食店などが立ち並ぶようになり、水路を中心に人口が爆発的に増加し、にぎわいと活気あふれるまちになり、船による移動や屋形船、水辺周辺での夕涼みなど、人々は楽しみを見出すようになったと言われております。水辺周辺が大きなにぎわいにつながることは、現代でも同じであると考えております。

本区の舟運への取り組みを要約いたしますと、平成23年度より水辺利活用イベント事業をスタートさせ、屋形船等を活用した事業により水辺の魅力をPRするとともに、水辺観光としての可能性を模索し、平成24年度には、水辺の基本計画・行動計画を策定し、水と緑に親しめる環境の整備の促進を図り、平成27年度には、水辺の観光促進、観光舟運の活性化、舟運による広域連携などを盛り込んだ品川区都市型観光プランの策定を行い、本格的な舟運事業がスタートしました。以降、舟運社会実験の実施、区内棧橋の利用検討、通航マナーイベントなど、事業実施から毎年その進展が見られ、本区の舟運事業に対する意欲を感じるどころであり、事業を積極的に実施していることを高く評価します。

東京を水の都に例えるのであれば、本区はまさに水都品川と言っても過言ではありません。その水辺をいかに有効利用していくかが舟運事業であり、今後は水辺と陸が一体となり、そこから派生する人々が品川区全域を回遊できる施策や整備を行う必要があると考えますが、本区のご所見をお伺いします。また、水辺に関連する協議会や大田区などの他行政との連携が重要であることは言うまでもありませんが、連携の現状と今後の本区における舟運事業に対するビジョンをお聞かせください。

最後に、備船契約についてお伺いいたします。

屋形船などの海上運送事業者が本来の目的で航行する場合は、海上運送事業法上の旅客不定期航路事業の許可もしくは届け出が必要であり、国土交通省関東運輸局に多くの複雑な書類を提出することは言うまでもありません。品川区やしながわ観光協会、水辺に関する協議会など、海上運送事業者以外の団体がイベント等の事業で屋形船やクルーズ船等を運航する場合、海上運送事業者との間に備船契約を締結することにより、不測の事態が起きた際の保険対応や航路申請等がスムーズに行うことができ、事業全体が円滑に進めることができます。

本区における水辺を中心とした都市型観光を創出し、充実したものにしていくのであれば、海上運送事業者との間で備船契約の考え方も必要でありますので、調査・研究を行い、安全で、よりよい水辺環境の創出を実施していただきたいのですが、本区のご所見をお伺いいたします。

また、多くの複雑な書類を作成し所管に提出するまでには時間と労力が発生します。こうした事務手続に関しても本区として一定の支援をしていく必要があると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

今後、さらなる水辺の有効活用を円滑に進めていくことを考えるのであれば、海図上の本区の水域やその周辺におけるこうした許認可や届け出について規制緩和をすることも必要と考えますが、本区のご所見をお伺いいたします。

以上で国民民主党・無所属クラブの一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、事業承継支援事業の推進についてお答えいたします。

初めに、成果についてですが、事業承継セミナーは、これまで12回開催、延べ262名の参加となって

おります。訪問相談は45社、延べ66回の実施、昨年度から実施した「後継者塾」は全8回の連続講座で20名の参加、事業承継支援資金融資あっせんは8件、約1億6,000万円の融資実績となっております。

「安易に相談できる問題ではないが、安心して相談できた」「承継計画を策定できた」等、好意的なご意見を多く頂戴しております。

次に、周知についてですが、ホームページや産業ニュース特集号による広報に加え、永年継続事業所顕彰式と同時に開催いたしました「事業承継フォーラム」など、さまざまな場面で効果的な事業周知に努めております。

次に、事業承継の類型についてですが、昨年度のアンケートでは、後継者候補として、親族を予定が43.9%、社内人材17.1%、社外人材5.0%、M&A3.5%となっております。区といたしましては、各事業者の状況や意向が十分反映され、地域の活力が失われることなく、円滑に事業承継がなされることが重要と考えております。

次に、東京商工会議所品川支部と連携した相談窓口の設置についてですが、東商品川支部はじめとする産業関連団体や区内金融機関で構成する連絡協議会を区が設置し、連携して支援を行っております。国は、地方自治体を中心とした地域の支援機関のネットワーク化を推奨しており、連絡協議会の中においては、「初期の課題整理など、専門家のビジネスになる前の段階で区が適切に取り組んでいる」との評価もいただいているところでございます。

また、マッチング支援は、東商が国から受託している東京都事業引継ぎ支援センターにつなぐなど、身近な相談窓口である区と専門的支援機関との役割分担も適切に行われていると考えております。

最後に、委託事業者についてですが、現事業者は簡易プロポーザル方式により選定したもので、国の検討委員を務めるなど、事業承継に特化した知見を有しております。セミナーや相談業務なども区内会場や相談先企業において実施しているところであります。

ご指摘の税理士等への周知も含め、産業関連団体などにより連携を図りながら支援に努めてまいります。

その他のご質問等については、各担当よりお答えを申し上げます。

[都市環境部長中村敏明君登壇]

**○都市環境部長（中村敏明君）** 私からは、中心市街地の渋滞緩和策と有効な防災対策についてお答えいたします。

初めに、中心市街地の渋滞緩和策についてですが、新たなまちづくりの動きに伴う交通計画を進めるに当たっては、現況の交通量の調査とあらかじめ予測した交通量の結果をもとに、道路管理者や交通管理者と協議を行っているところでございます。大井町駅周辺地区につきましては、昨年度、現況の交通量調査を実施し、現時点において大きな混雑がないことを確認しておりますが、今後、補助26号線の開通も踏まえた交通量の予測を行い、まちづくりに必要な交通規制などについて検討してまいります。

また、劇場への大型バスの進入経路と待機場所についてですが、劇場事業者からは、統一経路を定め、事前に来訪団体への周知を行っており、また、バスの駐車についても、敷地内に7台の駐車場を設け、事前調整を行いながら運用しているとのことで、区としましても、今後の状況を注視しながら、地域交通に支障がないよう必要な指導、調整を行ってまいります。

次に、有効な防災対策についてお答えいたします。

初めに、人工知能による防災対策に関するご質問のうち、現在の区における情報収集・分析の現状についてですが、発災時には、各地域センター、各区民避難所などで収集した情報、警察、消防等防災関

係機関からの情報のほか、マスコミ情報などを災害対策本部で集約し、我々担当者が総合的に分析した結果を具体的な災害対策に反映することとしております。

次に、AIを駆使した防災・災害対策についてですが、「対災害SNS情報分析システム（ディサーナ）」については、区としても既に講習会に参加するなど情報を収集し研究しているところです。SNSの情報活用することは有効な手段の1つだと考えており、今後の技術開発の動向も踏まえ、引き続き研究してまいります。

次に、老朽木造住宅等への助成制度についてですが、木密地域不燃化10年プロジェクトと住宅・建築物耐震化支援事業による除却助成の実績は、平成29年度までで合計1,009件でございます。両事業とも、制度の拡充や重点的な周知の実施により、近年の助成件数は前年を上回る状況で推移しているところでございますが、安全・安心のまちづくりに向け、さらなる実績向上に向けた努力が必要であると認識しております。

次に、住宅にかかわる助成制度の周知方法についてですが、現在、さまざまな制度の内容を「すまいの情報」という冊子に取りまとめ、窓口での周知や相談を行うとともに、各地域センターのサービスコーナーでのチラシの設置や、統合ポスターでの周知など、区民の目にとまりやすい工夫をしているところでございます。

インターネットサイトの開設につきましては、区としましては制度の周知と助成金申請の支援に有効と考えます。現在、区のホームページにおいて制度の内容について一定程度の情報を掲載しておりますが、わかりやすい周知と助成制度を利用する方に対して少しでも助けになるような工夫について、さらなる検討を行ってまいります。

区内の団体等との協力につきましては、これまで制度の内容について関係団体へ説明を行い、例えば区内の施工業者で組織する建設4団体等が主催する相談会やセミナーなどで事業の紹介をしてもらうなど、協力をいただいているところでございます。インターネットサイトの利用も含めたさらなる区民への周知について、引き続き検討してまいります。

〔防災まちづくり部長藤田修一君登壇〕

**○防災まちづくり部長（藤田修一君）** 私からは、水辺の有効活用についてお答えをいたします。

まず、舟運事業については、区の水辺のにぎわい創出において重要な取り組みの1つと考えてございます。具体的には、区内の内陸部に拠点となる五反田リバーステーションの整備に着手したところでございます。既に設置されている栈橋においても、舟運の拠点として再生することを目的に、照明やバリアフリーの整備を行ってまいります。

また、水辺関連団体や周辺区との連携については、大田区が8月に実施予定の舟運事業では、しながわ水族館の栈橋を利用することや、目黒川では、品川区観光振興協議会に専門部会を設け、目黒区の関係者を含め、利活用の推進について協議するなど、日ごろより連携を深めております。

今後は、東京2020大会やその先を見据え、区内の水辺を観光・交流の軸として、区内全域が外国人観光客を含む多くの人でにぎわうことをめざして取り組んでまいります。

次に、傭船契約についてですが、現在、水辺を活用したイベントなどにおいては、主催者が個別に舟運事業者と契約し、事業を実施しているところでございます。今後、傭船契約や申請手続、また規制を踏まえた事業実施上の課題等については研究を進め、水辺を生かした観光の充実を図ってまいります。

**○副議長（こんの孝子君）** 以上で、いながわ貴之君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後 3 時26分休憩

○午後 3 時40分開議

○副議長（この孝子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

あくつ広王君。

〔あくつ広王君登壇〕

○あくつ広王君 私は、区議会公明党を代表して一般質問を行います。

質問に先立ちまして、本年 6 月 18 日に発生しました大阪北部地震でお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災をされた皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

初めに、総合的ながん対策について質問します。

質問の 1 点目は、がん対策先進区をめざす決意と品川区版がん対策推進計画の策定について伺います。

我が国の死因の第 1 位はがんであり、日本人の 2 人に 1 人はがんになり、3 人に 1 人ががんで亡くなっています。

平成 29 年の品川区の死因内訳でも、2 位の心疾患、3 位の老衰を大きく引き離し、第 1 位は「がん」で、30.2%と約 3 割を占めています。

今後がんによる死亡の増加傾向が続くものと見込まれており、区民の生命と健康にとって大きな脅威です。

平成 19 年に制定された「がん対策基本法」により、都道府県には総合的ながん対策推進計画の策定が義務化をされ、平成 20 年には「東京都がん対策推進計画」が策定されています。

近年、がん死亡者の増加を非常事態と捉え、策定義務はないものの、健康増進計画とは別にがん対策の取り組みに特化した総合的な推進計画を策定する市区町村が増えています。

なお、特別区では 9 区が既に独自の計画や方針を策定しています。

こうした推進計画の主な内容としては、まず自治体のがん対策への理念、決意が宣言をされ、次に部位別がんの検診率、死亡率、医療費などの現状と課題が示された後、予防、早期発見、治療支援、そして緩和ケア、検診の数値目標などの具体策が位置づけられています。

最近では、後述する「がん教育」や、喫煙、受動喫煙防止等のたばこ対策などが色濃く打ち出されているのが特徴です。

例えば港区が平成 28 年に策定した「港区がん対策推進アクションプラン」では、「がんによる死亡者の減少と、がんにかかっても住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できる環境の構築」を目標として、予防、早期発見、地域がん医療の充実およびがん患者・家族への支援の 4 分野にわたり 9 の施策のもと 37 の事業に総合的に取り組んでいます。

まず、品川区でのがん患者の増加、そして死因の第 1 位であることに対しての见解を伺うとともに、多くの区民の生命や健康への脅威であるがんによる死亡者を減少させるため、濱野区政として戦いを挑む「がん対策先進区・品川」をめざしていただきたいと思いますが、ご所見を伺います。

そして、品川区におけるがん対策を総合的、計画的に進め、予防から早期発見、緩和ケア等を含む対策をさらに充実、強化するため、がん対策に特化した「品川区版がん対策推進計画」を策定することが必要と考えますが、ご所見を伺います。

質問の2点目は、がん教育について伺います。

がんに対する理解を深めるがん教育の推進について、区議会公明党は積極的に取り組み、繰り返し区議会で提案してまいりました。

先日、我が国のがん治療の権威であり、10年以上学校現場でのがん教育の重要性を訴え続けてこられた東京大学医学部附属病院放射線治療部門長の中川恵一先生の講演を拝聴し、次のような話を伺いました。

「がんは基本的に遺伝子の老化によって発生するので、世界一の長寿国である日本が世界一の「がん大国」であるのはある意味当然だ。問題は、先進国でがんによる死亡者が増え続けているのは日本だけということである。それは、戦後、長寿社会へのスピードがあまりにも早かったので、国民ががんの予防や早期発見、早期治療についての正しい知識を得る時間がなかったのが原因であり、だからこそ学校でのがん教育を普及させることが大切である」。

2016年の「がん対策基本法」の改正では、学校や社会での「がん教育の推進」が明記され、これを踏まえた「第3期がん対策推進基本計画」では、「国は外部講師の活用体制を整備すること」がうたわれ、次期学習指導要領でも学校教育で「がんを扱う」と明記されました。

本年3月の都議会第1回定例会で、公明党ががん教育への外部講師活用の重要性を訴えたのに対し、東京都の教育長は、「全公立中学、高校が2022年度までに外部講師を活用したがん教育を実施するよう指導」し、「その実現に向けて医師会や関係部局と連携して体制整備に取り組んでいく」との方針が示されました。

学校で外部講師が教える意義として、命の大切さへの認識を深めさせるには、教職員ではなく、日々現場で死を見つめる専門医の見識が不可欠であることが挙げられています。

いち早くがん教育を品川区のがん対策の中心に位置づけ、東京都のモデルとなるような外部講師によるがん教育を強力に推進していただきたいと考えますが、ご所見を伺います。

また、がん教育の本格実施に際しては、例えばがん教育の指導に経験豊富な専門医を招き、指導内容や指導方法について区内医師会や養護教諭が理解を深める場を設けてはいかがでしょうか。

そして、関心ある保護者にも魅力あるがん教育の授業を積極的に公開し、がん教育への啓発・理解を深めることも重要だと考えますが、ご所見を伺います。

質問の3点目は、緩和ケアとして相談体制の充実について伺います。

今日のがん対策においては、「がんになった後」も安心できる支援体制、いわゆる「緩和ケア」の視点が不可欠とされており、前述したがん対策推進計画の多くには、その意義と実践例が示されています。

「緩和ケア」という言葉は、以前はがん終末期のケアという認識が一般的でしたが、現在では、がんと診断された時点から治療と並行して行うことにより、患者やその家族のさまざまな痛みやつらさを和らげ、支えることを意味しており、クオリティー・オブ・ライフ、生活の質の向上や延命にも効果があるとされています。

先日、先進的に緩和ケアに取り組む2か所の施設を会派で視察しました。

本年4月、白金にオープンした港区立がん在宅緩和ケア支援センター「ういケアみなと」は、がん患者とその家族が住みなれた地域で安心して療養を営むための施設です。相談室のほか広い交流スペースもあり、看護師や医療ソーシャルワーカーが療養生活の中で困っていることなどの相談を受けます。キッチンも完備し、管理栄養士による栄養相談やメニューを提案したり、いわゆる「アピアランス支援」も実施し、脱毛など治療に伴う外見上の変化を補正するウィッグや下着等の展示スペースで定期的に説



明会を開催しています。

次に視察した江東区の「マギーズ東京」は、イギリス起源の民間の施設です。海を望む豊洲の広大な敷地の中にたたずむ美しい木造平屋建ての施設で、常駐する心理療法士、看護師や保健師などが、がん患者、その家族や友人の相談に予約なし、無料で応じています。病院で深刻な相談を受けて混乱した患者が立ち寄ってじっくりと心の整理をする「第2の我が家」のような落ちついた仕様になっています。

なお、同施設では、本年度から江東区の委託事業として働くがん患者のために月に一度夜間の相談窓口を開設しており、秋山正子センター長によれば、5月には15名の利用者があったとのこと。

がん患者の緩和ケアの重要性に関する見解を伺うとともに、品川区においても通院や働きながら生活する多くの区民ががん患者の身体的、精神的、社会的な苦痛を取り除き、その人らしさを大切にしながら、住みなれた地域で安心して生活するための「病院以外」の相談できる環境整備と支援が必要と考えますが、ご所見を伺います。

次に、子どもの未来応援施策について伺います。

質問の1点目は、困難を抱える家庭へ直接食料を届ける仕組みづくりについて伺います。

本年4月時点で「子ども食堂」が全国に2,286か所となり、2年弱で7倍となっていることが、運営者の団体「こども食堂安心・安全向上委員会」の調査で明らかになりました。品川区でも、ボランティアで運営される子ども食堂は現在13店で、今後、複数の新設予定もあり、善意のあらわれが大きな流れになっていることを心強く思うとともに、それを支える品川区の素早い体制づくりを高く評価しています。

こども食堂安心・安全向上委員会の主宰者で社会活動家の湯浅誠教授によれば、子どもの貧困は、「お金がない」に加えて、「つながりがない」「自信がない」という3つの状態が重なっていることを指すとされています。つながりがない、自信がないという子どもたちを支える居場所として子ども食堂は機能しますが、一方で、「無料の学習支援やこども食堂がどれだけ広がって、どれだけ充実しても、短期的には（相対的）貧困率には影響しない。そこで現金を受け取るわけではないからだ」とも指摘されています。

こうした問題意識から、昨年的一般質問において、文京区で「子ども宅食」という官民協働の取り組みが始まったことを紹介し、声の届きにくい家庭へ直接食料品等の生活必需品が届くシステムの導入を求めました。

本年4月には、同事業について、文京区とコンソーシアムを構成するNPO法人フローレンスの中間発表がありました。

平成29年度の寄附は目標の2,000万円に対し約8,200万円が集まった一方、配達希望世帯も当初想定された150世帯に対し458世帯に上り、抽せんで外れるケースも出ており、ニーズの高さを裏づけました。

また、利用後の変化について質問したところ、利用世帯からは、「気持ち豊かになった」「社会とのつながりが感じられるようになった」「安心して生活できるようになった」という回答が上位を占めています。

1か月に節約できた金額は世帯平均で約3,700円となり、「おやつや夕食を我慢させることがあったが、少しだけあげられるようになった」など、一定の効果が見られています。

そして、抽せんに漏れた世帯を含め家族形態や心理的ストレスなどに関するアンケートを行ったところ、7件のDVを確認し、専門機関につなげるなど、フローレンスの駒崎弘樹代表理事は、「利用者らと情報の回路をつくったことで、虐待やDVなどリスクの予防につなげられる」と本事業の意義を強調

しています。

なお、文京区では、対象世帯を今年度、現行の150世帯から600世帯に拡大する意向です。

改めて、品川区においても現在構築を進めている子ども食堂ネットワークを補完し、ひとり親世帯や低所得の子育て世帯など声の届きにくい困難を抱える家庭へ直接食料品等の生活必需品を届けるシステムの導入を検討していただきたいと思いますが、ご所見を伺います。

質問の2点目は、ふるさと納税の活用について伺います。

本事業には食料品の調達費や送料の原資が必要ですが、文京区では、ふるさと納税を活用し、クラウドファンディング、つまり趣旨に賛同する不特定多数の個人をインターネット上で広く募り、クレジットカード決済で簡単に寄附できるようになっています。

この制度を活用することで、控除の上限額内であれば寄附合計額から2,000円を差し引いた金額が所得税や住民税から還付・控除を受けられます。

寄附を最大限活用するために返礼品はありませんが、ふるさと納税のそもそもの理念である「納税者が寄附先を考えて選択する制度」であり、「これから応援したい地域へも力になれる制度」にも大きく合致しています。

食料品を直接困難を抱える家庭に届ける事業の財源として、ふるさと納税の活用を視野に入れることを提案いたしますが、ご所見を伺います。

次に、避難行動要支援者、主に障害者の視点に立った防災対策について伺います。

質問の1点目は、区民避難所での障害者への対応について伺います。

先日、品川区手をつなぐ育成会の方からご相談を受けました。災害が発生し、区民避難所に我が子が避難した場合の想定について、保護者同士で話題になったそうです。

例えば食料品や備蓄品の配給など行列に並ぶ必要がある場合、整然と並ぶことができない方もいますし、周囲から見れば奇異に映るような行動をとることも考えられ、避難所での受け入れ体制ができていいのか不安とのことでした。

ある保護者からは、海外でクルーズ客船に乗船した際の体験を伺いました。乗船後すぐに60か国全ての乗船客全員が甲板に集められたそうです。船員がその方のお子様に真っ先に駆け寄り、手首に色のついたリストバンドをはめ、「万が一この船に何かあった場合には、あなたを一番先に避難させる」と伝え、このお子さん以外にも避難に支援を要する車椅子の方等にも装着するとともに、全員にそれを印象づけたそうです。

品川区においては、今年度、全ての区民避難所の運営マニュアルを整備する方針ですが、障害者や家族会がその内容について防災の所管課に直接意見を述べ、それを反映する仕組みを構築すべきと考えますが、ご所見を伺います。また、防災上、障害のある避難者を認識できる工夫が必要と考えますが、行政が一方向的に用意した標示物を作成、配布するのではなく、当事者団体と協議し、本人が着用したくなるとともに、周囲の人が温かい心になり、自然に支援できるような魅力あるデザインにすべきと考えますが、いかがでしょうか。

質問の2点目は、福祉避難所の運営マニュアルの整備について伺います。

2016年4月に発生した熊本地震では、熊本市は事前に176施設と協定を結んでいましたが、各種の事後検証によれば、本震後、多くの施設は入所者の安全確保や周辺住民の避難対応に追われ、福祉避難所の開設を進める余裕はなかったと見られており、受け入れ体制の構築が課題になっています。

災害時、人はパニックに陥りやすく、一定の防災教育を受けている障害者施設などの職員でも冷静に

対応するには、災害時の管理・運営について明文化した職員向けマニュアルが必須です。

平成27年、内閣府の「福祉避難所の運営等に関する実態調査」によれば、回答のあった全国1,251施設のうち、災害時の管理・運営について明文化した職員向けマニュアルを作成している施設は36%と少数派であり、「今後、作成予定」が40%と最も多く、「作成していない・今後も予定なし」としている施設は15%でした。

福祉避難所の運営マニュアルは整備をされているのか、もし運営法人による整備がなされていないならば早急な整備を要望しますが、ご所見を伺います。

最後に、羽田空港の新飛行ルート案について質問します。

国土交通省は、羽田空港の機能強化を実現する方策として、東京都心上空の新飛行ルート案を示しています。上空を通過する地域は都内13区に及び、特に品川区上空には非常に低い高度が設定されています。国による住民への説明が開始されてから3年が経過し、この間、区議会公明党は区民からのさまざまなお意見を伺ってまいりましたが、不安を訴える声や、新ルート案自体をまだご存じない区民が多いというのが実感です。もちろん国の計画であり、品川区に決定権がないことは明らかですが、改めて区の見解を伺います。

質問の1点目は、羽田空港の沖合移転の正確な経緯と認識について伺います。

区内で喧伝される新飛行ルート案に対する反対意見の中には、「品川区長、区議会の反対で、品川低空飛行から現在の海上ルートへ変更させた実績がある」と表現するものがあります。

恐らく昭和40年代から50年代、国が羽田空港の拡張計画を打ち出した際、品川区は国に対し「空港の沖合移転」を求める要請書を提出したことを指していると考えます。

ただし、国の拡張計画には、今回の新ルート案のような品川上空ルートを飛行するような案は示されてはいなかったと認識しています。

当時、羽田発着便の増加と航空機の大型化に加え、本来モノレールの線路より海側のみに認められていた飛行ルートが、イレギュラーで内陸部を飛行する際に発生する騒音問題の解決のため、関係自治体、東京都、そして当時の運輸省が協議会を設置し、慎重な協議の結果、空港機能の沖合移転となったのが実際の経緯です。

つまり、そもそも国、東京都、関係自治体という三者協議で決定した歴史を、あたかも品川区長や区議会の反対で「品川低空飛行から海上ルートへかち取った実績」と言い放つことは、あまりにも牽強附会であり、議論を混乱させるものと感じています。

羽田空港沖合移転の正確な経緯の説明を求めるとともに、「品川区長、区議会の反対で、品川低空飛行から現在の海上ルートへ変更させた」という表現について、品川区の見解を伺います。

質問の2点目は、新ルート案に対する区民の懸念について3点伺います。

まず、落下物です。

重大インシデントに認定されるような落下物事故が多発している現状があります。

昨年9月、オランダ航空機から脱落したパネルが大阪市内の繁華街を走行中の車に直撃し、屋根や窓ガラスが損傷する事故が発生しました。

私ども区議会公明党は現地に赴き、落下現場である京阪国道「西天満交差点」を視察し、付近の方にもお話を伺ったところ、「落ちたときは気がつかなかったが、やはり怖い。その後しばらくは上を見て歩いていた」と心配をされていました。

本年3月には成田空港周辺で航空機から脱落したアンテナが発見され、5月には日本航空機のエンジ

ン破損によって落下した多数の部品が熊本空港周辺の病院や車を直撃し、窓ガラスが割れるなどの被害が出ました。

なお、不安の声を受け国土交通省は、世界に類を見ない徹底した安全策を講じるとして、本年3月、「落下物対策総合パッケージ」を発表しましたが、主に各航空会社に厳重な点検を促すものであり、安全が完全に担保されたとは言えません。

人口密度の高い品川区で落下物が発生した場合、生命、財産を脅かす不安が払拭されておらず、区民の理解が得られていない現状です。

次に、騒音です。

最大で約80デシベルの航空機騒音が1分半に1回、3時間であれば132回発生することが想定されています。

当初、国は、騒音環境基準以下であるため防音工事の必要はないという見解でしたが、その後、制度の弾力的運用で公共的な施設の工事を行う方針を示したが、具体策はなく、一般住宅は対象外という見解は変わっていません。

また、区内の視覚障害者にとっては、連続する騒音は生活する上での大きな障害となります。住環境に重大な影響を及ぼす騒音についても、区民の理解は得られていない現状です。

次に、国の説明・周知の手法です。

国交省主催のオープンハウス型説明会がこれまで第4フェーズまで開催されましたが、品川区内会場の来場者は延べ3,360人とどまっており、39万人区民の1%にも満たない状況です。

実際お話を伺うと、ルート直下の区民でさえ、「知らない」「知らされていない」という声があります。

議会が求めてきた説明チラシの全戸配布や教室型説明会も実施されておらず、周知が不十分なため、情報が行き渡らず、残念ながら区民の理解が得られていない現状です。

以上、新飛行ルート案における落下物対策、騒音対策、説明・周知の3点について、品川区の見解を伺います。

質問の3点目は、新ルート案全体について伺います。

さまざまな危険性が指摘される中で、1日4時間のうち3時間とはいえ、日本有数の人口密集地域である品川上空を大型飛行機が飛行することは、多くの区民に理解しがたい現状があります。

以上の理由により、品川区上空を低高度で飛行する新飛行ルート案を容認することはできません。

区議会公明党は、国土交通省に対して、品川区上空を飛行しないルートの再考を強く求めていきたいと考えます。

品川区の新ルート案に対する見解を伺います。

以上で私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、総合的ながん対策についてお答えを申し上げます。

品川区におきましても、がんは死因の第1位であり、平成29年には895の方ががんで亡くなっており、今後の高齢化の進展により、がん患者の一層の増加が見込まれていることから、がんの予防や早期発見の推進、患者や家族の不安の軽減など、がん対策は大変重要な課題と認識しております。

これまで区では、がんの早期発見に向けて、国の指針に基づく5つのがん検診を着実に実施してきたほか、胃がんリスク検診などのがんの早期発見に資する新しい検査も導入しており、ことし6月からは

胃がん内視鏡検診を開始しております。また、普及啓発として、広報しながわに年に数回がん特集記事を掲載するほか、今年度は、健康大学しながわの公開講座でがん予防や働きながらがんを治療する方への支援に関する講演と、防災センターの展示スペースにおきまして仮称「がんを知る展」の開催を予定しております。

がん対策推進計画につきましては、がん対策を総合的に推進していくため、来年度の「しながわ健康プラン21」の中間見直しの中で検討してまいります。

次に、緩和ケア・相談体制の充実についてお答え申し上げます。

緩和ケアは、患者が日常生活を送る上で支障となる身体的な痛みや精神的な苦痛、社会生活上の不安を早期から軽減し、患者・家族の快適な療養生活を実現するため、がんと診断されたときから切れ目なく提供されることが大変重要と認識しております。相談支援につきましては、国および都が指定するがん医療の拠点病院等に相談支援センターが設置されており、受療する医療機関にかかわらず、全ての患者や家族が対面や電話で利用できることになっております。区内にはこうしたがん医療の拠点病院が58病院あり、区内にはN T T東日本関東病院および昭和大学病院の2か所ががん診療連携拠点病院に指定されております。

ご提案の病院以外での相談窓口の設置は、患者や家族が正しい情報を入手し、悩みを解決するためには非常に効果的な取り組みですが、専門的なスキルを持った相談員の確保が大きな課題となります。

区といたしましては、区民が利用しやすいよう、がん相談支援センターやがん患者団体、患者支援団体等の情報を集約し、区のホームページに掲載するなど、積極的な情報発信に努めてまいります。

品川区は、より一層の総合的ながん対策に取り組んできたいと考えております。

その他のご質問等につきましては、それぞれの担当からお答えを申し上げます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、がん教育についてお答えいたします。

本区におきましては、これまでに小中義務教育学校の各校種でがんを題材とした研究授業を行って、発達段階に応じた指導の工夫や、国や都が示している教材の活用法について検討してまいりました。今年度は、品川区教育会の保健部会が研究内容として位置づけ、12校で授業を展開するとともに、教育委員会といたしましても、実施校の拡大を図るなど、がん教育を大切な教育課題の1つであると捉えて、積極的に進めてまいります。

また、議員ご指摘のとおり、科学的根拠に基づいた知識や専門的な内容を含むがん教育を進めるに当たっては、経験豊富ながんの専門医等の外部講師の協力を得ることは有効な方策であると考えます。これまでに取り組んできた学校では、がん経験者を含めたさまざまな外部講師による授業が行われており、今後は専門医の方から指導内容や方法を検討する段階においても助言を得るなどして、わかりやすい授業づくりに努めてまいります。

さらに、保護者への啓発についてですが、学校の実情に応じて公開日に授業を設定したり、保護者も参加する学校保健委員会でのテーマにしたりすることが考えられます。このような取り組みの拡大を図るとともに、児童・生徒が学んだことを家庭でも話題にすることで、保護者とともにがんについての理解を深め、自他の健康と命の大切さや、がんと向かい合う人々との共生等について家族で考える機会になるものと捉えております。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） 私からは、子どもの未来応援施策についてのご質問についてお答えい

たします。

初めに、困難を抱える家庭へ食料等を届ける仕組みについてですが、現在、フードバンク事業を行っている団体に食材等の調達できる量や提供実績の確認など情報収集を始めております。今後、必要な家庭の状況把握を行うとともに、支援が行き届くシステム構築に向け、準備を進めてまいります。

次に、ふるさと納税の活用についてですが、子ども食堂など地域の居場所づくりとともに、子どもの未来を応援するための資金として、導入を検討いたします。

〔災害対策担当部長曾田健史君登壇〕

**○災害対策担当部長（曾田健史君）** 私からは、障害者の視点に立った防災対策についてお答えします。

初めに、区民避難所での対応についてですが、区民避難所の運営マニュアルの整備に当たって、ご指摘のとおり、障害者や家族の意見を反映することは重要と認識しております。そのため、障害者福祉課と防災課が連携し、区民避難所運営マニュアルにそうした声が反映できるよう進めてまいります。

また、障害のある避難者を認識できる工夫についてですが、現在、本人同意の上で着用するベスト等を一定数保有しておりますが、今後、用意する場合には、当事者や家族のご意見を聞きながら選定してまいります。

次に、福祉避難所の運営マニュアルについてですが、開設・運営に当たっては、各施設の災害時対応マニュアルと区の福祉避難所開設・運営マニュアルを組み合わせ、入所者および避難者の対応を行うこととしております。今後も見直しを行いながら充実に努めてまいります。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

**○都市環境部長（中村敏明君）** 私からは、羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

初めに、沖合移転の経緯についてですが、当時、羽田沖において都による埋立計画が進められる中、昭和47年に国よりこの埋立地への空港機能の拡張計画が示されました。品川区を含む関係自治体では、航空機の大型化などによる騒音の発生が問題視されていたことから、国に対し機能の拡張ではなく移転を求め、また都は国に対して協議会の設置を要望しておりました。その後、国および都、関係自治体による羽田空港移転問題協議会が昭和52年に発足し、移転への検討が行われ、昭和56年に滑走路の配置や運用など移転に関する基本事項について3者による合意がなされました。工事については、昭和59年より着工し、平成19年に完了したものでございます。

次に、区民の懸念についてですが、まず、落下物につきましては、本年3月に国が発表した「落下物対策総合パッケージ」は、未然防止策と万が一発生した場合の事後の対策の強化を主な目的としておりますが、区といたしましては、落下物を万が一でも発生しないことが必要不可欠であると捉えており、さらなる予防策の検討を国に引き続き強く求めているところでございます。また、騒音につきましては、本年3月に防音工事助成について制度の弾力化が示されたところです。区では、国に対し、対象となる施設や対策方法などを具体的に示すよう求めておりますが、回答は得られておりません。早急に示すよう強く求めてまいります。区民への周知につきましては、国は、これまでの複数回にわたるオープンハウス型の説明会の開催や、町会回覧板を活用したニュースレターによる周知などを行ってまいりました。しかしながら、区民からは、まだまだ計画を知らないという声や、もっと詳しく教えてほしいという意見もあることから、教室型説明会を含めたさまざまな方法によるきめ細やかな周知と丁寧な説明を行うよう、引き続き国に求めてまいります。

新ルート案についてですが、地域においてさまざまな声があることを承知しております。また、今回の議員の意見を重く受けとめているところでございます。今後、国がさらなる具体策を示さずにこのま

ま計画を進めることは、区としましても納得できるものではございません。区としましても、区民の立場に立ち、地域の声をしっかりと国に届けるとともに、今後のさらなる具体的な対応策について、今まで以上に強く国に求めていく必要があると考えております。

○あくつ広王君 議長、ありがとうございます。

それぞれご答弁ありがとうございました。幾つか再質問、そして意見を述べさせていただきたいと思っております。

まず、がん対策についてでございますが、区長からがん対策に真正面から取り組んでいただけるという力強いご決意をいただきました。ありがとうございます。

でも、その中で、ちょっと確認ですけれども、来年度の健康プラン21の見直しの中でというお話がありました。この中の一部分ということではなく、特化した計画を策定していただけるということをもう1回確認をさせていただきたいと思っております。

そしてもう1点、がん教育については強力に推進したいということも確認をさせていただきました。緩和ケアなんですけれども、港区では非常に立派な整備をされておりました。これ、予算をつけ、計画もしっかり位置づけがされていたんですが、視察の際、その理由を伺いましたところ、これは報道もされているのでオープンになっているんですけれども、港区の区長さんはご自身もがんを経験されたというところが大きかったのではないかと私は推察をしております。個人的にですけれども、私も妻が30代でがんを患ったり、身内にもがんの人間もおりまして、品川区にこれから安心して住み続けたいという中には、やはり病院ではなく、ぜひ品川区としてそういったものを設置していただきたいと考えております。

病院の相談事業のご紹介がありましたけれども、これ、実は診療報酬が発生をします。これ、やっぱりどうしても病院ですからビジネスベースになってしまって、できるだけ相談者を多くとろうとして、1人15分とか時間が限られてしまうんですね。ですから、そういったところも行政としてしっかりそれは見ていただきたいという思いがありますので、ご答弁をもう一度お願いいたします。

そのほか、かなり前向きなご答弁をいただいたんですが、最後に、羽田空港のところの沖合移転ですけれども、先ほどありましたが、これは意見ですが、沖合移転については、まず東京都が埋め立てをして、これについては公園にするというはずだったんですけれども、国がそれに対して拡張したいというふうに言って、結局、3者、区と関連自治体と東京都と、そして国と、これで慎重に話し合いをしたということですから、あたかも品川区が反対をすれば飛ばなくなる、こういった誤解を招くようなことは正しい議論の妨げになると思っておりますので、これは1点指摘をしておきたいと思っております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私から、がん対策につきましての再質問にお答えをさせていただきますが、いわゆるこの計画でありますけれども、先ほどの答弁の中では、いわゆる健康プラン21の中間見直しの中でという、何かついでのような印象がおありになったかというふうに思いますが、これはやはりしっかりと、何ていうんでしょうか、計画、あるいは対策というものが必要だというふうに思っておりますので、必ずしもこの中間見直しの中でということではなくて、特化した、こうした組織といたしますか、しっかりと見直しの構築をしていきたいというふうに思っております。

それともう1つ、病院以外での相談窓口の設置ということでもあります。先ほどは、いわゆる専門的なスキルを持った相談員の確保、これが課題だというふうに申し上げましたけれども、これにつきまして

も、この課題の解決に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

私からは以上であります。

○副議長（この孝子君） 以上で、あくつ広王君の質問を終わります。

なお、この際、あらかじめ会議の時間を延長いたします。

次に、西本貴子君。

〔西本貴子君登壇〕

○西本貴子君 まず、大阪北部で発生した地震によってお亡くなりになった方々にお悔やみ申し上げ、一刻も早く復興されることを願っております。

では、無所属、西本貴子の一般質問を行います。

品川区の魅力の発見と発信についてです。

品川区の魅力について伺います。品川区の内外の方々に「品川区のイメージは。特徴は」と聞くと、「新幹線がとまるし、リニアモーターカーが発着するし、便利でいいですね」という声をたくさん聞かれます。お気づきのように、これは品川駅のイメージあります。品川駅は品川区ではありません。港区です。このイメージは過去において異なっていました。再開発が進み、まちが発展すると、イメージも大きく変わってきます。まちの魅力は創造的であります。品川区の未来をどのように描き、社会情勢、経済の動向に敏感、柔軟に向き合って、緻密な計画のもとで着実に進めていくことで具現化していくものと考えます。品川区の魅力、将来像をどのように考え、現在の到達をどのように評価されているか、伺います。

区は、シティプロモーションに取り組んでおりますが、今年度は「わ！しながわ」の後に続くフレーズのアンケートを6月29日まで行い、交通機関の広告として活用する予定としております。現在の順位では、「このままがいいので、あまり宣伝しないでください。（品川区民）」が暫定1位であります。暫定段階ではありますが、この事業が区民の皆様方に理解されているとは感じられません。そもそもシティプロモーションは、人口減少に直面し、自治体間競争から始まっているもので、人口が増加している品川区においてどのような意義があるのか疑問でなりません。そして、シティプロモーションは、民間企業の経営活動を参考にした取り組みであり、営業やマーケティング思考が求められます。いわゆる利益優先であります。自治体の事業にこの理論を持ち込んでいくことは、性格上、無理があると考えます。改めて伺います。品川区においてシティプロモーション事業の目的は何でしょうか。区民の皆様は何を求め、目標をどのように考えていますか。伺います。

次に、2020東京オリンピック・パラリンピックにおける品川区の魅力の発信について伺います。東京オリンピック・パラリンピックまで2年となりました。多くの国内・国外の方々が訪れることとなりますが、品川区を通り過ぎるのではなく、行きも帰りも品川区に立ち寄っていただけるように、品川区の魅力の発信をさらに推進すべきと考えます。平成28年度第2回定例会の一般質問において、情報発信のアプローチの1つとしてWi-Fiとビーコンのシステムの活用について提案いたしました。空港、駅などからアクセスし、品川区の商店街や伝統的な神社仏閣、イベント紹介など、紹介するアプリ開発なども可能と考えます。品川区の魅力の発信の手法の開発についての見解を伺います。また、今後の魅力の発見、発信についての取り組みについて伺います。

次に、人口動向に伴う諸課題について伺います。

品川区の人口は、平成30年6月1日現在では39万1,992人。年齢別と構成比を見ると、年少人口（0～14歳）が4万4,830人で11.44%、生産年齢人口（15歳～64歳）が26万5,458人で67.72%、高齢人口



(65歳以上)は8万1,704人で20.84%です。平成28年3月に制定された品川区総合戦略は、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、区の人口動向を分析し将来の展望を示す「品川区人口ビジョン」を踏まえて策定する計画とあります。しかし、総合戦略で推測している人口推移は、平成30年で総人口を高位推計で約37万人。既にずれています。したがって、総合戦略は大幅な改定が求められ、品川区の未来像も大きく変更しなければなりません。この近年の人口推移の動向によってさまざまな分野で課題が多くあり、見直しを早期にすべきと考えます。さまざまな観点について見解を伺います。

これからの人口推移の見立てについて伺います。人口増減の動向と、その要因も含め、お答えください。また、その人口変動予測に伴っての政策上、考え方を大幅に見直さなければならない視点をお答えください。さらに、人口減に転じる時期の予測が重要と考えます。財源の確保が困難になってくる。政策の見直しの時期も重要になってくる。長期基本計画と品川区総合実施計画にどのように反映していくか、伺います。

次に、待機児童解消対策の影響について伺います。区は、待機児童解消に向け、私立、認証、小規模保育園など積極的に開設していますが、需要と供給の分岐点も人口の推移によって大きく影響があると考えます。さらに、再開発など人口構成の変化、人口の偏りなど地域の違いが出てくるだろうと予測されます。人口動向における待機児童解消対策、需要と供給の分岐点をどのように捉え、ニーズの減少に転じたとき保育園の必要性も低くなるだろうと考えます。人口動向における保育園対策について伺います。また、区は公立保育園の民営化を進めていますが、保育の質が今後さらに問われていく中で、公立保育園の役割は重要になってくると考えますが、保育行政に対し、これからのビジョンについてのご見解を伺います。就学前教育および無償化の流れもありますが、それも含め、伺います。

小中学校の配置と学校選択における影響について伺います。平成30年3月に品川区学事制度審議会において「品川区立学校の適正な教育環境を確保するための方策について」答申が出されました。学校選択制の運用において、小学校等では、導入当初5年間が全て学校で選択した学校に進めたものの、6年目で抽せん校が発生、平成29年度では14校に増加し、そのうち10校も入学できない児童が生じる状況になっています。品川区の人口動向の影響が大きく出てきている1つの事象と考えます。保護者からは、学校選択制になっていない、不公平ではないかと疑問が聞かれます。指定校が義務教育学校であり、中学受験も視野に指定校変更したけれど、兄弟が同じ学校へ希望しても兄弟枠でも入学できない状況になってしまっています。希望する学校に入学するために学区内に引っ越しを考えている保護者もいます。区の人口動向から学校選択制は限界に来ているのではないのでしょうか。また、保護者の方々に希望どおりにいかなくなってきている品川区の現状をご理解いただく説明も必要であると考えます。学校選択制を取り入れた当初の目的であった学校の意識改革の成果を踏まえ、制度そのもの見直しを図る時期に来ているように思います。区は、これらの実態をどのように認識し、今後の対策を考えているか、ご見解を伺います。

再開発に伴う人口増加における課題について伺います。再開発や密集市街地整備などで高層マンションの建設がなされ、企業数も増加していることから、昼間人口、通勤者の流入が非常に多くなってきています。今後もさらに増加するでしょう。駅および駅周辺の混雑解消や、日中に災害が生じた場合の人口規模に応じた整備を進めていく必要があります。再開発が進み、通勤者の多い大崎駅などの駅周辺の対策は、JRとさらなる具体的な協議が必要と考えます。他の駅も含め、さらに鉄道会社と連携し、対策を計画的に行うべきと考えます。また、他都道府県からの通勤者が多いことから、災害時の帰宅困難者対策もさらに対策をとるべきと考えます。区の見解を伺います。

次に、働き方改革についてです。

区職員の働き方について伺います。区は、今年度、職員の働き方改革「しながわ〜く」を推進することになっています。BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）による業務改善の取り組みとあります。これは、既存の業務プロセスを分析して課題を把握し、全体的な解決策を導き出すことにより、業務負担を軽減する、業務処理の迅速性、正確性等の向上を通じ業務全体の効率化を図る取り組みとのこととしています。

まず、庁舎内全体として何のために働き方改革を進めるのかの認識が重要です。業務改善は何のために行うのか、職員の方々との共有が最も重要と考えます。区の意識、思いを伺います。

区民のニーズの多様性などから部を超えた横断的な事業が多くなっています。業務プロセスの分析の中で、当然、役割分担も含め、責任所在の明確化を行うことになろうかと考えます。かかわっている全員が説明できるように情報の共有をすることで仕事の軽減が可能となります。ご所見を伺います。

次に、評価方法です。分析後は改善方法の検討に入るかと思いますが、総務省研究会報告書によれば、効率的な業務運営や業績を重視する職場環境の実現が提唱されています。それを実現するには管理職の意識改革が重要と考えます。どのように人事評価に取り込んでいくのか、管理職の意識改革についても伺います。さらに、「より効率的かつ柔軟な働き方の推進」を求められます。フレックスタイム制やテレワーク、ゆう活等を取り入れるための整備（ペーパーレス化、電子化、会議のあり方など）も進めていく必要があります。環境整備についてのご見解を伺います。

次に、女性活躍社会の実現に向けてです。働き方改革のテーマの1つであります「女性活躍推進について」伺います。日本の女性活躍度は、就労環境先進国中、最下位。就業しても出産で6割の女性が退職している実態から、日本は他国より女性にとって働きやすい環境にはなっていないと数値の上でも証明されています。その要因を考えると日本の文化的、歴史的な要素があると考えますが、これからの日本の発展にはその環境を打破し、女性が活躍しやすい環境整備が急務とされ、女性活躍推進法も施行されています。今、女性が置かれている環境、社会の意識を認識することから、真の改革になるものと考えます。これからの女性の活躍を期待し、推進してまいりたいと考えています。女性の活躍を阻む要因を考察すると、無意識に男性を仕事上優先に扱うと考える人が多いこと。女性側も一歩踏み出す勇気が出にくい意識とそうせざるを得ない環境であること。出世競争を勝ち抜くためには人よりも長時間働き仕事に人生をかけて達成できる面もあります。女性は、出産、子育て、家事、介護の負担がある中で、企業戦士として戦っていくことは並大抵なことではありません。働きやすい環境が進んできたことは歓迎するものの、男性社会の育児休業制度などの利用率も低い、利用しづらい職場風土や本人の意識があります。さらに、職場のリーダーの意識が大きく左右されます。女性、上司、組織の責任者の意識改革とそのための環境整備について伺います。さらに、民間への啓発について伺います。

人工知能（AI）の導入の推進について伺います。働き方改革を進める上で、人工知能導入は必須であります。人工知能の開発と普及は今後さらに加速され、自治体業務に導入することにより、効率化が図られ、住民サービスの向上につながるものと期待されます。既に実用化されているものもありますので、それを紹介し、区の見解を伺います。

1つ、区政情報やホームページ上のQ&A、窓口の質問などの情報をAIが学習し、自動回答する「情報提供型チャットボットAI」。2、膨大な量の単純作業をAIに代替する定型業務の自動化AI。3、会議録作成や集約作業のAI。4、災害時、ツイッターに投稿された災害関連情報をリアルタイムに分析し、各種救援活動や避難支援などをスムーズに行うことができる「災害情報集約AI」。5、道

路補修効率化A I。6、職員業務支援A I。7、保育園マッチングA I。8、介護保険サービス利用者のケアプラン作成。これらは、既に自治体や企業で研究が進められ、実用化されつつあります。他の自治体の動向を見てという精神ではなく、積極的に取り組む必要があると考えますが、区の見解を伺います。

子ども・若者政策について伺います。

児童相談所についてです。

目黒区で5歳の女の子が虐待によって命をなくした事件が起きました。香川県の児童相談所から目黒区に転居したことで品川児童相談所が引き継ぎ、本人に会うこともできずに今回の事件になってしまったことを、心から悔しく、憤りを感じています。結愛（ゆあ）ちゃんの書いたノートという言葉、「もっとあしたはできるようにするからもうおねがいゆるして」と書きつづった悲痛な叫びをしっかりと私たちは受けとめ、同じことを繰り返してはいけません。心よりご冥福をお祈りいたします。

児童相談所の管轄は、現在、東京都にあります。法改正によって、市区町村にも設置が可能となりました。6月委員会において、子供の森公園の一角に品川区独自の児童相談所の設置の報告がありましたが、平成34年の開設との説明でした。新設であれば当然竣工に時間がかかることは承知していますが、待てる状況ではありません。品川区独自に進められることもあると考えます。以下、質問します。

品川区は、「こども家庭あんしんねっと協議会」が平成18年から設置され、運用されています。その実績を高く評価しておりますが、協議会ケース会議で具体的な対応を行っておりますが、警察との関係はどのようになっていますでしょうか。強制的な関与は警察の立場でなければ困難と考えます。組織上、全体の第1階層には警察も関与しています。品川区独自に情報共有化が図れるのではないかと考えますが、いかがでしょう。さらに、近年の品川区内で起きている虐待などの傾向および対応の課題を伺います。

幼稚園、保育園、学校に通っているお子さんたちは職員や教師の気づききっかけがあるものの、在宅で子育てしている親子に関して実態を知るチャンスは極端に少なくなってきました。区は、すくすく赤ちゃん訪問事業を行っていますが、100%ではありません。なぜ100%にならないのか、理由と改善について伺います。健診は異常を検知する大きなチャンスです。100%受診を目標にして運用していただきたいが、いかがでしょう。

東京都との関係についてです。現状と今後の予定を聞かせください。待つばかりではなく、品川区から強力にアプローチすべきではないでしょうか。頼らず、品川区でできることからスピード感を持って推進していただきたいと強く要望します。区の見解を伺います。

青少年対策についてです。

子ども・若者育成支援推進法第9条に基づき、品川区子ども・若者計画が平成30年3月に策定されました。かねてより青少年時期の施策を1つのテーマとして取り組むべきだと主張してまいりましたが、0から30歳、施策によっては40歳未満までの世代に対する政策が打ち立てられたことは、大変評価しています。この計画がより現実的であり、きめ細やかな支援となり、子どもたち、若者たちが生き生きと品川区で自己実現ができるようになってほしいと強く願い、以下の質問をいたします。

この計画は、次世代育成支援対策推進行動計画の要素が含まれ、品川区基本構想や長期計画、東京都、国の計画と整合性を図って策定されていることですが、品川区の特徴をどのように捉え反映されているか、また将来のビジョンをどのように描かれての計画なのか、数値目標があればお答えください。さらに、この計画は、平成30年から34年の5年間とし、適宜見直しを図るとしてありますが、どのようなタイ

ミングなのか、必要性とはどういうときのことか、見直し方法について伺います。

計画の理念に、子ども・若者と全ての人が互いに尊重し合い、支え合い生きていく地域社会とありますが、この理念を実現するには、大人や社会の意識改革が重要であると考えます。現在、さまざまな環境整備が行われていることは承知しておりますが、それらに参加しない保護者に課題があり、そこへ踏み込む施策をとる必要があると考えます。しつけと虐待の判断がわかりにくくなっている現状でもあります。親教育の新たなアプローチについてのご見解をお聞きします。

ひきこもりや中途退学、LGBTなどの社会生活に困難がある子ども・若者たちへの支援として、「子ども若者応援フリースペース」が新たに開設されますが、さまざまな居場所があるということは転機となる機会となりますので、推進していただきたいと考えますが、必要な方々にいかにアプローチできるかが重要になります。品川区の実態をお知らせください。ひきこもり、中途退学（特に高校）、LGBTなどで悩まれている方々がどのくらい存在しているか、また悩まれている方々のニーズを区は把握されていますか。本人や家族へのアプローチをどのようにされるのか、また専門家も必要になるケースがある場合、国の支援はあるのか、伺います。支援をしていただく団体の方々に対し、それぞれの活動を尊重し、必要などときには区の力を発揮するよう関係を築いていただきたいと思っております。

以上で西本貴子の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、品川区の魅力についてお答えを申し上げます。

品川区の魅力は、交通の利便性、日本屈指の商店街、都心の顔と歴史や文化がバランスよくそろっていることと、それらを支える地域の活力にあると考えております。

そうした魅力に磨きをかけ、「住んでよし、訪れてよし」のまちに向け、各種施策を着実に実行するとともに、区の魅力発信を地域の皆様や関係団体、企業とともに進めてまいりました。

世論調査で区民の約9割が住み続けたいと回答され、各種の民間調査における住みよいまちとしての指標が上昇するなど、この間の取り組みが着実に実を結んでいるものと認識しております。

次に、シティプロモーションについてお答えを申し上げます。

現在、品川区の人口は増加しているところですが、将来の人口減少社会を見据えますと、引き続きまちの活力を高めていく必要があると考えております。

品川区のシティプロモーションの目的は、訪れる方が区の魅力に触れ、住んでみたいと感じていただくとともに、区民の皆様に一層区に対する誇りと愛着を感じ、住み続けていただくことだと考えております。

今後も品川区の持続的な発展を図っていくことを目標に、区民の皆様とともに、区の魅力に磨きをかけ、シティプロモーションを進めてまいります。

最後に、東京2020オリンピック・パラリンピックにおける品川区の魅力発信についてお答えを申し上げます。

1人でも多くの方が品川を訪れてくださるよう、PR冊子や多言語対応のスマートフォンアプリ「わ！しながわ巡り」、また品川区を舞台にしたフィルムコミッション事業等、各種広報媒体の内容をさらに充実させ、利用拡大を図るほか、バーチャルリアリティーなどの新たな技術も活用し、積極的に情報発信してまいります。

その他の質問等につきましては、各担当よりお答えを申し上げます。

〔企画部長中山武志君登壇〕

**○企画部長（中山武志君）** 私からは、今後の人口動向にかかわるご質問にお答えいたします。

品川区の人口は近年増加しており、本年4月には47年ぶりに39万人を超え、今後しばらくの間、増加傾向にあるものと推計しております。その主な要因としては、子育て世帯や若年の単身世帯の転入と分析しています。

また、老年人口の増加による高齢社会への対応も求められるなど、人口構造の変化は政策への影響も大きいことから、改めて人口推計を行い、その精度を高めてまいります。その上で、施設の多目的活用に向けた検討など、変化に柔軟に対応できる効果的、効率的な施策運営を行っていくことが重要と考えております。

長期基本計画、総合実施計画の策定に当たりましては、今後の人口動向を踏まえつつ、社会経済環境や区民ニーズを的確に把握し、施策に反映させてまいります。

次に、人口動向と保育事業でございますが、本年4月に改訂した子ども・子育て支援事業計画において、再開発による影響も含め、新たに地区別の需要を算出しております。

区立保育園の民営化につきましては、一部で進めてまいります。区立保育園は、品川区の就学前乳幼児教育の中核であると考えております。

幼児教育の無償化につきましては、制度の詳細が明らかになっていないため、今後も国の動向を注視してまいります。

次に、学校選択制に関してですが、答申された学事制度審議会では、人口増加などの環境変化やこれまでの成果を踏まえ検証・検討が行われました。選択制が子どもたちや保護者の意向やニーズにかなうものとして現在も大きな役割を果たしているという認識が共有された上で、派生してきた課題も含め審議がなされた結果、地域とともにある学校づくりを一層進めていく観点から提言をいただいたところであります。

このことを踏まえ、教育委員会では、今後の人口の動きを細かく見据えつつ、学区も含めた具体的な見直しに取り組んでまいります。

最後に、再開発に伴う人口増加についてですが、駅に関しましては、事業計画の段階から鉄道事業者と協議し、常に情報共有を図っているところです。大崎駅におきましては、平成27年、区からの安全対策の要望書をJRに提出し、現在まで改札機の増設、階段の拡幅等の対策がとられております。また、駅周辺におきましては、交通計画を立て、必要な道路やデッキなどの整備を行っております。引き続き事業者とも連携しながら通行の安全確保に努めてまいります。

また、帰宅困難者対策では、区内主要駅周辺での帰宅困難者対策協議会の活動支援や一時滞在施設の確保などの対策を進めております。

帰宅困難者対策協議会には、鉄道事業者も構成員として参画しており、今後も連携をとりながら対策を進めてまいります。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

**○総務部長（榎本圭介君）** 私からは、働き方改革についてお答えします。

まず、区職員の働き方改革の目的は、業務の効率化により生産性を向上させ、限られた財源・人員で的確に、迅速に行政課題に対応し、さらなる区民サービスの向上を図ることにあります。

労働時間の縮減を図りつつ成果を上げるためには、自らの業務改善に取り組み、「より少ない時間や経費で最大の効果を上げる」という意識を職員一人ひとりが持ち、職場で共有していくことが重要であると考えます。

次に、管理職の意識改革についてですが、「しながわ〜く基本方針」の中で、管理職は職場や組織の構造上の問題をしっかりと把握し、働きやすい職場環境に向け組織マネジメントに取り組むと定めており、全庁的にも周知を図り、理解を深め、推進しているところです。人事評価については、業務改善の成果を踏まえ、取り組みのプロセスの中で評価していくものと考えております。

次に、環境整備については、庁舎型職場においてシフト勤務を導入するなど、柔軟な働き方に取り組んでおり、情報共有の手段の充実のほか、効果的な環境の整備について、「しながわ〜く」の取り組みを進める中で検討してまいります。

次に、女性活躍社会についてですが、昨今、政府、自治体、企業等が女性の活躍推進に取り組んでおります。女性が活躍できる職場環境としては、単に働きやすさだけではなく、キャリアアップをするための条件づくりや働きがいを図ることが重要と考えております。

今年度、区では、女性活躍推進の視点を追加した男女共同参画のための第5次品川区行動計画を策定いたします。この品川区女性活躍推進計画の重点的な取り組みは、女性の活躍と仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を一層推進していくものです。

男女共同参画社会の実現に向けては、仕事と家庭、地域活動など、さまざまな分野においてバランスよく活動できることが大事です。特に働きたい女性が社会的なキャリアを継続しつつ働き続けられるような環境を支援してまいります。さらに、男性の仕事中心のライフスタイルから仕事、家庭生活、地域活動等のバランスがとれた生活への転換が図れるよう、関係各課が連携を図ってまいります。

次に、民間企業への啓発につきましては、これまでの「ワークライフバランス推進事業」から「しながわ〜く推進事業」として事業内容を拡充し、啓発セミナーやコンサルティング経費助成等の取り組みを行っており、今後とも働き方改革に取り組む企業への支援に努めてまいります。

次に、人工知能（AI）の導入についてお答えします。

AIは、学習機能を通じた画像認識技術や自然言語処理技術を用いて、データに基づいた判断や予測などを行うことができるものです。

行政においても、このAIの特性を生かし、災害時のSNSの投稿を短時間で整理、分析し、災害情報を簡単に入手することができるシステムや、住民からの問い合わせへの自動回答など、さまざまな実証実験が行われておりますが、費用対効果の観点などから、本格導入の事例は少ないのが現状です。

区としましては、今年度、AI技術を活用したウイルス対策ソフトを導入し、セキュリティー対策を強化する予定です。また、車載カメラの画像をAI技術で解析する新たな道路点検手法の導入について検討しているところです。今後とも、業務の効率化や区民サービスの向上につながる業務を見定めながら、AIの活用について積極的に検討してまいります。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） 私からは、子ども・若者政策についてのご質問にお答えします。

品川区と警察との情報共有に関しては、今後も必要に応じて進めてまいります。昨年度、受理した区の児童虐待相談は285件であり、ネグレクトが多く152件、心理的虐待96件、身体的虐待37件です。

すくすく赤ちゃん訪問事業については、入院や里帰りによる不在のケースや第2子以降の出産を理由に訪問を希望されない方がいらっしゃいます。そのため、産後4か月までの期間内では全数訪問に至らない状況がありますが、4か月健診の時点では、ほとんどの乳児の様子が把握できております。訪問率向上の取り組みとしては、今年度より、出生通知票を工夫し、第2子以降の出産の方でも訪問を受けてくれるよう勧奨しているところです。引き続き産後の母子の早期の状況把握に努めてまいります。

児童相談所開設については、東京都は先行開設予定区を優先して協議を受ける方針であります。今後、早期に協議に入ることができるよう、特別区区長会事務局を通じて東京都に働きかけてまいります。

次に、品川区子ども・若者計画の特徴ですが、区は、長い歴史と伝統を持つ町会、自治会、NPO法人などさまざまな活力ある団体が存在することから、こうした地域資源を強みとした支援について計画に反映しています。計画の数値目標は掲げておりませんが、計画の理念とそれに基づく基本方針をしっかりと共有してまいります。また、計画の見直しについては、品川区青少年問題協議会において行ってまいります。

次に、親教育についてですが、本計画の基本方針の1つに「子ども・若者の成長を社会全体で支えるための環境整備」を掲げ、家庭の養育力・教育力・親育ちを支援することを施策に位置づけております。

最後に、区のひきこもり等の実態把握ですが、計画の策定に当たり実施したアンケート調査では、その出現率を1.18%と推計しております。今年度、拡充する「子ども若者応援フリースペース」では、本人・保護者への総合的な相談と本人の状態に応じた段階的な支援プログラムなどを実施してまいります。その際、運営を委託する各NPO等の専門性を発揮することで、幅広い支援に取り組んでまいります。

**○西本貴子君** それぞれご答弁ありがとうございました。自席より、意見と、それから1つだけ質問をさせていただきます。

AIについては、これからいろいろ考えられていくということですので、それをぜひ進めていただきたいと思います。

それと、児童相談所の機能ですけれども、東京都議会のほうの状況を見ますと、東京都の独自の法整備をするというようなこともありまして、そこでの今まで私たちが要望していたところがどうなってしまうのかなということを非常に危惧しております。今後とも東京都との交渉をしっかりと進めていただきたいと、これは要望としてお願いいたします。

最後に1点だけ確認です。先ほど待機児童解消の中でいろいろ地域を見てということですが、私の質問の中には、いずれは減少に転じる時期があるだろうということを申し上げました。なので、この減少に転じるということに関してのお考え、予測というものについて、ご答弁いただきたいと思います。

[子ども未来部長福島進君登壇]

**○子ども未来部長（福島進君）** 再質問にお答えいたします。

待機児童、今、増えておりますが、今年度につきましては、ほぼ解消したというふうに考えております。

さらに、今後でございますけれども、働く女性の増加等もありますので、また人口も増加するという傾向がございますので、当分は保育需要は高まりが続くのではないかとというふうに考えております。

しかし、数年先、数十年先には確かに減っていくことと思います。その際には、保育所の運営のあり方、あるいは人数等も含めて考えていきたいというふうに思っています。

具体的には、今、定員よりも増やしている入園者数を減らすですとか、そういった対策をとっていききたいというふうに考えております。

**○副議長（こんの孝子君）** 以上で、西本貴子君の質問を終わります。

次に、大沢真一君。

[大沢真一君登壇]

**○大沢真一君** 質問に入ります前に、大阪府北部地震で多大なる災いをこうむられた多くの方々に衷心

よりお見舞いを申し上げるところでございます。

それでは、通告の順に従って一般質問をさせていただきます。

## 1、人々の暮らしを守る品川区政。

つい先日、第71回カンヌ映画祭において、是枝監督作品の「万引き家族」が最高賞にあたるパルムドールに選ばれました。日本映画のパルムドール受賞は21年ぶり5回目ということで、大変な快挙であります。

ここで、韓国の中央日報に掲載された是枝監督のコメントを紹介します。「日本は経済不況で階層間の両極化が進んだ。政府は貧困層を助ける代わりに失敗者として烙印を押し、貧困を個人の責任として処理している。映画の中の家族がその代表的な例だ」。このコメントは、日本の現状を言い当てた大変耳の痛いものだと思います。

具体的なデータを言いますと、平成28年の国民生活基礎調査によると、可処分所得の中央値は20年前の297万円から52万円も下がって245万円となっております。また、家計の中の食費の占める割合を示すエンゲル係数は、平成24年から上昇傾向が続いており、平成29年のエンゲル係数は25.7%と、平成24年比で2.2ポイントの上昇です。食品価格が上昇を続ける中、暮らしは厳しくなっております。加えて、ひとり親世帯の貧困率は50.8%もあることや、高齢者の貧困化も顕在しており、戦後2番目の好景気と言われてもなかなか実感が湧きません。

一方で、経済白書によれば、法人税は実質税率の引き下げが税収の下押しにきいており指摘をしております。日本企業の業績は円安と海外経済の好調さに支えられております。2011年までは1ドル80円前後だったのが、今では約110円まで下がっております。これは、労働者がさまざまな工夫をして生活水準を維持し、企業利益を確保しているものと言える状況であると考えます。

平成30年6月14日の日経新聞「ゆるみとゆがみ 日本経済の明と暗」によれば、日銀の異次元緩和策が始まり6年目に入ったが、株価や不動産の上昇に比べて賃金は伸び悩んでいる。単身世帯の貯蓄ゼロが4割とのことです。

国は、自己責任を基本に、公営事業の民営化、グローバル化を前提とした経済政策、規制緩和による競争を促進し、市場原理主義である新自由主義を押し進めてきました。その結果が今の日本の現状であると思います。失われた20年の後遺症とも思えるものです。

こうした先の見えない時代だからこそ、区民の暮らしに最も近い地方政府として、議会をはじめとする品川区役所は、区民の暮らしを守るために頑張らなければなりません。区民の声にしっかりと耳を傾け、生活者目線でのサービス提供に努めていかなければなりません。

品川区政と品川区議会が両輪となり、「人を大事にする」施策を進めていかなければならないことを改めて認識したところであります。感想をお伺いします。

## 2、子供の命を守る施策について。

「ママとパパにいわれなくともしっかりとじぶんからもっともときょうよりかあしたはできるようにするから もうおねがい ゆるして ゆるしてください おねがいます」。これは、目黒区で5歳の女の子が亡くなり、両親が逮捕された事件で、彼女がノートに書きつづった謝罪の文面です。彼女は、毎日早朝1人で起きて平仮名の書き取りをするように命じられ、決まり事を守らなかった日は、「しつけ」と称して水をかけられたり、殴られたりしていたそうです。鉛筆で記された書き取り用大学ノートへの5歳の女の子の謝罪の文面は、死亡する10日ほど前の2月20日ごろまで続いておりました。胸が張り裂けそうな、悲しく、痛ましい事件です。女の子のご冥福をお祈りいたします。



さて、虐待をした親の言い分として最も多いのが「しつけのため」ですが、民法が定める「親権」の中には、明治の民法から続いている「懲戒権」という規定があります。民法822条には、「親権を行う者は、第820条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる」とあります。この事実は朝日新聞の三輪さち子記者の記事を読んで知りました。

法律で子どもへの体罰を明確に禁じるのが世界の潮流ですが、日本では懲戒権の規定がある一方で、家庭での体罰を禁じる法律はないという状況です。国連の子ども権利委員会からも「懸念」を示されてきました。懲戒権の規定は、親のしつけによる体罰を正当化するものになりかねません。世界で初めて法改正をし、体罰をあらゆる面で禁じたスウェーデンで、1960年代では体罰に肯定的な人が6割いたのに対して、1979年の法改正後、2000年代には体罰に肯定的な人は1割にまで減少したそうです。虐待防止を法律で禁止するとともに、民法上の懲戒権を削除する法改正は、虐待防止に重要な取り組みになるのは明白ですが、区役所には権限外なので、ここでは紹介にとどめておきたいと思います。

話を冒頭述べた目黒区の事件に戻します。今回、児童相談所の対応に問題はなかったのか。児相をまたいだ転居による引き継ぎの際の情報共有に問題はなかったのか。品川児相が2月9日に家庭訪問した際に5歳の女の子の姿を確認できなかったことは悔やまれます。小池知事は、児相の児童福祉司や児童心理司を増員することや、夜間休日の相談など見守り体制を強化することですが、今回の事件の徹底的な原因究明や再発防止の実施のもと、緊急一時保護を慎重かつ緊急に必要な際にはためらわないでいただきたいという思いを強くしているところでございます。

現在、平成28年5月の児童福祉法改正により、特別区への児相の設置が規定されたことにより、品川区も東京都から児童相談所の移管をめざして準備しているところです。今回の事件も区が児相を持っていたらどうだったのか。たればの話になりますが、品川区が持つ児相であれば事件を防ぐことができたと自信を持って答えられるような児童相談所の設置をめざしていただきたいと思います。

さて、平成30年予算特別委員会において、児童相談所移管担当課長は、児童相談所を区が設置することで、子どもに関する相談を全て区で受けることになり、東京都と品川区の二元体制にある相談体制が1つになり、区民に最も身近な地域の中で相談体制が構築され、母子保健から児童福祉まで一貫した施策が構築でき、きめ細やかなサービスが提供できると言及されています。きめ細やかなサービスの提供は、今回のような悲しい事件を撲滅させ、多くの幼い命を救うためにも大変重要でありますので、しっかりと進めていただきたいと要望します。

ここで質問させていただきます。

今回の目黒区での事件、品川区は何が問題だったと考えているのでしょうか。こうした事件の再発防止に向け、品川区が考えている対策があれば、その内容をお知らせください。

次に、平成30年度予算特別委員会、また行財政改革特別委員会において、児童相談所移管担当課長により、既に児相移管に向けた公有地の活用、公園用地の活用、施設の規模等の報告がなされておりますが、改めて区の児童相談所の概要をお知らせください。

次に、これも同予算特別委員会において、委員より、品川区として「児童虐待根絶宣言」を行う等の具体的な行動をとるべきであるとの質問に対して、子ども未来部長は、「宣言につきましては、今後、児童相談所の移管が想定されておりますので、それを具体的に進めていく中で検討してまいります」と答弁しております。今こそ品川区が宣言するタイミングにあると考えておりますが、どのようなお考えか、お知らせください。

本当の家族とは、是枝監督流に言うと、「決まった答えも定義もない。だが、この映画に関していう

なら、永遠に一緒にいられなくても、共に過ごした時間がそれぞれの人生の中に深く刻印されること、それ自体が家族なのではないか」。

最後に、「親権」とは、親が振りかざすものではなく、そもそも子どもの立場を守るために設けられたものであることを力説いたしまして、この項の質問を終わります。

### 3、都市活性化拠点にふさわしい大井町の再開発について。

品川区のまちづくりに関しては、平成25年に「品川区まちづくりマスタープラン」が取りまとめられております。大井町に関しては、古くは「大井プレイス構想」によりJR大井町駅車両基地の可能性を検討し、平成23年には「大井町周辺まちづくり構想」が策定されております。マスタープランにおける大井地区のまちづくりの方針は、「都市活性化拠点にふさわしい商業・文化機能の息づくまちづくりを推進する」とされており、JRアパート、総合車両センターにおけるまちづくりの推進がうたわれております。既にJRアパートは取り壊され、再開発が進められております。

また、人の流れも大きく変化してきており、JR大井町駅の通勤ラッシュ時の乗降客の急増が見られ、乗客の安全確保のためにホームドアが設置されました。こうしたまちの中の人の流れは、2020オリンピック・パラリンピック開催後も続くでしょうし、リニアモーターカーの開通による品川駅の動向も見据えると、一步先を見越し、大井町により一層の人を集め、にぎわいを確保していくインフラ整備が欠かせないことは言うまでもありません。

こうした状況の中、品川区本庁舎は、建築後50年が経過しております。耐震化は完了しているものの、耐熱性や気密性の低さによる冷暖房効率の悪化は明らかです。配管、外壁等の老朽化はリフォームで手を入れられる限界を超えているように見受けられます。また、随所に多く見られ、構造上も問題が多いように見受けられ、お客様の使い勝手に合わせたレイアウトにも融通がきかぬように見受けられます。第二庁舎、第三庁舎、議会棟を合わせても、会議室、休憩室などが不足しているように感じます。総じて執務環境がよいとは言いがたいように思われ、古いだけでなく、床面積が圧倒的に不足しているのではないのでしょうか。

このJRアパート跡地の再開発についてお伺いします。私は、大井町の新たなにぎわいを創出するとともに、現状不足している品川区役所機能を拡張し、職員の皆さんの使い勝手を向上すると同時に、利用する区民の皆さんへのサービスの向上もより向上させていくため、品川区役所をJR跡地に移転し新築することには大きなメリットがあると考えております。これは、都市活性化拠点にふさわしい商業・文化機能の息づくまちづくりを推進するため、未来に向けた非常に有意義な投資になると考えておりますが、区の見解をお伺いいたします。

### 4、産業振興・創業支援について。

国の経済報告によりますと、平成30年度、我が国の景気は、私たち国民には実感が乏しいながらも、海外経済の回復と相まって、雇用・所得環境の改善が続き、緩やかに改善しているとのことであります。また、区における直近の景況調査でも、中小企業の業況は改善傾向にあるものの、業種・業態によっては注視すべき経営上の課題もあるとされております。

そこで、武蔵小山エリアに目を転じますと、土地利用がマンションなどに変貌する中で、周辺環境に配慮し、地域との共生を図りつつ、小規模ながら着実に事業を継続している企業も少なからず見受けられます。また、多くの経営者の方から、原材料の高騰や人手不足、今後の企業活動への影響が懸念される事項も多く、まだまだ景気回復を実感できる状況にはなく、中小企業を取り巻く状況は依然として厳しいとの意見が多く聞かれます。

一方、商店街では、再開発によるまちのポテンシャルの向上が進行中であり、その進行に伴って店舗賃料が上昇傾向にあり、資本を持ったチェーン店が商店街の多くを占めるのが現状の商店街の風景であります。資本力に乏しいけれども、味があり、個性的な個人商店もそれぞれ工夫を凝らしながら懸命に経営を維持している状況の中、大手インターネット通販の目まぐるしい進展など、個人の消費動向も、より利便性を求める時代なのか、商店街はショーウィンドー化し、品物の確認や型番を調べ、買い物はネットやスマートフォンやパソコンで注文するというように、とりわけ物販の商店は売り上げの停滞や減少など大きな影響を受けております。

こうした状況を踏まえ、区では、これまで地域経済を支えてきた中小企業や個人商店を営む小規模事業者が安定して事業が継続して行えるよう、さまざまな支援を行っているとお認しておりますが、加えて、地域経済の活力醸成には、持続可能な既存活力の維持とともに、新たな地域経済の担い手を創出すべく、創業を促進することの意義は大きいと思うところでありますが、区の見解をお聞かせください。

武蔵小山駅前には創業支援センターが立地しておりますが、1階のチャレンジショップ入居者も入れかわっていると思います。その後、区内で事業を継続されているなどの成果は出ているのでしょうか、現状を聞かせてください。

同センターは、女性起業家支援がメインとされておりますが、毎年度実施されている「ウーマンビジネスプランコンテスト」に参加した女性起業家の活動の現状と女性起業家のキャラクターなどに見られる特徴、さらに企業に必要な知識、実践スキルを身につけるための「起業スクール」などの成果もあわせて伺います。

以上で質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

**○区長（濱野健君）** 私からは、品川区政に関してお答えを申し上げます。

人々の暮らしを守る品川区政ということで、品川区の現状についてお話をお伺いいたしました。

品川区は、これまでも区民生活を第一に考え、区民の不幸せを少しでも小さくし、幸せを大きくするために、長期基本計画の施策をはじめ、その時々々の緊急課題に対して対策を掲げ、その影響を抑えるよう、いち早く対応してまいりました。

こうしたことへの対応は、財政基盤の裏づけがないと即応できないものであり、不断の行財政改革により健全財政を堅持してきたものであります。

今後におきましても、福祉や防災などのさらなる充実はもとより、人口構造の変化やオリンピック・パラリンピック開催を契機としたまちづくりをはじめ、不透明な社会経済環境の変化への対応といった、区民生活に直結する新たな課題なども見出されていることから、区民が真に求める施策の充実を図り、「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」となるよう区政運営に努めてまいります。

その他のご質問等につきましては、各担当よりお答えを申し上げます。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

**○子ども未来部長（福島進君）** 私からは、子どもの施策についてのご質問にお答えします。

目黒区で発生しました事件についての区の考え方ですが、今後、東京都や香川県、さらには国においてケースの詳細な検証が実施されますので、その結果も踏まえて、品川区として必要な対応を検討してまいります。

これまで、区は、品川区子ども・子育て支援事業計画に基づく各種事業、多様な保育、しながわネウボラネットワーク事業など、さまざまな子育て支援事業を着実に実施し、充実させてまいりました。今

後も、全ての妊産婦、子育て家庭に対する妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を推進し、児童虐待の発生予防に引き続き全力で取り組んでまいります。

次に、区で設置予定の児童相談所の概要ですが、現在、子供の森公園の敷地の一部を活用して児童相談所および一時保護所の建設を予定しております。運営体制などの詳細は検討中ですが、施設整備というハード面と児童相談所としての機能の中核を担うケースワーカーなどの人材の確保・育成というソフト面の両面から、着実に開設準備を進めてまいります。

「児童虐待根絶宣言」についてですが、児童相談所の移管は4年後の平成34年4月を予定しております。それまでに、都や近隣区との連携の仕組みや運営体制などさまざまな問題・課題を整理していくとともに、宣言のありようなども検討してまいります。

〔企画部長中山武志君登壇〕

**○企画部長（中山武志君）** 私からは、区庁舎に関してのご質問にお答えいたします。

昭和43年に竣工した総合庁舎につきましては、これまでも耐震工事も含め適切なメンテナンスを行い、管理には万全を期してまいりました。

しかしながら、ご指摘のとおり、竣工から50年が経過し、構造上の制約や使い勝手の面での工夫も厳しくなっていることも事実です。ICT化への対応や各種行政機能の集約や高度化、利便性のさらなる向上など、庁舎のあり方を検討する時期に来ていると考えております。

そうした中、広町地区においては、都市基盤の基本となる道路計画や敷地の再編等について、引き続きJR東日本と共同検討を進めております。区も一部所有している広い土地が利用可能という観点から、今後、さまざまな可能性を視野に入れ、庁舎のあり方を検討してまいります。

〔地域振興部長堀越明君登壇〕

**○地域振興部長（堀越明君）** 私からは、産業振興・創業支援についてのご質問にお答えいたします。

まず、創業についてですが、産業構造や経済環境が大きく変化している中、区内産業のさらなる活性化と新たな担い手の創出に向け、創業を支援していく意義は大変大きいものと考えております。

このため、区では、国の認定を受けた「品川区創業支援事業計画」に基づき、創業前から成長期に至るまで、総合的な支援を積極的に実施しているところです。

次に、武蔵小山創業支援センター1階のチャレンジショップについてですが、商業地域に立地する環境を生かしながら、専門支援員による個別相談や経営支援サービスを実施しております。平成22年8月の開設以来、現入居者2名を除く7名中6名が事業継続中で、このうち5名が区内での創業となっているところです。

ウーマンズビジネスグランプリ参加者の現況については、過去7回のファイナリスト56人中50人が起業し、事業を継続しております。

女性起業家の特徴といたしましては、婦人服やアクセサリーの製造販売、美容、子育て、教育などの身近な生活関連サービス分野が多く、個人事業者として小規模から起業される傾向がございます。

最後に、武蔵小山創業支援センターの起業スクール「MU★SAKO」では、創業の基礎や心得から、具体的な事業計画を作成するための支援を行っており、延べ128人の修了生中64人が創業しているところです。

**○副議長（こんの孝子君）** 以上で、大沢真一君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後5時22分休憩

○午後6時開議

○副議長（このの孝子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、ご報告いたします。本日の会議につきましては、傍聴人より写真撮影の申請が提出されましたので、品川区議会傍聴規約第8条の規定により、これを許可いたしました。

一般質問を続けます。

吉田ゆみこ君。

〔吉田ゆみこ君登壇〕

○吉田ゆみこ君 品川・生活者ネットワークを代表して一般質問をします。

最初に、法が求める相談支援のあり方と品川区の障害者支援策について伺います。

品川・生活者ネットワークは、これまで機会あるごとに相談支援のあり方について質問してきました。障害者当事者、または保護者の方から生活者ネットワークに届くご意見では、相談支援の問題点を指摘するものが多く、中でも根本的な問題点としてあぶり出されたのが指定特定相談支援事業所（以下相談支援事業所）と相談支援専門員の少なさ、そしてそれらが少ないことが大きな要因であると思われる相談の質の問題です。数が少ないために、相談内容に不満があっても、相談支援専門員や相談支援事業所を変えることもできず、サービス計画作成前に委託事業のいわゆる一般相談をしたくても、相談支援専門員が多忙で受け付けてもらえないという現状があります。

障害児にも同様の問題があります。昨年決算特別委員会で伺った時点では、児童福祉法が2014年までに実施することを求める障害児支援利用計画作成が65%の進捗であること、障害児の相談支援事業所は実質的に区の障害者福祉課しかなく、職員が担当する障害児の数は1人当たりおおむね100人から150人であることなどが明らかになりました。

法は、市区町村で備えるべき相談機能を市区町村委託のいわゆる一般相談（以下一般相談）と自立支援給付費を原資とするサービス利用計画作成の2つとしています。サービス利用計画は、相談支援事業所が行うことになっていますが、多くの自治体は一般相談も相談支援事業所に委託しており、品川区も同様です。しかし、さきに述べたとおり、相談支援専門員の絶対数が足りず、同じ相談支援専門員が一般相談と計画相談の両方を行っています。結果として、時間がかかる一般相談は十分行えず、区内および近隣自治体にどのようなサービス事業があるかについて当事者への情報提供もままならない状況です。このままでは相談支援専門員は疲弊し、障害者およびその保護者の権利は侵害されるばかりです。早急に数を増やすべきです。この現状を踏まえて、以下4点伺います。

1、区の相談支援事業所の数を増やす施策について伺います。

昨年の一般質問では、新規事業開設希望がないというご答弁でしたが、新規事業の開設を促すためには何らかの誘導策が必要です。例えば、他の自治体では、施設系のサービスについて民間事業者の参入を促し、そこを相談支援事業所にしています。そのほかにも参考になる事例はあるはずです。新規事業の誘導策についてお考えをお聞かせください。

2、次に相談支援専門員の数を増やす施策について伺います。

相談支援専門員の数の不足は相談の質と密接に関係があり、数を増やすことは喫緊の課題です。さきに述べたとおり、同じ人が一般相談とサービス計画案作成を行っている現状では、一般相談は十分とは言えません。予算上は委託費も計上されており、適正な予算執行のためにも早急な人員増は必須です。

昨年のご答弁では、現在都が行っている相談支援専門員必修の研修を区が実施することを研究していくということでした。現に実施している区もあります。研究の進捗と今後の見込み、あわせて現在検討中の相談支援専門員を増やすための施策をお答えください。

3、次に相談の質の向上の施策について伺います。

昨年のご答弁では、「相談支援専門員の役割は、障害者サービス利用希望を聞くとともに、専門的な立場から、当事者の視点に立ち、適切にアセスメントを行い、サービス等利用計画案を作成することです」ということでした。文字で言えばこれだけですが、さまざまな要素が含まれています。特に障害者サービス利用希望を聞くという一般相談を当事者の立場に寄り添って行うためには、意識の問題だけでなく、区内および近隣自治体で行っている施設系のサービスの情報を豊富に持っていることが求められます。熱意のある相談支援専門員は複数の施設に足を運び、サービス内容の確認もしながら、相談者へ提供する情報を収集しています。ご答弁のように、法の趣旨や制度、障害特性の理解を深めるための情報提供と区が実施する研修や具体的な事例検討を通じて質の向上に努めるだけでは不足なのは明白です。質の向上のための具体策をお答えください。

4、障害児については、根拠法は児童福祉法ですが、相談支援が十分でない問題は同様です。昨年の方針特別委員会のご答弁では、現在区の障害者福祉課で行っている相談支援を、将来的には現在建設中の障害児者総合支援施設の中の機能に移していくように伺いました。それによって、厚労省の求める客観性は確保できると思いますが、数の不足は解決できません。障害児の相談支援についても数の確保と質の向上の具体策をお答えください。

次に、品川区の男女共同参画政策における多様な性のあり方への理解促進と支援策について伺います。法務省は人権啓発活動の中に啓発活動重点目標を定めており、啓発活動強調事項を17項目掲げています。その中に、「性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう」「性自認を理由とする偏見や差別をなくそう」という目標が明記されています。性的指向については2002年、性自認については2004年に加えられたということです。具体策はなかなか進みませんでした。2010年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画の施策の基本的方向と具体的施策の中に、「性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や性同一性障害などを有する人々については、人権尊重の観点からの配慮が必要である」と明記されました。その後、公営住宅法が改定になり、同居親族要件が外されて、法的には同性カップルの入居が可能になりました。自治体でも性の多様性の配慮を施策に盛り込む事例が2015年から2016年にかけて急増し、遅々とした歩みながらも、性の多様性への理解が進んでいます。

この質問に先立って、庁内幾つかの部署に問い合わせをしました。区民への啓発事業については、7月に2回の講座と映画会が企画され、職員のハラスメント対策として、ことしの4月から性自認・性指向に関するものもハラスメントとすることが定められたとのこと。また、職員研修の講師に、通称同性パートナーシップ条例を先進的に制定した渋谷区から当事者である職員を招いたなどの施策が確認できました。ほかにも少しずつ進んできているようですが、課題は多く、さらに政策を進める必要があります。

その現状を踏まえて、品川区での男女共同参画政策における多様な性のあり方への具体的な支援策について3点伺います。

1、国民健康保険の保険証における性別の記載について、厚労省は2012年、保険証の性別表記に関する事務連絡で、記載で嫌な思いをする人がいない表記を心がけるよう保険者に伝え、表記の方法として表面の性別欄を裏面参照とし、裏面に戸籍上の性別がわかるよう表記することなどを例示しました。品

川区でもこの連絡を受け、当事者から申し出があれば性別を裏面表示にするということです。ところが、このことがホームページ上には記載されていません。この施策について当事者の方たちにどのように告知されているのかお答えください。ホームページ上の明示については、既に幾つかの自治体では実施されています。品川区でもすぐに実施可能と思いますが、お考えをお聞かせください。この施策については、人権問題の相談窓口となる男女共同参画センターでの相談者への情報提供も当然行われるべきと考えます。速やかに実施されることを要望します。

2、区営住宅の入居について、品川区は同性カップルの入居を認めていません。さきに述べたとおり、公営住宅法上は同性カップルの入居が可能になっていますが、法の改定後も同性カップルが公営住宅制度から排除され続けているという報告を受けた国連の自由権規約委員会が日本政府に見解を求めたところ、同性カップルを含め、いかなるものを公営住宅に入居させるかについては各地方公共団体の判断に委ねられていると判断を地方自治体に丸投げしています。国の無責任な態度には憤りを感じますが、判断を委ねられた以上、人権尊重都市品川としてふさわしい判断をすべきです。区営住宅への同性カップルの入居について認める方向に進むべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

3、多様な性を認め合う政策について、品川区の計画へ記載すべきと考えます。2016年実施の全国自治体における性自認・性的指向に関連する施策調査によれば、条例や計画に多様な性を認め合うことを盛り込んでいる自治体の中では、男女共同参画、または人権に関する条例・計画に記載していることが多いということがわかります。品川区は今年度第4次男女共同参画のための品川区行動計画の最終年度であり、第5次の策定については、品川区配偶者暴力対策基本計画の改定と新しくつくられる女性活躍推進計画をあわせて「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」と総称するとのことです。誰もが自分らしくということであれば、まさにここに明記されるのがふさわしいと考えますが、区の見解を伺います。

次に、羽田新ルート計画についての質問です。区民へのデメリットと引きかえにする国策をどのように評価しておられるのか伺います。

羽田の新ルート計画については、品川・生活者ネットワークは当初より計画に反対し、区としても反対の姿勢を示すべきと求めてきました。理由は、この新ルート案は、区民の命と暮らしの安全を脅かすものであり、たとえどんな経済的メリットが示されようとも命にかえられるものはあり得ない考えるからです。ところが、区長は、品川区にはデメリットしかなくても国際競争力強化をはじめとする国策であるからという理由で、国に対してさらなる丁寧な説明や受け入れのための対策は求めつつも、計画には理解を示しておられるようです。しかし、本当に品川区を通過する南風ルートの採用は国策として有効なのかは疑問です。以下、簡単に理由を述べます。

政府・国土交通省は、今後羽田と成田をあわせて現状の離着陸能力の年間値74.7万回を2020年までに8万回、それ以降さらに16万回、都合24万回増やして約100万回近くまで持っていくと、2018年1月、施政方針演説で発表しました。この実現が2020年までの訪日旅客4,000万人対応、その次は6,000万人対応という観光立国化政策とあわせて、国際競争力強化、地方と海外のアクセスの利便性向上もうたっています。2020年までの8万回増の内訳は、羽田で3.9万回、成田4万回プラスアルファですが、その後のさらなる16万回増の内訳は全て成田であることが公表されています。すなわち、現状では羽田44.7万回、成田30万回、トータルで74.7万回を最終的に24万回増やしたいが、その増加分の内訳は、羽田3.9万回、成田約20.1万回となり、増分全体を100%とすれば、羽田約16.25%、成田83.75%となり圧倒的に成田頼みです。

次に、羽田3.9万回増の内訳についてです。さきに述べたとおり、羽田増便は、羽田、成田を合わせた増便24万回のうちの16.25%、つまり3.9万回しか貢献しないわけですが、さらに掘り下げると次の数字が出てきます。2014年7月発表の首都圏空港機能強化技術検討小委員会の中間の取りまとめによると、1、離着陸ルートは何も変更しなくてもD滑走路供用後を再検証した結果、1.3万回増える。2、北風時の荒川北上ルートを採用するだけで、1に加えて最大1.5万回増える。3、南風時に都心のど真ん中を低空で貫いての着陸と川崎重工業地帯へ離陸するルートを採用して、さらに1.1万回増える。したがって、品川区上空をまともに通る都心低空ルートは1.1万回増の効果しかなく、3.9万回の羽田全体増に占める割合は28.2%です。さらに、先ほどの成田を含めた全体で24万回の増加計画から見れば、たかだか4.6%しか貢献しません。3点質問します。

1、区長はこの羽田と成田の増加計画の内訳の圧倒的な違いをどのように認識しておられますか。

2、国土交通省は、羽田の滑走路構造からくる離着陸ルートの難しさや、米軍横田空域との関係などから新ルートに変更しても抜本的な増便は難しく、一方で成田は第3滑走路をつくることで大きく増便がかなうと公言していることはご承知と思います。区長は、成田に大きく頼らざるを得ないこの見解は合理的だとお考えですか。その上での品川上空ルート容認でしょうか。

国土交通省は、今回の羽田増便で増やす3.9万回を全て国際線に振り向け、現状の国際線6万回から9.9万回へ最大約1.65倍に増やせると言っています。これは数字のレトリックです。考えるべきは羽田空港機能強化であり、3.9万回を全て国際線に振り向けても羽田機能強化で言えば、現状比8.7%増であり、抜本的な増強にはなりません。しかも、3.9万回のうち2.8万回は品川新ルートなしでも増やせるのです。騒音、落下物、不動産価値下落、排気環境汚染、万一の事故の甚大な被害リスクなど都心特有のさまざまな懸念が想定される中、世界の潮流にも反したルート選択を行うのは政策として合理的な貢献効果があるとは思えません。

3、以上を踏まえると、国策を支える立場に立って考えても、新ルートの採用が区民へのデメリットの割には増便貢献効果の低いものであると言わざるを得ません。観光立国化や国際競争力強化の国策への協力を前提にしても、区としては不合理をとらえ、より理にかなった新ルート計画を求めて国に見直しを働きかけるのがあるべきスタンスと考えますが、見解をお聞かせください。

次に、地元の同意の考え方を伺います。

6月8日の都議会都市整備委員会において、都民から出された羽田増便に伴う都心上空縦断の新ルートの情報公開と都民の安全を求める陳情の審議が行われました。その中で、地元の理解を前提とする羽田新ルート問題で、何をもって地元の同意を得られたと判断するのかについて、都は、国は首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会を開催する予定であり、それに先駆けて都および関係区市の連絡会を開催し、関係区市の意見を取りまとめると答弁しています。この連絡会はこれまで一度も開かれておらず、地元の同意を得たという形を整えるため形式的に開催されることが強く懸念されます。

質問します。連絡会の構成メンバーである品川区が形式的な地元の同意づくりに協力することは許されません。白紙撤回の意見が根強くある中で、これらの意見をどのように反映させるのか、お考えをお聞かせください。

次に、品川区における公文書のあるべき形と管理の考え方について伺います。

生活者ネットワークは、政治への市民参加をめざしており、そのためには行政情報の公開が必須と主張しています。それには、行政情報、すなわち公文書が適切に整えられ、かつ適正に管理されていることが大前提であることは言うまでもありません。公文書とは、行政等実施機関の職員が職務上作成また



は取得した文書、図画、写真、フィルムおよび電磁的記録等を言い、行政等運営の根拠となるものと定義できます。2011年施行の公文書管理法には、公文書が国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものとしており、法も公文書を国民が積極的に活用することを前提にしていると理解できます。しかし、品川区では、公文書そのもののあるべき形が明確に定められておらず、本来であれば公文書として存在すべき行政情報が管理されていません。例えば、障害者福祉制度で区民が区から受けるサービスについて決定過程を知りたくても文書化されていないという現状があります。また、認可保育園の事故報告について、私立保育園は東京都への報告のためにまとめてあるのに対し、区立保育園の場合は、保育園からの報告書が保存されているのみであり、後々の事故未然防止に役立つ行政情報として整理されていませんでした。公文書の管理については、公文書管理条例がなく、品川区文書取扱規程があるのみです。取扱規程である以上、その改廃等の運用は行政内部の決定で行うことができます。例えば、文書取扱規程では、文書の保存期間について、永年、10年、5年、3年という区切りのみが定められており、どのようなたぐいの文書をどの保存期間にするかについては何も明記されておらず、判断は基本的に各所管に任されています。公文書の適正な管理と情報公開は行政の事業の透明性を担保し、市民への説明責任を果たすために不可欠なものであり、現状は改善が必要です。以下2点伺います。

1、区の公文書のあるべき形について全庁的に取り組む必要があると考えますが、どのような改善が進められているのかお答えください。

2、情報公開とともに民主主義の根幹をなす公文書の重大性を鑑みれば、条例化が必要と考えますが、区の見解を伺います。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、公文書にかかわるご質問にお答えを申し上げます。

区では、文書取扱規程に基づき、部に文書主任、課に文書取扱主任を置き、文書の管理、起案、整理、保存等についてその取り扱いを規定し、体系的に事務処理を行っているところであります。あわせて、文書事務に関する研修を実施し、公文書等の管理に関する法律に示されている行政文書の定義も含め、職員に適正な文書管理の理解を促しております。この文書取扱規程や事案決定手続規程、さらには文書事務の手引き等によって各事案の決定関与等が統一的に行われるよう定めております。また、各事務事業につきましては、それぞれの所管課において、条例・規則・要綱等により個別の事務処理や様式等について制定・改正等を行っているところですが、さまざまな行政通知や制度改正等に伴い、必要に応じ総務部門から相談・助言等をしております。今後も時宜に応じた文書取扱規程の見直しも含め、文書の管理を適正かつ効率的に行うことに努めてまいります。

次に、公文書管理に関する条例についてですが、全国の区市町村の中で条例として定めている団体は12団体、0.7%の状況にありますので、条例化する考えはございません。

その他の質問等につきましては各担当部よりお答えを申し上げます。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

○福祉部長（永尾文子君） 私からは、障害児者の相談支援のあり方と支援策についてお答えいたします。

初めに、相談支援事業所の増設についてですが、平成31年度以降、高齢者の在宅介護支援センターに障害者の相談支援専門員を基本圏域ごとに配置し、指定特定相談支援事業所として機能させることを検討しているところです。

次に、相談支援専門員の増員についてですが、東京都が行っている相談支援専門員必修研修の受講を促すとともに、区において研修を実施することについては、現在実施している自治体の情報収集を行っているところです。

次に、相談支援専門員の質の向上についてですが、地域自立支援協議会での相談支援部会等において事例検討や近隣区を含めた施設の情報収集等を行い、相談支援専門員全体の共通認識を深めるとともに、相談支援マニュアル等の作成を検討してまいります。

次に、障害児の相談支援についてですが、現在、障害児の相談支援が可能な事業者へ働きかけるなど、指定特定相談支援事業所の増設に努めているところです。あわせて質の向上についても、障害者版福祉カレッジの子ども支援研修等を通じて障害児支援に携わる人材の育成を図ってまいります。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 私からは、男女共同参画についての質問にお答えします。

国民健康保険被保険者証の券面には療養の給付に当たり必要な事項を記載し、男女の性別欄は性別に由来する特有の疾患や診療行為があることから戸籍上の性別を用いているところです。本区では、被保険者証の性別表記については、平成24年の厚生労働省の通知に基づき、当事者の申請により裏面には戸籍上の性別の記載を実施しております。今後は、当事者の皆様に対して広くお知らせするため、ホームページ等の掲載を実施してまいります。

次に、区営住宅の同性カップルの入居についてですが、品川区営住宅条例第6条では、使用者の資格として、現に同居し、または同居しようとする親族であることを規定しておりますが、同性カップルは親族関係が確認できないことから入居を認めておりません。生き方や家族の形が多様化する中で、入居対象の範囲を拡大することについては、国、東京都の動向も注視し、法的解釈も含め、慎重に議論していく事柄であると考えています。

最後に、男女共同参画のための品川区行動計画（第5次）等についてですが、現在、マイセルフ品川プラン策定検討委員会で検討を進めているところです。近年の社会情勢の変化を踏まえ、区民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様な生き方に配慮しつつ、責任を分かち合い、能力と個性を發揮して、誰もが自分らしく生き生きと安心して暮らせる社会の実現ということを計画の基本理念とする予定です。男女平等意識の醸成やマイノリティーへの配慮に向けた理解促進と支援については、性別や性的指向・性自認にかかわらず、男女共同参画社会を形成していく上での課題と認識しており、計画の中で検討を進めてまいります。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、羽田空港の機能強化についてお答えいたします。

初めに、羽田と成田両空港の計画についてですが、国は、首都圏空港である両空港がそれぞれほかではかえがたい重要な役割を果たしており、その役割や機能を最大限生かしながら、今後の需要に対応していくことが必要であるとの考えを示しております。また、2020年以降の増便方策にかかわる技術的な選択肢として、羽田空港の滑走路の増設も将来の経済状況や需要動向等を見きわめた上でさらなる検討を行うとしております。区は、国策としての空港機能を強化することに一定の理解をしているところですが、これまでの国の取り組みに対し、区民の不安の払拭には至っておらず、まだまだ不十分であると考えております。今後こうした状況のまま、これ以上の具体策が示されずに計画が進められるとなれば、区としても納得できるものではありません。早急に具体策を示すよう引き続き国に申し入れていく考えでございます。

次に、東京都が設置する都および関係区市連絡会においては、都、特別区および関係区市で情報共有や意見交換を行い協議会へ反映させるものとしており、この協議会で関係自治体の同意を取りまとめるものではございません。開催実績はございませんが、今後開催された場合には、区の考えをしっかりと伝えるべきと考えております。

○吉田ゆみこ君 再質問を幾つかさせていただきます。

最初の障害者福祉です。相談支援事業所が増えることを検討していらっしゃるということで、これは歓迎したいと思います。確認なんですけれども、相談支援事業所の数を増やすということは、当然その必要な有資格者、相談支援専門員の数は一緒に増やさないといけないわけですけども、その辺もちゃんと数を増やすということで、検討していらっしゃるということで理解してよろしいでしょうか。当然だと思いますけど、一度確認させてください。

それから相談の質についてなんですけれども、相談の質ってとてもいろんな要素があって、部長のご答弁だと、質問の中で申し上げましたけれども、一般相談と計画相談、それぞれ求められる資質が違っていると思います。それぞれの質の向上というのをどういうふうに検討されているのかお聞かせいただきたいと思っています。

それから性の多様性のことです。健康保険証の性別の記載についてホームページ上に記載されるということで、ぜひ早急に進めていただきたいと思っています。

区営住宅の入居についてなんですけど、国の動向を見てというふうに取り取れたんですけども、さっきも申し上げたとおり、国は、それは地方自治体で決めることだというふうに丸投げしているわけです。であれば、やっぱり区としてのちゃんとした人権尊重の立場の判断をすべきだと思いますので、改めてご見解を伺います。

それから羽田です。羽田の国策としての考え方、そもそも羽田の品川上空を通るルートが国策としてそれほど貢献していないということを考えれば、やっぱりこれも国に申し入れるときにも、それはちゃんと品川区の見解として伝えていただきたいということなんですけど、改めて見解を伺います。

それから地元の同意の考え方です。区の意見をちゃんと伝えていくというふうにおっしゃいましたが、区の意見の中に、地元でこれだけ根強い反対がありますということをおっしゃってくださるんですかということをお聞きしています。改めてお答えいただきたいと思っています。

それから公文書については……

○副議長（こんの孝子君） 吉田君、質問をまとめてください。

○吉田ゆみこ君 はい。公文書については、管理についてはご答弁いただいたように思うんですけども、本来あるべき姿について検討が必要じゃないかということをお伺いしていますので、そのことにお答えください。

〔福祉部長永尾文子君登壇〕

○福祉部長（永尾文子君） 私から、吉田ゆみこ議員の再質問にお答えいたします。

まず、相談支援事業所の数を増やす件でございますけれども、当然のことながら、有資格者の数も増やさないと事業所として成り立ちませんので、増やすように努力をしております。

また、質の問題になります。まず一般相談の質の問題になりますけれども、制度に基づかない支援、そういうものを含む、また福祉に限らない、教育や医療や労働や経済保障、そういうものも加味しながら一般的に相談を、その家族を含めた相談を受けるというのが一般相談になるかと思っています。

一方、計画相談については、本人の希望や置かれている環境、また本人の体の状態から今必要なサー

ビスはどのようなサービスかということ、本人とともにケアプランを立てるとというのが計画相談になるかと思えます。相談のそれぞれ置かれている役割、そういうものを相談支援をする方にきちんと納得してもらおうようなそういう研修なり、またケアマネジメントのマニュアルなどが必要かというふうに考えておりますので、そういう基本的なところから行うような、そういうような取り組みをしていきたいというふうに考えております。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

○総務部長（榎本圭介君） 吉田議員の再質問にお答えします。

まず、同性カップルの関係ですけれども、国の動向もというのは、親族関係が確認できないということで、そういう法的関係がきちんと確立できれば、法的解釈も含めてそういうことが判断できるということですので、そういう関係をどうやって確認して法的にいくのかという問題で慎重に議論していくというふうにお答えさせていただきました。

それから公文書の管理についてでございますけれども、あるべき姿の検討ということですが、公文書につきましては、文書取扱規程等その他マニュアルにあるように、決定経過も含めて記載をするよう運用に努めてまいりたいと思っておりますので、きちんとした運用ができるように指導・助言等をしてまいります。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、羽田空港の再質問についてお答えいたします。

まず、国の計画としまして、羽田空港の効率は決して比率としては高くないというところがございますが、これは国からの説明として、両空港がそれぞれ他にはかえがたい機能を有しているという考えが示されたところがございますけれども、ただ、区民の皆様からのさまざまな意見がございます。こういった今の議員からのと同様の意見もございます。こういったものについてはしっかりと国に対して日ごろから伝えているところでございます。

また、この協議会における区の意見として、区民の声をどうとらえるかということにつきましても、これも地域からの声を日々やはりいただいている中で、随時国に対して直接伝えているところでございます。都が主催する協議会等の会議におきましては、区としても必要な意見は申していかなければいけないと考えておりますけれども、区民の皆様の声は、直接国に対して、区として区の責任においてしっかりと伝えているものでございます。

○吉田ゆみこ君 1点だけ再々質問いたします。

最後の羽田の件についてです。国に区民の意見を伝えていてくださるだろうということは信じております。私が伺ったのは、今これから開かれようとしている連絡会の中で、地元にはこれだけ根強い反対があるということをきちんと伝えてくださるんですかということ伺っていますので、その辺明確にお答えいただけたらと思います。

以上です。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 東京都が開催する協議会におきましては、しっかりと区としては意見を伝えてまいります。また、まだ開催の実績はございませんけれども、しっかりと伝える所存でございます。ただ、その内容につきましては、これはまず区民の皆様からの声を直接個別具体的に伝えるということではなく、さまざまな意見がございますので、こういったものをしっかりと、要旨をまとめた上で東京都のほうへは伝えます。ただ、この会は開催はされておられませんけれども、これは各区の意見を取

りまとめるものではないというものでございますけれども、しっかりとその中での発言はしてまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長（この孝子君） 以上で、吉田ゆみこ君の質問を終わります。

次に、飯沼雅子君。

〔飯沼雅子君登壇〕

○飯沼雅子君 日本共産党を代表して一般質問を行います。

初めに、「認可保育園に預け安心して子育ても仕事もしたい」は当たり前の願い、質・量ともに責任を持つ保育をです。

保育施設の利用は就学前児童人口の48%まで広がっています。保育を必要とする子どもがいつでもどこでも利用できるように、認可保育園増設と、どの子も大切に育てる保育の質が求められています。共産党は、認可保育園の大幅増設による待機児ゼロを求めてきました。保護者の方々、子育てを応援する新婦人や格差のない保育を求める会の皆さんなどの粘り強い運動に押され、区は認証保育園や小規模保育事業増設から認可保育園増設に転換しました。規制緩和による基準の低い保育施設ではなく、認可保育園中心の待機児対策は評価をします。しかし、問題は山積みです。4月入園希望者のうち、878人に不承諾通知が届き、認可保育園を希望する5人に1人が入れない認可保育園不足は依然続いています。認可保育園はまだまだ不足、増設が必要です。区は待機児を19人と発表していますが、厚労省の指導はひどいものです。不承諾通知を発送した878人から、認可外保育所入所者268人、特定の保育所希望者181人、取り下げ172人など6項目859人を待機児ではないと除き、結果、待機児は19人と少なく見せています。国基準を満たす認可保育園の希望は当然です。雨が降っても毎日通う保育園です。家に近い園や兄弟一緒の園を願い転園希望を出すのも当然です。認可保育園に入れず、やむなく育休を延長した人がなぜ待機児から除かれるのでしょうか。実態を隠すカウントの仕方はやめ、正確に発表すべきです。希望して入れない不承諾数は全て待機児童とカウントし、保育園に入園できれば働きたい潜在的保育需要も加味し、計画を立て、必要数認可保育園の増設を求めます。いかがでしょうか。

公立保育園で定員オーバーをして子どもを預かる詰め込み保育が深刻です。待機児童解消のため定数を増やした上に、恒常的に弾力化と称して定員以上の子どもを受け入れています。本年度末、公立園の3歳未満児は301人オーバーの平均116%ですが、140%台が2園、130%台が3園、120%台が5園と驚くほどの詰め込み保育が行われています。区は国の方針と言っていますが、昨年度4月の統計を調べても、100%を超えるところは品川区のみで、詰め込み割合は23区で一番高く最悪です。世界的にも低い保育室の面積基準を引き上げてと、この要求に逆行しています。定員を守り、詰め込み保育を一刻も早く解消するよう求めます。いかがでしょうか。

園庭のない保育園が急増し、子どもの成長発達が心配です。私立認可保育園65園のうち40園には園庭が全くありません。安全な遊び場を求め、地域の公園は園児でいっぱい。特に小さい子が近くで安全に遊べる公園が不足をしています。認可保育園には園庭が必要です。開設に当たり、園庭の附置義務と支援策を求めます。早急に公園の利用状況を調査し、公園増設を求めます。いかがでしょうか。

公立保育園では園児の受け入れが大幅に増えているのに、正規保育士の派遣職員への置きかえ、非常勤職員への置きかえで、正規保育士は過重労働、保育士は我が子が熱を出しても休めないなど深刻な人手不足です。保育士増員とともに、私立保育園急増の保育課の職員増が必要です。区役所全体と公立保育園の年間有給休暇取得日数をそれぞれお知らせください。

保育課は残業が多い職場ですが、過重労働は改善されているのでしょうか。残業過労死ライン月80時

間を超える職員の月平均人数、多い月の人数、年間最高残業時間数をそれぞれお知らせください。

次に、庶民のまち武蔵小山を愛する住民・商店を追い出さないで、駅前の超高層再開発、放射2号線道路は中止をです。

武蔵小山といえば、800メートルものアーケードのパルム商店街が自慢です。ところが、このまちが今、駅前を中心に、高さ145メートルのタワーマンションが4棟林立するまちに変わろうとしています。私は、武蔵小山の環境を考える会の皆さんとともにアンケートも数回行いました。多くの住民は、今の庶民的なまちを愛し、下町らしい落ちついたまち、商店と住民が近い関係など、生活密着型の商店街を望んでおり、超高層ビルは希望していません。ところが区は、西の玄関にふさわしい複合市街地の形成をめざすとして、ディベロッパーと税金を投入し、武蔵小山をどこにでもあるような超高層ビルの林立するまちに変えようとしています。区長は、定住化アンケートを引用し、品川区に住み続けたい人が91%と自慢をしていますが、区内各地で強引に進められる再開発で、住み続けたいと願う住民が追い出されている実態を知らないとも言うのでしょうか。

現在1棟目と2棟目が建設進行中。3棟目、小山三丁目第一地区に準備組合ができました。マンションに住む地権者の方からの悲痛な訴えを紹介します。私の住むマンション住民の大半はこのまま住み続けたい。再開発は元気でなければ耐えられない。高齢者が多く引っ越しは過酷。妻は入退院を繰り返しているが、命取りになる。事業者が物件を探してくれるわけでもなく、高齢者は保証人が立てられず、銀行ローンも組めず、引っ越しもできない。降って湧いた災難としか言えない。説明を求めても、事業者ははっきりと答えないまま月日がどんどん流れ、不安でたまらない。まさに住民追い出し、地域で安心して暮らしたい基本的人権の侵害ではありませんか。

共産党はこの間、再開発とは地権者の土地を利用し、ディベロッパーがもうかる仕組みと批判してきましたが、武蔵小山のタワーマンション1棟への税金投入は57億円から2倍の109億円とはね上がりました。この半分、52億円がゼネコンのもうけを保証します。莫大な税金を投入し、住民を追い出す再開発は許しません。なぜ住民が望まぬ高さ145メートルもの超高層マンションを4棟も建てるのか伺います。区が武蔵小山にふさわしいと考える根拠を示してください。3棟目、4棟目は準備組合段階でとめることができます。これ以上の再開発はやめるべきです。いかがでしょうか。

パルム地区では、開発前の123店舗が開発後に戻るのは2割にも満たない21店舗です。再開発フロアをテナント貸しする商店街でよいのでしょうか。地域に住み、商店を営み、地域の元気を支えてきた個店を追い出し、チェーン店に置きかえていく再開発が品川の発展と言えるのか伺います。

現在でも武蔵小山駅の朝の混雑はただごとではありません。また、複合風害で子どもや高齢者が歩けないまちになるのではと危機感が募っています。4棟完成後は少なくとも2,000戸増え人口集中が起こりますが、駅の混雑、保育園、学校などインフラ不足への対応をどのように考えるのか伺います。

放射2号線道路計画でも住民が追い出される不安が広がっています。荏原二丁目の地権者の方からの声です。1軒、2軒と近隣の土地買収が進み、周辺の家がなくなるにつれ、残っている家は、何も悪いことをしていないのに無言の圧力を感じ、普通に生活できなくなっていく。実家近くにやっとマイホームを建てたのに、引っ越せと言われても近隣の土地は高く、同じ規模の家には住めない。高齢者世帯も多く引っ越しできないので、命にかかわる大問題と訴えます。

5月23日には国交省に対し、品川をはじめ都内住民団体が無駄な道路で生活を壊さないでと要請をしました。特定整備路線をめぐって国の事業認可に対し、住民から審査請求が4,262件も出され、裁判も6件起こっています。住民合意ができていない道路の認可を区長はなぜ都や国に求めたのでしょうか。

許されません。区は防災のためと言いますが、この地域には緑豊かな星薬科大学があり、延焼遮断帯の役割を果たしています。大学は東京都に対し、道路計画に反対をし、再検討の陳情を提出しています。道路予算227億円は地域の求める住宅の耐震化、不燃化、建てかえ助成、感震ブレーカー設置、家具転倒防止など予防支援の充実を求めます。いかがでしょうか。

近くには高速道路、中原街道、旧中原街道と3本もの道路があります。地域にはこれ以上の道路は要りません。放射2号線道路は必要のない道路です。住民を追い出す道路計画は中止すべきです。いかがでしょうか。

次に、子どもの豊かな成長を願い「学校スタンダード」の見直しをの質問です。

国が22の徳目を定め、教科書検定などを通じて管理する道徳の教科化など、教育への国家介入を進める安倍政権のもとで、規律を何よりも重視するゼロトレランス（寛容度ゼロ）政策、子どもの言動を事細かく指定する学校スタンダードの存在が問題になっています。ある区内の小学校の学校スタンダードを紹介します。

学習のスタンダードでは、発言の仕方について、静かに挙手をする。「はい」とは言わない。指名されたら「はい」と返事をし、立ち、椅子を入れてから発言する。挨拶は語先後礼。つまり、「おはようございます」と言ってから頭を下げる。生活スタンダードでは、天気の良い日は外に出て仲よく元気に遊ぶ。友達には「さん」をつけて呼ぶ。給食スタンダードでは20分間で食べる。清掃スタンダードでは、ほうきの使い方、ごみのあるなしにかかわらず一列に並んで掃く。決まりは6分野233項目にわたり、保護者にも家庭保存版として配られています。当事者の5年生の子どもに話を聞きました。晴れの休み時間は教室に残っていないか先生が見回りに来る。見つかったら大変。意味がわからないものがたくさんある。細か過ぎて守るのが大変で、1日2つから3つ達成できない。チェックカードが配られ、月に一度、二重丸、丸、三角、バツで自己評価をするそうです。私は息苦しさを感じました。学校において一定の決まりやルールは必要と思います。しかし、子どもは一人ひとり違い、抱えている事情も課題も異なります。一人ひとりに寄り添う指導が必要と思います。また、子どもはつまずきや失敗を経験し、それに対する周囲の共感と受容を通して成長します。現実の問題にぶつかり、自分でどうしたらいいのか選び取る。その試行錯誤を通して人の痛みがわかる人間に育つのではないのでしょうか。初めからスタンダードを正しいこととして示し、守らせ、従うよい子、仮面をかぶる子を育てることにならないのでしょうか。こうした問題は、スタンダードを実行する教師にも向けられます。専門性が否定され、画一的な指導を熱心に行えば行うほど、子どもたちの自由な発想を奪います。子どもの発達をゆがめるものにならないのでしょうか。

2018年3月、子どもの権利委員会は報告書の中で、社会全体が抑圧的になり、過度な競争環境のもとで子どもの人間的な成長・発達がゆがめられ、子どもたちは周囲の目を気遣っている。そこで、主体的な学びの権利と自由な遊びの権利が奪われていくと厳しく指摘をしています。また、子どものストレスの指標であるいじめ、不登校、校内暴力、自殺、4つの指標が2011年以来最悪の事態になっていると統計を示し、警鐘を鳴らしています。子どもが毎日楽しく通える学校にするためには、憲法や子どもの権利条約が保障する生命・生存・発達に対する権利、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重、差別の禁止など、子どもの人権を守る人権感覚が学校の隅々にまで満たされていなければなりません。子どもの言動を細かく指定し、画一的に指導する学校スタンダードは、子どもたちの発達をゆがめるものではないのか伺います。学校スタンダードは、子どもや教師、保護者の意見を聞き、子どもの権利条約を実践する立場で見直しを求めます。学校スタンダードではなく、一人ひとりの子どもに向き合える学校現

場環境の保障へ、30人学級の実現、授業数の削減、教員配置増こそ求めます。それぞれいかがでしょうか。

最後に、安倍9条改憲NO！ 戦争をさせないのが自治体の使命です。

朝鮮半島情勢は、3月の南北会談から急速に話し合いによる平和的解決の方向へと進み始め、6月12日、史上初の米朝首脳会談が行われ、平和と繁栄を望む新しい米朝関係の樹立が宣言をされました。日本共産党は、この米朝首脳会談を心から歓迎します。会談の結果に対し、非核化の具体的な内容が乏しいとか、北朝鮮はまた合意に背くだろうなど意見が出されていますが、それは違うと思います。これまでの70年間、戦争と敵対の関係にあつて、両国がたった1回の会談で一挙に全ての問題が解決するなどということはないと思います。むしろ、米国、北朝鮮、韓国、日本、そして全世界の人々が戦争の脅威、核戦争の脅威から抜け出す扉を開いたことに歴史的、画期的意義があるのではないのでしょうか。米朝首脳会談について区長は歓迎すべきと考えますが、いかがでしょうか。

安倍政権も今生まれている朝鮮半島の平和の新しい流れに、これまでの対話拒否、圧力一辺倒の立場が破綻し、対話への転換を余儀なくされています。安倍政権が9条改憲の最大の口実にしていたのが北朝鮮脅威論です。安倍政権の9条改憲は対話による平和的解決に逆行します。9条に自衛隊を書き加え、9条2項を空文化し、海外派兵の憲法上の制約をなくそうとしています。平和主義を根本から破壊するものです。戦争になれば、住民の福祉が侵害されます。戦前戦中は内務省が警察権力をバックに、住民の日常生活の隅々まで目を光らせ、基本的人権をじゅうりんし、地方自治体と住民から自治権を奪いました。「欲しがりません勝つまでは」の標語で、あらゆるものが軍事優先にされ、神風特攻で若者の命を使い捨てにされました。自治体は赤紙を配るなど、国政の基本方針を末端まで浸透させるための国の出先機関となり、戦争へと突き進んでいきました。この反省から憲法に地方自治が位置づけられ、地方自治体は国の政策を上意下達で貫徹できないように、戦争をさせない仕組みの1つとしてつくられました。どんな問題であれ、住民の人権にかかわることは国に対して対等の立場で発言し、参画するのが自治体の使命です。

憲法に地方自治が位置づけられたことへの認識を伺います。

戦争は区民の人権を侵害するものと考えますが、区長の見解を伺います。

地方自治の長の役割として、安倍9条改憲に反対表明を求めます。いかがでしょうか。

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、自治体の使命というご質問にお答えを申し上げます。

憲法では地方自治の規定を設け、それに基づき地方自治法が定められていると理解しております。これにより、地方自治体は住民の福祉の増進を図るため、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担い、国との役割分担を明確にしていると考えております。区といたしましては、非核平和都市品川宣言や人権尊重都市品川宣言に基づき、平和で心豊かな人間尊重の社会の実現をめざして、区独自の創意工夫による取り組みを進めていくことが役割、使命ととらえております。

最後に、これまでも幾度となく申し上げますが、国際社会における外交防衛に関しましては、国が担う役割・責務として議論は国会の場で十分に尽くされるべきであります。したがって、国の安全保障等について、一地方自治体の首長としての私が見解を述べ、意見表明をすることは差し控えるべきであると考えております。

その他のご質問等については各担当よりお答えを申し上げます。



〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） 私からは、保育についてのご質問にお答えいたします。

待機児のカウントにつきましては、国の定義に基づき行っております。

次に、認可保育園の増設については、今年度行うニーズ調査をもとに新たな計画を策定し、その実現に努めてまいります。

次に、公立保育園の入園児数は法令で定められている基準を遵守しております。園児数の見直しについては、待機児童数の推移等を見きわめた上で検討いたします。園庭については、広い土地が確保できないこと、園庭のある保育施設は近隣住民の理解が得にくいことなどから設置は困難な状況です。屋上や遊戯室の設置、他の施設の借用など工夫してまいります。

次に、年休取得日数ですが、平成29年度、区の職員全体では13.3日。公立保育園は7.8日です。

保育課で月80時間を超える職員の月平均人数は7.6人、多い月は14人です。年間最高残業時間数は1,441時間です。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、武蔵小山駅周辺の再開発と特定整備路線についてお答えいたします。

初めに、武蔵小山駅周辺の再開発についてですが、現在事業を行っている地区は、品川区まちづくりマスタープランを踏まえよりよい市街地の形成を実現するもので、単に開発ビルを建設するだけではございません。地域の課題を解決するため、地元の関係権利者が協力して事業を進め、細分化された敷地の整理や都市基盤となる道路や公開空地などもあわせて整備されるものでございます。また、さらなる商業の活性化や都心居住の推進、当該地区で課題となっていた防災性の向上などを実現していくものでもあり、区として引き続き当地区のまちづくりを支援してまいります。また、チェーン店についてですが、再開発組合は商店街とも意見交換をしながら店舗計画等を行い、さらなるにぎわいと活気のある商業空間づくりをめざしております。加えて、現在地域にある準備組合もにぎわいと活気のあるこれからのまちづくりに向け検討を重ねている状況でございます。

次に駅の混雑、保育園、学校などのインフラ対応についてですが、区は組合を指導しながら、事業の計画段階から関係各機関に対し情報共有と協議を行い、支障のないよう進めているところでございます。

次に、防災対策の充実についてですが、区はこれまでも助成制度の充実を図り、建物の耐震化や不燃化に取り組んできております。まちの防災性の向上には東京都が進める特定整備路線の整備による延焼遮断帯の形成と建物の不燃化を重層的に進めることが大切と考えます。引き続き都と連携し、予算についても、それぞれの役割分担のもとに防災性の向上に取り組んでまいります。

次に、放射2号線についてですが、放射2号線をはじめとした特定整備路線は、発災時の火災延焼を防止するとともに、緊急車両の通行など防災性の向上と交通の円滑化の観点から重要な道路でございます。燃えないまち、燃え広がらないまちを早期に実現するため、都が進める放射2号線などの整備に対し中止を求める考えはございません。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） 私からは、学校教育についてのご質問にお答えいたします。

まず、学校における決まりや約束ですが、議員もご指摘のとおり、児童・生徒が集団生活を送る上で一定のルールは欠かせないものです。各学校では学習規律を整え、学習習慣を身につけさせるとともに、

安全で落ちついた学校生活を送らせるために、誰にでもわかりやすいよう具体的な内容を定めています。そのことにより、例えば少人数指導や教科担任による授業で指導者が変わったり、進級の際に学級担任が変わったりしても授業の受け方や生活の決まりは継続します。そして新しい環境に適応しづらい児童・生徒もスムーズに学習に取り組むことが可能となり、戸惑うことなく学校生活を送ることができま

す。

次に、決まりや約束の見直しについては、各学校が児童・生徒の実態や発達段階に合わせて内容を検討し、保護者アンケートや児童会、生徒会等で挙げた意見、学校評価の結果等も考慮して判断をしております。

最後に、30人学級、授業時数、教員配置のご提案ですが、本区では既に少人数指導や教科担任制を通じ、複数の教員が子どもたちを見る体制に加え、区独自の講師や指導助手等を配置しているところです。したがって、学級編制および教員配置については国基準である標準法および都の基準に基づき進めてまいります。なお、授業時数については、学校教育法施行規則で標準時数が定められており、これを下回することはできないものとされております。

**○飯沼雅子君** 自席から再質問させていただきます。

まず、安倍9条改憲NO！です。米朝首脳会談が行われ、非核化、安全保障の前進に世界中が喜びをあらわしています。区長にもぜひ一緒に歓迎の声を上げていただきたいと質問をいたしました。いかがでしょうか。

保育です。3点です。1点目、待機児のカウントの仕方ですが、国の定義で実態が示されているのでしょうか。待機児を少なく見せるやり方はやめるべきです。

2点目、弾力化で定員以上の詰め込みで質の低下を招いている認識があるのかどうか伺います。

3点目、公立保育園では、有給休暇が年間20日のうち7.8日しかとれていません。保育課は残業過労死ライン月80時間を超える人が、月何と平均7.6人もいます。残業の最長時間は年間1,441時間、月120時間を1年間続けるこの大変さです。仕事量に対し職員が不足をしています。正規職員の増員が必要と考えますが、いかがでしょうか。

まちづくり、開発です。開発関係、ここの地域に住む地権者、また道路上に住む地権者の方の声を伝えました。ひどい追い出しを知ってほしい、被害者を出さないために中止をと訴えました。住民追い出しの実態は理解されたのでしょうか、お聞きをいたします。

学校スタンダードです。発言の仕方や挨拶の仕方を事細かに決めるなど画一的なルールへの押しつけが、子どもたちの考える力や自分たちのルールを自分たちでつくる自治の力を弱めるなど、発達をゆがめるのではないかの質問です。ぜひこの点をお答えください。

〔区長濱野健君登壇〕

**○区長（濱野健君）** 再質問にお答え申し上げます。

利害の調整、あるいは課題の解決を話し合いによって行うということは歓迎すべきことだというふうと考えております。したがって、ご質問の内容につきましても、米朝で会談をするということは歓迎すべきものと考えております。

以上です。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

**○子ども未来部長（福島進君）** 私からは再質問にお答えします。

まず待機児のカウントでございますけれども、統一的な数でカウントいたしませんと、各自治体の比

較等ができませんので、あくまでも国の基準に従ってカウントしたいというふうに考えております。

保育の質の問題でございますけれども、今回の補正予算でも提案させていただきましたけれども、研修の充実や事務事業の見直し等を行っていく考えでございます。広域化や保育園での残業等の問題でございますが、今年度になりまして組織改正等を行いまして事務事業の見直しを行ったところでございます。また、保育園につきましても、必要な職員の増を行っているところでございます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

**○都市環境部長（中村敏明君）** まちづくりにおける再開発でございますけれども、再開発につきましては、地域のまちづくりの機運の高まりが地元の発意によりまして具体的な形となって計画が進められてきているものでございます。区としましては、さらなる地域のにぎわい、防災性の向上など、地域の課題の解決につながっているか総合的な判断を行い、必要な指導を行いながら進められております。引き続き必要な支援を行ってまいります。

〔教育次長本城善之君登壇〕

**○教育次長（本城善之君）** それでは、私からは、学校教育に関する学校での決まりや約束事に関する再質問にお答えいたします。

各学校におきまして、子どもたちの発達段階等に応じてそれぞれ約束事、決まりを定めているところと考えております。例えば、低学年におきましては、比較的共通のルールが必要なのに対し、高学年に達することに応じてそれぞれ自分たちのルールを自分たちでつくっていく。そのような決まりのつくり方を踏まえまして、全体として自主性を伸ばし、個性を育む基礎としての決まりや約束事についてしっかりと教育していると考えているところでございます。

**○飯沼雅子君** 再々質問をさせていただきます。

区長さんにはぜひ平和を広げるアピールをすることが区長の使命と受けとめて、これからも発言をしていていただきたいなと思います。これはお願いです。

保育です。保育園では、待機児を正しく把握することなくて待機児ゼロは達成できないと思っています。国の定義は正しくありません。認識を改めてお聞かせください。職員不足で職員はへとへとになっていると聞いています。よい仕事はこれではできません。当然保育の質の低下にもつながります。職場の要求を聞いて職員を増やしてください。いかがでしょうか。

まちづくりです。きょうの質問は、区が進めるまちづくりの結果、地権者は追い出されています。自覚していただきたいなと思います。品川区まちづくりマスタープランには、「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」とうたわれていますが、これに反する事態、住民追い出し、ぜひ認識をしていただきたいのと、再開発や道路、結果をしっかりと見ていただきたい。区の仕事ではありません。いかがでしょうか。

学校スタンダードですが、問題はなしということなのでしょうか。子どもはみんな違ってみんないいと、一人ひとりの個性を大切にするとよく学校では言われています。そう言いながら画一的なルールを押しつけていけば、子どもの主体性や人権が侵されてしまうのではないかと危機感からの質問です。子どもの意見を聞いているとの答弁がありましたけれども、学校の環境はまだまだ整っていないと考えています。子どもの意見表明権はどこでどのように保障されているのか伺います。また、具体的に子どもたちから出されている意見があったら具体的にお聞かせいただきたいなと思います。

よろしくお願いたします。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） 再々質問にお答えいたします。

待機児のカウントにつきましては、あくまでも国の基準に沿ったもので行っていくというのは当然ではないかというふうに考えてございます。

また、職員でございますけれども、今年度組織改正を行いまして保育課を2つに分けました。そのように職員増も図っているところでございます。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 地元地域が進める再開発、東京都が進める道路、それぞれ事業におきましては、地域の課題の解決のために、また地権者のそれぞれの意向をしっかりと踏まえながら進められているというふうに認識をしております。これからもそれぞれ、この事業を推進する主体に対しましては、品川区としまして、地域の皆様、区民の皆様に寄り添って、その立場を踏まえた上で、必要な指導、または意見を言いながら事業を進めていっていただくようにしていきたいというふうに考えております。

〔教育次長本城善之君登壇〕

○教育次長（本城善之君） それでは、私からは、学校における子どもたちの意見のかかわりでの再々質問についてお答えいたします。

学校でのルール等に関して、子どもたちの一つ一つの意見の表明という形ではございませんが、ただ、学校には全ての学校に学級会があります。学級会では子どもたちのそれぞれの意見を表明する場であるとともに、4年生以上では児童会、そして中学生等については生徒会の活動があります。それらを通じて自主性を育みながら自主的な活動に取り組んでいるというものでございますので、画一的なルールを押しつけることによって自主性を損なうようなものという形の教育ではなく、むしろルールの形成も含めて自主的な力を育むような学校の教育活動を行っているものと考えているものでございます。

○副議長（こんの孝子君） 以上で、飯沼雅子君の質問を終わります。

次に、横山由香理君。

〔横山由香理君登壇〕

○横山由香理君 私は、品川区議会自民党・子ども未来を代表いたしまして、既に通告してあります項目に従い質問をいたします。

目黒区で発生した児童虐待死の事案を含め、虐待により命を落としたお子さん方のご冥福をお祈り申し上げます。また、大阪北部地震によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈り申し上げ、全ての被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。

大阪北部地震が発生した6月18日、私は宮城県石巻市立万石浦小学校のテイラー文庫などを視察いたしました。翌日19日、国連広報センターと駐日EU代表部開催の国内外の女性と女兒に対する暴力撤廃に関するハイレベル・セミナーに参加し、紛争地域と被災地は同じことが起きているとお聞きしました。「クレーマーになるな、クリエイターであれ」、これはベビー&パースフrendリー財団、大葉ナナコ代表理事のお言葉です。大阪府民の方から安否確認電話が殺到し、自分が優先的に連絡をとりたい家族などからの電話が受けられず、携帯の電源もなくなり困ったという事例をお伺いしました。同じ構造で、児童相談所の職員数が不足する現在、報道などをきっかけに全国から品川児童相談所への苦情が殺到するなどの場合に、担当地域である品川区民の皆様からの緊急および重篤な相談の連絡がつながりにくくなりはないか。長時間にわたる対応によって職員の皆様が疲弊し、第二、第三の船戸結愛ちゃんを生

み出すことはないかなどを危惧しています。区民の皆様のご意見をお寄せいただきたい一方で、苦情などは冷静に内容や目的を的確かつ簡潔にお伝えいただくことを心よりお願いを申し上げます。私は文句ばかりのクレーマーではなく、解決のために動くことのできるクリエイターでありたいと思います。

質問に入ります。

1点目に、児童虐待防止対策と児童相談所移管についてお伺いをいたします。

私は、品川区への児童相談所移管に当たりまして、世界一の児童相談所をつくっていただきたい。そしてその過程の中で、地域全体で子どもを育てる社会を形成し、維持していただきたいと考えています。そのためには今何ができるのかということ念頭に置きながら質問をさせていただきます。

平成30年6月15日、安倍総理は総理大臣官邸で児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議に出席しました。会議では、児童虐待防止対策に関する取り組みおよび目黒区の女児死亡事案に関する検証について議論が行われました。総理はその議論を踏まえ、次のように述べました。「わずか5歳の結愛ちゃんが死の間際どんな思いでノートにあの言葉をつづったのか。虐待を受けながらも、両親の思いに応えようとする幼い心の中を思うとき、私は本当に胸がつぶれる思いであります。虐待によって多くの幼い命が奪われています。こんな痛ましい出来事をもう繰り返してはならない。子どもの命を守るのは私たち大人の役割であります。政治の責任において抜本的な対策を講じます。子どもたちの命を守ることを何よりも第一に据え、全ての行政機関があらゆる手段を尽くすよう、加藤大臣をはじめ、関係大臣は緊急に対策を講じてください」。

また同日、東京若手議員の会、児童虐待防止プロジェクトは、東京都庁で「児童虐待のない社会を実現するための緊急提言～地域全体で子どもを育てる社会～」を小池都知事に提出いたしました。私もプロジェクト発足時の座長としてかかわってまいりました。このチームは約2年半の間、児童相談所、児童養護施設、乳児院、子育て世代包括支援センター、JKビジネスおよび性教育などに関する視察、勉強会および講演会の開催などによって児童虐待防止にかかわる現場の方々のお声を伺いながら、現在の制度や背景などを学んできました。

提言は大きく5点あり、その概要は次のとおりです。

1、平成30年3月に東京都目黒区で発生した痛ましい事件について、東京都の児童虐待死亡事例等検証部会、香川県の検証委員会、国の社会保障審議会が連携しながら検証作業を早急に進め、全国の児童相談所や子ども家庭支援センターなどに結果を共有すること。

2、児童相談所への通告は子育て世代にとって不安材料になっている側面があることから、児童相談所は子育ての相談などを受け付ける虐待対応だけではなく、子育てを支える施設だということをいま一度周知すること。

3、現在特別区による児童相談所設置の検討が進む中、児童相談所の構造的課題を解決するためにも、児童相談所と子ども家庭支援センターとの情報の整理と連携の強化を進めること。また、警察との連携は進めるべきと考える一方で、保護者が児童相談所に相談しにくくなるおそれがあることから、児童虐待防止に関する対策を最優先にしつつも、誤解を生まないような周知を行うこと。

4、今後の児童虐待を防止するために、中長期的な視点で子育て支援、青少年育成施策の拡充をすること。特に子育て世代包括支援センターの設立、産前産後ケアなどの保護者に焦点を当てた子育て支援を拡充すること。

5、地域で子どもを育てる大切さを広く周知すること。

以上は東京都知事への提言ではありますが、4点目の児童虐待を防止するための中長期的な視点で子

育て支援を充実させるべきという点に関して区の見解をお伺いいたします。

私は児童相談所の移管に当たり品川区の特色を打ち出していきたいと考えています。私が品川区民として胸を張って全国、世界に向けて誇れるのは教育です。品川区には品川区立清水台小学校昭和大学病院内さいかち学級というすばらしい院内学級の仕組みもあります。さいかち学級での経験を児童相談所の教育との連携に生かしていただきたいと要望いたします。私は、ライフワークとして児童虐待防止対策と児童相談所について調査研究活動を続けていますが、教育が希望の光であると確信し、大きな期待を寄せています。どのような家庭に生まれても、教育によって虐待の連鎖を防ぐことができるのではないのでしょうか。特に一時保護期間が終わって学校に戻ったときに、おくれが出ないどころか学習意欲が高まっているような状態をめざしていただきたいということを要望いたします。

児童相談所の整備に当たって、次のことを改めてお願いをいたします。

私は以前より、ぬくもり、温かみ、開放感、家庭的などのキーワードで要望させていただいております。金沢市のように木材を使用したり、中庭があって太陽の光が差し込み、肌で風を感じ、土のにおいを嗅ぐことのできるような工夫をお願いいたします。子どもの時間の感覚は大人とは違います。場合によっては、二、三か月もの長期間、外部の環境から隔離されて生活をせざるを得ない子どもたちの最善の利益を考慮していただくことや、24時間365日、児童相談所で重責を担う職員の方々に安心してベストパフォーマンスを発揮していただけるような構造や設備を整備していただきたいということです。

また、児童相談所の運営に関して、保護された子どもたち、現場の職員の方々からの直接の声を定期的にヒアリングするシステムを構築することで、必要なものは必要なときに、フレキシブルに対応できるような仕組みにて運用していただきたいということも要望いたします。

警察との連携については、警察から児童相談所への通告はスムーズに行われています。児童相談所に危機管理のプロ、つまり警察がいることで、児童相談所から警察へのスムーズな連携が可能になるため、児童福祉のベースがある警察行政職員の常駐を要望いたします。

社会が激しく変化する時代ですが、変化に対応しやすい施設の整備や運用を今の段階から検討していただきたいのですが、区のご所見をお伺いいたします。

2点目に、青少年健全育成と性感染症対策についてお伺いいたします。

私には8年生、中学生の娘がおりますが、母親の視点からの健やかな体を育むための指導と施策のあり方について、青少年が性について適切な知識を持ち、自分の心身や小さな命を守るために何らかの施策が必要だと考えています。

同じく小中学生の子どもを持つ多数のお母様方からの聞き取り調査によって寄せられたご意見を3点ほどご紹介いたしますが、品川区の現状と課題、今後の計画の進め方について、公衆衛生対策、青少年健全育成、それぞれの観点よりご説明願います。

1点目は、ネットを通じた子どもの性被害の防止について教えてください。

2点目は、予期しない妊娠、計画していない妊娠を防ぐための性教育のあり方や正しい行動選択ができるよう検討を深めてください。

3点目は、性感染症の予防に関する若い世代への普及啓発をさらに推進してください。

私は、赤ちゃんふれあい事業、命の大切さを学ぶ体験活動などの機会やメニューを増やすことなど、虐待しない子育ての方法を学ぶ機会を創出することが重要だと考えています。今、青少年に対して適切なサポートを始めていくことで虐待の連鎖を断ち切り、10年、20年先の品川区における虐待件数を減らしていける可能性があります。子育て部門、教育部門、保健部門が連携しながら、いま一歩進めていた

だくことを強く要望いたします。

私は、組織の横の連携の強化は区民に最も身近な区だからこそイノベティブに、そして地に足のついた形で実現できると確信しています。私は引き続き、児童虐待をめぐるさまざまな課題が解決するまで努力を続けていきます。それぞれのお立場で日々奮闘する皆様、私の調査研究活動にご協力をいただいております全ての関係者の皆様、何より毎日を頑張っている生き抜く全てのお父様、お母様、子どもたちに私の任期最後の一般質問の場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

3点目に働き方改革について伺いをいたします。

私が人として、女性として、妻として、母親として、ワーキングマザーとして、議員としてお手本とさせていただいている方々は性別問わず多数いらっしゃいます。そのうち女性のロールモデルの一人が品川区に大使館があるマケドニア共和国のアンドリヤナ・ツヴェトコビッチ特命全権大使です。日本在住歴が通算11年で、大使に就任する前は日本映画の研究者として京都大学などで教鞭をとった経歴をお持ちです。大使は京都の松竹撮影所で時代劇の短編映画を制作して高く評価されましたが、映画監督にとどまらず、研究者として教育者として、さらに人工知能などのビジネスにもかかわり、日本、アメリカ、マケドニアを行き来して活動していらっしゃいます。大使は自らをルネサンス的な人間と表現し、狭い枠にとらわれず、幅広い分野に興味を持ち、学んだことの全てを次の新しい取り組みに結びつけています。

ジャパントイムズ・フォー・ウイメンの記事では、「勤勉に前向きに献身的に取り組めばどんなことでも可能です。心の底から話すことです。その人自身の言葉は人に伝わります」などと語り、これまでに培った知識と経験を総動員してマケドニアと日本のかけ橋を務めていらっしゃる様子が伝わってきます。このように海外の女性活躍の事例からは多くの学びを得ることができます。

私はことし4月に、東京青年会議所国際女性友好の会による「第1回勉強会～ジェンダーギャップ指数の高いノルウェーに学ぶ経営の活性化～」へ参加し、6月にはグーグル東京オフィスにてシニアコンサルタントの香川ミナさんによるランチセッションを受けました。グーグルのダイバーシティに関するお話では、ダイバーシティのスキルが身につけていることが評価制度に入っており、達成されなければ昇進ができない仕組みになっていることをお聞きしました。日本企業の昭和的な価値感をベースに持ってお仕事をしている男性社員が転職をしてきた際には、しっかりと研修を受けることによって会社が知識やスキルを与えながら、二年間グーグルの企業文化に触れて働くと個人の価値感がどんどん変わっていくという好事例をお聞きしました。国際社会において日本企業が成果につながるお仕事を続けるためには女性の活躍が必須ですが、それと同時に、もしくはそれ以上に最重要であるのが女性と対等な立場で働くための男性へのサポート体制の構築だということがわかってきました。

また、昨年、株式会社文祥堂のファシリテーター山川知則さんに、成果につながるオフィスづくりワークショップの事例をご紹介いただきました。山川さんは、「本ワークショップは、特定非営利法人ミラツクと株式会社文祥堂の共同開発で生まれました。いいオフィスとは、一体どんなオフィスでしょうか。その一つの答えは『成果が出るオフィス』だと考えます。我々は、成果が出るオフィスを作るために、成果を出しているチームがとっている行動を調査しました。この調査から生まれた『成果行動カード』を使ったワークショップで、オフィスの設計要件を整理します」と語っています。品川区における中小企業支援の観点と品川区の教員と職員の方々の働き方改革の観点において、働く方々一人一人へのダイバーシティに関する価値感の醸成のための研修の開催と評価制度の見直しをしていただきたいと思います。いかがでしょうか。同時に、成果が出るオフィスづくりへの支援としてワークショップ

の開催を提案いたしますが、区のご所見をお伺いいたします。

4点目に、食についてお伺いいたします。

農林水産省第3次食育推進基本計画では、平成28年4月からの5年間を取り組みの柱として5つの重点課題を挙げておりますが、5つ目には、「食文化の継承に向けた食育の推進」として、日本の食文化が十分に受け継がれていない現状を踏まえ、「郷土料理や伝統食材、食事の作法等、伝統的な食文化に関する国民の関心と理解を深めるなどにより伝統的な食文化の保護・継承を推進します」とあります。私は、区民の皆様にとって最も身近な食文化は家庭の味、地域の味だと考えています。日本や品川の食文化の継承はもちろんのこと、家庭の味を継承する大切さについて、うちの味を映像とレシピでつなぐレシピバトンの取り組みをご紹介します。

5月に代表の高木健太さんにお話をお伺いいたしました。「あと100日もお母さんに会えないかもしれない」とつぶやいた妻に、元気なうちに一緒に台所に立ってほしくて、お母さんがいつもどおり料理する姿を撮影し、プレゼントしたことが始まりです。会いに行くことができなくても、レシピを聞くことができれば声を聞くことができます。一緒に料理をつくることができなくても、会えるときには子どもごろのように隣に立ち、じっくり手元を眺めることができます。家族が離れ離れで暮らすようになり、生まれた土地に戻らない人が増えた今、さまざまな関係の中で映像とレシピがきっかけとなって、なるべく一緒に台所に立つ機会が増えてたくさんのおうちの味がつながってほしいと思います。私は、レシピの手順はもちろん、レシピのこだわりや料理と家族との思い出などのインタビュー、でき上がった料理をみんなで食べるころまでを1本の映像として、思いも一緒に記録するというコンセプトが大変すばらしいと思います。現代のストレス社会において、毎日頑張る方々が疲れたときに、うちの味こそが心と体の栄養になると私は考えます。家庭料理を通じた食文化の継承を提案いたしますが、区のご所見をお伺いいたします。

スポーツと食事、スポーツと栄養、ジュニアアスリートの食事についてお伺いいたします。

東京2020大会のスケートボード競技強化指定選手候補に選出された荏原第六中学校8年生の山下京之助さんをはじめ、レスリング、競泳、バドミントン、硬式テニス、硬式野球、クラシックバレエなど、品川区の文化・スポーツ部門にて活躍したり、部活動やスポーツに打ち込む児童・生徒は多数おります。栄養、けが予防、回復食について、成長期である児童・生徒だからこそ注意した方がよいポイントがあると私は考えております。練習と試合の前後、夏休みなどの暑い時期と冬休みなどの寒い時期の対策、女子選手が特に気をつけるべきこと、差し入れについて、競技特性に合わせた食事計画など、部活動と連携しながら子どもたち自身が自分たちの体と食事に関心を持てるような施策を検討いただきたいと思います。ジュニアアスリートの食事を支える保護者に向けて、誰でも簡単に調理できる手ごろな価格のおいしいレシピを発信することで、周知啓発をしていただきたいと思いますと考えますが、どのような支援が可能なのか、今後の展望をお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、児童虐待予防のための子育て支援策と児童相談所移管についてお答えを申し上げます。

これまで区は、品川区子ども・子育て支援事業計画に基づく各種事業、多様な保育、しながわネウボラネットワーク事業など、さまざまな子育て支援事業を着実に実施し、充実させてまいりました。今後も全ての妊産婦、子育て家庭に対する妊娠・出産・育児の切れ目のない支援を推進し、児童虐待の発生



予防に引き続き全力で取り組んでまいります。

児童相談所一時保護所の設計や運営につきましては今後の課題となります。いろいろと課題はあり、いずれも簡単なものではありませんが、ご要望をいただいた点も踏まえ、子どもの最善の利益を第一に考え検討してまいります。

そのほかのご質問等については、それぞれ担当よりお答えをさせていただきます。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

**○子ども未来部長（福島進君）** 私からは、青少年健全育成と性感染症対策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、ネットによる子どもの性被害防止策ですが、児童・生徒が情報通信の発達した社会で安全かつ快適に生活する能力を身につけることができるよう、携帯電話「しながわアクション」を作成し、家庭・学校・地域等での子どもの見守りを推進しています。また、青少年問題協議会では、毎年夏休みを前に夏季パンフレットを作成し、小中学校の全児童・生徒に向けて配布しております。その中で自分の裸体等を撮影させられる被害、いわゆる自画撮り被害防止についても啓発しています。

次に、予期しない妊娠を防ぐための性教育についてです。性教育については、区立学校において、学習指導要領に基づき、発達段階を踏まえ、学校全体での共通理解とともに保護者の理解を得て計画的に指導しております。

次に、性感染症予防についての質問にお答えします。性感染症のうち、H I V感染症、いわゆるエイズは全国的に新規報告者数は横ばいですが、全国、東京都いずれにおいても20歳代、30歳代の若い世代に多く見られることが特徴となっています。また近年、梅毒の報告数が年々増加し、内訳を見ると、男性だけではなく若い女性で増えていることが大きな問題となっており、この傾向は都、区いずれも同じ状況です。区では、品川保健センターと荏原保健センターでH I V抗体検査および梅毒検査を実施し、同時に性感染症予防について普及啓発するとともに、年に2回H I V即日検査を実施しております。また、児童センターや学校の依頼を受け、中高生を対象にエイズ予防に関する講演会の実施や成人式や大学の学園祭で性感染症予防のためのポスター掲示やチラシを配布する等、普及啓発を実施しており、今後も積極的な展開を図ってまいります。

〔総務部長榎本圭介君登壇〕

**○総務部長（榎本圭介君）** 私からは、働き方改革についてのご質問にお答えします。

区では、特定事業主行動計画に基づき、子育てや介護に当たっている職員の働き方を支える職場環境づくりに取り組んでおります。ダイバーシティに対する価値感を醸成するため、計画の内容について制度の周知や研修など幹部職員が率先して自らの組織内への浸透を図れるよう、職場企画研修など工夫してまいります。人事評価につきましては、ダイバーシティに関し独立した項目はございませんが、制度の理解、取り組み姿勢など日ごろの職務の中で評価してまいります。

また、成果の出るオフィスづくりについては、庁舎については多くの区民の方が来庁されるという特徴があり、建物の構造や窓口の設置などレイアウト上の制約などはございますが、さまざまな観点、ご意見を踏まえ研究してまいります。

次に、中小企業の働き方改革についてですが、今年度からしながわ〜く推進事業として事業内容を拡充しており、ダイバーシティ推進セミナーなどの実施により普及啓発に努めております。また、人材アシストマネジャーを派遣し、各企業が取り組む社内研修の提案やアドバイスを行うなど、きめ細やかな支援も実施しております。ワークショップなどの業務改善提案を専門業者から受ける場合については、

現在実施しているコンサルティング経費助成をご活用いただくことも可能です。今後も区内中小企業の取り組みへの支援に努めてまいります。

〔健康推進部長福内恵子君登壇〕

○健康推進部長（福内恵子君） 私からは、食に関する質問にお答えいたします。

まず、家庭料理を通じた食文化の継承についてです。近年、ライフスタイルの多様化により家庭で食卓を囲む機会が減少したことから、子どもの成長段階に応じた基礎的な食生活習慣の形成などに重要な家庭において食を学ぶ機能の低下が懸念されています。また、社会人になり、栄養バランスなどを考えない嗜好を重視した食事の繰り返しなどによる生活習慣病の発症や高齢者の孤食や栄養の偏りによる低栄養などが問題になっています。こうした状況の中、家庭料理を通じた食文化の継承などにより多くの区民が食に関する知識と食を選択する力を習得し、生涯にわたって健全な食生活を実践することができるよう食育を推進していくことは非常に重要です。区では、保育園や学校における給食で、節分、ひな祭り、端午の節句など、季節の行事に由来する料理や旬の食品を献立に取り入れています。また、児童センターでは、在宅子育て支援として、地域に暮らす高齢者がつくる料理を乳幼児親子と一緒に食べる機会を通じて育児に対する不安感や孤立感を軽減するなど、食を通じて地域のきずなを深める事業を実施しております。食生活改善推進事業として品川栄養士会が実施している料理教室においても、お汁粉や巻きずしなど昔ながらの献立を取り入れています。区として、今後も引き続き食文化の継承に資するような取り組みを継続してまいります。

次に、スポーツと食事についてです。区内には、東京2020大会の強化指定選手候補や全国大会出場選手等、多くの少年少女アスリートが在住・在学しています。区では野球やサッカーなどの多くの少年少女が所属する競技の指導者や保護者を対象に、成長期に必要なエネルギーを補うため効果的な食事のとり方について学ぶ機会を提供し、スポーツ障害の予防や食事からの体づくりなど、選手育成に必要な講習会を実施しています。さらに、平成31年度に向け次世代を担う子どもたちを対象に健康で動ける体をテーマに講演会とイベントの開催を検討しているところです。レシピ紹介につきましても、イベントを企画する中で、食の重要性の啓発につなげられるよう考えてまいります。

○副議長（こんの孝子君） 以上で、横山由香理君の質問を終わります。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後7時51分休憩

○午後8時07分開議

○副議長（こんの孝子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

塚本よしひろ君。

〔塚本よしひろ君登壇〕

○塚本よしひろ君 品川区議会公明党を代表して一般質問を行います。

初めに、安全・安心のまちづくりについて伺います。

質問の1点目は空き家問題についてです。

品川区が空き家等の実態に対して平成28年度に実施した追跡調査の結果によると、1,093戸の空き家が存在し、そのうち管理不全状態の空き家が49戸となっています。品川区では平成27年4月に品川区空

き家等の適正管理等に関する条例を施行し、管理不全空き家の適正管理や空き家の有効活用促進に努めています。

公明党では現在、全国的にアンケート調査を実施していて、私も区民の方々の声を直接にアンケートしています。その1つである防災に関する項目で、危険で改善が必要と思われるものは何かとの問いに対して、空き家を挙げる方が大変に多いと実感しています。また、空き家の有効活用についても、区は空き家の公的活用を目的として、改修費用の一部助成や、専門家を無償で派遣する事業を実施していますが、空き家活用の実績には結びついていません。

まず、空き家の有効活用についてですが、品川区で開設している空き家ホットラインや年2回実施している相談会で蓄積された情報は、空き家活用のためどのように活用されたのか伺います。

また、空き家活用をより強く推進するため、専門的ノウハウにたけたNPOなど民間との連携など、空き家活用を積極的にコーディネートするような施策を展開してはいかがでしょうか、区の見解を伺います。

続いて、管理不全の空き家についてですが、今国会で、所有者不明の土地を上限10年間で公園など公益性のある目的に使用できるとする、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案が成立し、平成31年6月までに施行されます。この法案では、建物が残っている土地は対象外とされているので、所有者不明の土地であっても、空き家があるため有効活用できない場合が想定されます。

品川区空き家条例では、所有者と区の責務を明らかにし、所有者が管理不全状態を放置するときは、行政代執行による撤去も可能としています。空き家が土地と同様に所有者不明の場合には、土地を有効活用するため、空き家の撤去など行政としてどのような対応が考えられるのかお知らせください。

また、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案には、所有者を探索するため、住民票など公的書類の調査を合理化する仕組みも盛り込まれています。現在、自治体では、転出や死亡により除票となった住民票を5年間保管することが義務づけられていますが、所有者探索の合理化のため、5年を過ぎた除票の存在価値が増してくるのではないのでしょうか。保存期間5年を過ぎた除票の保存については、自治体の判断によるとされていますが、除票の保存期間について区の見解を伺います。

質問の2点目は、看板など屋外広告物の安全性についてです。

ことし4月11日13時45分ごろ、文京区内を歩いていた女性アイドルが強風で倒れた看板の下敷きになり、腰椎骨折など大けがを負ったというニュースがありました。この日の13時10分、都内では瞬間最大風速23.2メートルを記録していました。近年は台風シーズン以外にも強風の日が多くなっている印象があり、品川区内の看板などの安全性についても心配があります。

看板などは、東京都の屋外広告物条例により都市の美観と安全管理のための規制があり、品川区が登録申請の窓口になっています。また、区道上にかかる看板などは、品川区の道路占用許可申請をする必要もあります。広告物の安全管理は所有者の義務であり、登録時と種類ごとの一、二年の更新時に安全点検報告の義務があります。しかしながら、屋外広告物には未登録のまま設置されているものがあると聞いています。

品川区では平成21年度に区内の屋外広告物の実態調査を実施し、約5,000件の台帳を作成しましたが、それから8年後となる昨年度に、改めて品川、大崎、八潮地区と大井地区の一部で実態調査を実施しました。残りの地域は平成30年度に実施の予定となっています。

まず、昨年度実態調査した地区において、未届けの屋外広告物が幾つあったのかと、その安全性の確認状況についてお知らせください。

また、今回の実態調査は平成21年の調査から8年後となりましたが、屋外広告物や道路占用の許可事務のあり方ならびに実態調査の期間について、安全管理を重視する観点からどのようにすべきと考えるか、区のご所見を伺います。

次に、学校教育について伺います。

質問の1点目は、多様な児童・生徒を育む学校づくりについてです。

文科省が平成24年に実施した調査で、公立小中学校の児童・生徒のうち、6.5%が発達障害の可能性があるとされました。品川区の特別支援教育では、通級指導学級への通学負担を軽減する特別支援教室を全区立小学校と義務教育学校に設置し、かねてより保護者の方から要望のあった自閉症など主に情緒障害の生徒を対象とした特別支援学級を本年度から浜川中学校に設置しています。ほかにも障害のある児童・生徒の身辺介助をする介助員や、発達障害等で学習参加に困難のある児童・生徒の学習を支援する学習支援員を配置、また、全校配置されたスクールカウンセラー、小学校・中学校・義務教育学校の五、六校に1名配置している巡回相談員が、特別支援教育の対象となる児童・生徒の教育ニーズを把握し、具体的な支援策を検討して指導・助言するなどの対応がとられています。

一方で、品川区では生徒・児童の人数が増加するとともに、マスメディアで発達障害を取り上げる機会が増えることなどにより、保護者理解が広がりつつあり、学校で特別な支援を必要とする児童・生徒のニーズが年を追うごとに増加していると聞いています。

また、医療的ケア児の受け入れの議論もあり、幾つかの自治体では、看護師を配置することで医療的ケア児を公立高校で受け入れています。これからも多様な支援を必要とする児童・生徒をできる限り学校で受け入れていくために、学校には一層の体制強化と努力が求められ、品川区はそれに応えていくべきと考えています。それには授業のユニバーサル化など、教員個々の努力も必要とされるでしょうが、それだけでは限界もあるでしょう。

まず、多様な支援を必要とする子どもへの対応について、学校現場での現状をどのように認識しているのかお聞かせください。

さらに、複雑化する社会背景の中、さまざまな事情を抱えた子どもたちを受け入れ教育しゆく公立学校であり続けるため、学校教職員の質量両面での体制強化についてと、今年度から区内全校で実施となる品川コミュニティ・スクールなど地域の力との連携について、それぞれ区のご所見を伺います。

質問の2点目は、小中学校の重たいかばんについてです。

近ごろ、小学生のランドセルや中学生のかばんが重たくなっていて、腰痛など健康を害する原因となっているのではないかと話を区民の保護者から聞くようになりました。ランドセルやかばんが重たくなった要因は、教科書がA4判に拡大した上、厚みも増したことがあります。また、区内小中学校は、教科書などを学校に置いていく、いわゆる「置き勉」を禁止しているため、あしたの授業で使う教科書や副読本などを全て持ち帰ることになっていることもかばんが重くなる原因です。学校が置き勉を禁止している理由は、自宅で予習・復習がおろそかにならないようにするため、学校で教科書などがなくなるトラブルを避けるためと聞いています。

成長段階の児童・生徒にとってかばんの重さがもたらす影響については、体重の10%以上になると背中の痛みが増すとアメリカの調査結果があります。区内中学校に通う9年生女子生徒の保護者から伺った話では、女子生徒のかばんの重さは10キロから15キロあり、さらに部活の用具などが加わる場合もあるとのことでした。9年生女子の平均体重は約50キロなので、10キロから15キロは体重の20%から30%となります。また、かばんの種類は学校によって指定されていますが、手提げのポストンバッグの

中身が重いため、両肩に背負って通学している生徒もいます。本来背中に背負う形ではないため、アンバランスで背中や腰への負担は大きいだろうと思われます。

6月12日の参議院文教科学委員会でも、公明党の佐々木さやか参議院議員が重過ぎるかばんの問題を取り上げ、学校が置き勉を認めていないことを指摘して、文科省に対策を求めたところ、林芳正文科相は、「各教育委員会などに対して、各学校で適切な指導がなされるよう働きかける」との答弁がなされています。

品川区教育委員会は、重いランドセルやかばんが児童・生徒の身体や学校生活に少なからず与えている悪影響や、最適なかばんの形はどのようなものがよいのかなどの確に把握するため、実態を調査すべきと考えますが、区の見解を伺います。

また、広島市立牛田中学校の生徒が重いかばんの問題を取り上げた動画を制作し、かばんが重いという事実だけでなく、問題解決のために自分たちができることも伝えることで、教員の理解を得て、一部の置き勉も認めることになったと幾つかのメディアで紹介されていました。品川区の学校においても、この問題に対して学校側からさまざまな対応が示されたとき、教育委員会として柔軟な対応を求めます。区の見解を伺います。

質問の3点目は、犯罪から児童・生徒を守る情報モラル教育についてです。

品川区における小中学生のスマートフォン保有率は、小学校高学年が35%、中学校では80%との調査があり、SNSは小中学生にとって身近なコミュニケーションツールと言えます。一方、警視庁は、平成29年にSNSを介して事件に巻き込まれた18歳未満の子どもの数は1,813人で過去最高だったとことし4月に発表しました。被害者の95.9%が女子で、性犯罪被害が大半を占めています。また、数字はあくまで事件として把握しているものに限られ、潜在的にはもっと多いのではないかと指摘しています。

被害者の年齢を見ると、16歳が447人で最も多く、次いで15歳が388人、14歳277人の順であり、被害が多いSNSツールは、ツイッターが695人、次いで学生限定の交流サイト「ひま部」181人、LINE 105人の順です。被害に遭った子が加害者と会った理由は、金品目的が29.9%、「優しかった、相談に乗ってくれた」が22.9%、交遊目的が17%と多くなっています。ほかにも、犯罪に直接結びつくものではありませんが、インターネット上で記憶力や集中力が高まって頭がよくなる薬と宣伝されている、通称スマートドラッグと呼ばれる錠剤が国外のホームページを介して販売されています。スマートドラッグは副作用など健康被害のおそれがあり、厚労省により昨年11月個人輸入が禁止されましたが、インターネットで検索すれば、未だに購入可能なホームページが表示されます。

お茶の水女子大学の坂元章教授は警視庁の発表について、「保護者との間でSNSを使うときのルールをつくっておくことが非常に重要」とコメントしています。品川区ではこれまで携帯電話しながらアクションを作成して家庭への啓発をし、東京都もSNS東京ルールを定めてSNS使用に関する指導・啓発に努めています。しかし、SNSは、知らず知らずのうちに新たな犯罪の危険が忍び寄る世界です。

品川区は、SNSに潜む危険から児童・生徒を守るため、SNSの最新状況を把握しつつ、児童・生徒に対する情報モラル教育と、保護者に対する一層の啓発、情報共有を推進するよう求めます。それぞれ区として考える対策の強化を伺います。

次に、保育園の運営について伺います。

品川区は、子ども・子育て支援に必要とされるサービス量の見込みに沿って、子ども・子育て支援事業計画を策定し、保育園の新規開設などを進めています。ことし4月の保育園入園申し込み時の待機児童数は19人と、昨年の219人から大幅に減少しました。これは計画を着実に実行した結果として評価し

ます。品川区の保育園の7月入園可能数は948人、0から2歳に限ると18人です。

今年度は国の指針を受けて、平成32年度からの第2期子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、子育て支援事業のニーズ調査を実施することになっています。品川区では区内を6地区に分けて、地区ごとのニーズを調査することによって、これにより地域ごとの子育てニーズを明らかにし、保育園やオアシスルームなど子育て支援施設が地域に過不足なく開設されるようになることを期待します。

質問は、安全・安心の保育環境づくりについてです。品川区は、待機児解消のため急ピッチで保育所を増やしてきました。平成30年度だけでも私立認可保育園17園を新規開設し、来年度も私立認可保育所13園など新規開設の予定です。保育園の新規開設に当たっては、各園から保育士の確保に苦勞している様子を伺います。全国的な保育士不足の状況下では、経験の少ない保育士が増えることにならざるを得ず、ひいては保育の質について懸念が生じてきます。

昨年12月に、長崎市内の2つの保育所が園児に虐待行為をしていたとのニュースがありました。大きな事故などの前には予兆があり、保護者や保育園職員がそれに気づき、早目に対処することで事件・事故を未然に防ぐことにつながる場合があります。品川区の保育園では、保護者から寄せられる疑問や相談に応じるのは、各園に第三者的な意味合いで設置されている運営委員会となっています。個々の事案に対する具体的な保護者対応は運営委員会であると理解しますが、安全・安心で健やかな園児を育む保育園運営のために、区として広く声が届きやすくする体制が必要ではないかと考えます。

品川区として、保護者や保育園で働く職員などの疑問や相談が、匿名性の確保にも配慮しつつ、区に集約する仕組みを整えることを求めます。また、集めた声を保育園間で共有したり、事案によっては品川区として適切な対応をとるなど、事故やトラブルなどを未然に防ぐ働きかけの強化も求めます。それぞれ区の見解を伺います。

次に、行政のICT化推進について伺います。

政府は平成29年に、我が国全体のIT戦略の新たなフェーズに向け、必要な施策を着実に実施していくことを目的とした官民データ活用推進基本計画を策定しました。当計画の行政分野への言及では、行政手続のICT化を原則として、国民負担の軽減や行政コストの削減を進めるとしています。今後、マイナンバー制度などを活用した住民票や戸籍謄本などの提出不要化の方策を取りまとめ、平成31年度までに必要な法整備等を実施するとしています。ICT化による行政事務の効率化は日々進めていくべきものと考えます。

質問の1点目は、ICT化による福祉人材の事務負担軽減についてです。

経産省では、保育現場のICT化・自治体手続等標準化検討会が設けられ、ICT化によって保育士の業務負担軽減を図ることで、保育士が子どもに向き合う時間を増やし、保育人材不足を補うなどの検討がなされています。一般に保育所や介護事業所のICT化における課題としては、インフラ整備や現場職員のICTスキルが不十分であることや、ICT化による業務効率化などの効果が明確でなく、その効果を最大化できていないことなどがあります。

品川区の庁舎内システムでサーバーの仮想化がなされていますが、保育所や介護事業所も仮想化サーバー導入によってインフラ整備費用の負担を軽減したり、給付事務など各保育所や介護事業所が行っている共通の事務を標準化し、事務処理機能を集約し一元的に対応するなど、ICT化の推進で事務負担軽減を最大化する方策の検討を求めます。区の見解を伺います。

質問の2点目は、行政におけるAI導入についてです。

近年、AIに関する書籍が書店に並び、AIの話題が多く聞かれるようになりました。コンピュータ

一は、四則演算を高速に実行する機械から高度に知的な問題を処理できるようになりました。これにより、銀行の融資査定や保険金支払い業務などいわゆるホワイトカラーの仕事領域にまでA Iが導入され、今後10年から20年の間に多くの仕事がA Iに代行される時代が到来するとされています。

行政の分野でもA Iの導入が検討され始め、報道によると、さいたま市が昨年、煩雑な認可保育園の入所選考をA Iを使って試験的に実施したところ、約30人の職員でおおよそ50時間かけていた作業が数秒で終了し、人手による入所選考とほぼ100%合致する結果が得られたとのことでした。ただし、実際の導入については、手作業のほうが保護者の事情に対する理解が深まる面もあるとして、未定とのことでした。

A Iはあくまでも技術であり、限界もあることは専門家も指摘していることです。A Iが登場しても引き続き残る仕事については、教師、ソーシャルワーカー、各種業務の現場監督者など、主にコミュニケーション能力が問われる仕事が列挙されています。適切なコミュニケーションにより相手の心を理解し、共感や納得を得ていくことは、行政として欠かせない業務ファクターです。

行政事務へのA I導入に当たっては、A Iの能力を適切に見きわめ、事務負担軽減とともに、区民サービス向上にも寄与することが重要と考えます。A Iに何を任せ、職員がなすべきことは何なのか、品川区がA Iを活用するに際しての基本的な考え方を伺います。

以上で一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

〔区長濱野健君登壇〕

○区長（濱野健君） 私からは、行政のICT化推進についてお答えを申し上げます。

まず、福祉分野におけるICT化ですが、区立保育園では今年度より、保護者と保育園の間で園児の情報を共有する連絡帳の電子化を順次進めております。私立保育園では、ICT化の費用助成を行い推進を図っておりますが、仮想化サーバーの導入につきましては各事業者の判断となります。

介護事業所におきましては、定型的な給付事務や標準的なケアマネジメント業務などは、汎用ソフトを用いた事務処理を行っております。

また、複数の自治体に保育園や事業所を有する事業者が多く、区内でシステム等を統一することは困難な状況です。国におきましても事務処理の統一化を検討しているとのことですので、国の動きを注視しながら、効果的な支援を検討してまいります。

次に、行政におけるA Iの導入についてお答えを申し上げます。

A Iの主な特性として、膨大な情報の蓄積に基づく予測・識別・整理を瞬時に行い、判断力を自ら進化させていくことが挙げられます。

このA Iの特性をうまく活用することにより、人が時間をかけて行っていた業務の時間短縮や正確性の向上といった効率化が可能となります。また、A Iがこれまではできなかった業務を担うことで、新たな区民サービス提供の可能性もあるものと考えております。

一方で、福祉の現場における個別具体的な相談や支援などにおいては、区民の気持ちに寄り添う必要があることから、直接人が対応することが今後とも重要と考えております。

当面、区でA Iを導入するに当たっては、業務の効率化や区民サービス向上への効果が大きな業務などを見定めながら検討を進めてまいります。A Iにより捻出された職員の力を、区民とのコミュニケーションが重視される業務や高度な総合的判断などに注力していくべきと考えております。

その他のご質問等につきましては、それぞれの担当よりお答えをさせていただきます。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 私からは、学校教育についての質問にお答えいたします。

まず、多様な児童・生徒を育む学校づくりについてですが、知的障害学級をはじめ、通常学級に在籍する児童・生徒の発達課題への支援など、さまざまな障害への柔軟な対応が学校に求められていることは十分認識しております。そのため本区では、他区に先駆けて特別支援教室の全校展開を含め、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な学習環境の整備に努めてまいりました。

教職員の体制強化としては、特別支援教育や教育相談等の研修を通じて質的向上を図っているところです。都の教員配置の規定により増員は難しい状況はございますが、区独自の巡回相談員や専門家による訪問相談により、体制を充実しております。

地域との連携については、今後、品川コミュニティ・スクールとして実施可能な支援内容や体制について研究してまいります。

次に、小中学生のかばんについてです。教育委員会といたしましても、児童・生徒の過度の負担となるような重さについては課題があると認識しております。かばんの形状につきましては学校ごとの指定となりますが、学年の発達段階や個別の実態に応じて重さを調整できるよう、置いていってもよい教科書・副教科書のリストを作成するなどの工夫をして、各校で生活習慣の形成と健康への配慮に努めています。

このような取り組み状況にありますので、現段階での調査は考えておりませんが、児童・生徒が混乱しないよう、生活指導主任会等での情報交換などにより、学校や学年内での共通したルールづくりについて、各校が柔軟に判断できるよう支援してまいります。

最後に、情報モラル教育についてです。最新の調査では、本区における携帯・スマートフォンの所持率は、6年生が約60%、9年生が約90%と増加傾向であり、ご指摘のとおり、SNSを介した犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、未然防止教育を継続することが重要であると考えます。

これまでも児童・生徒の指導としては、担任による市民科学習に加え、各校が警察や企業・NPO法人から講師を招いて、有害サイトから身を守る授業に取り組んでおります。また、毎年恒例の全校の児童会・生徒会役員が一堂に会する懇談会でもSNSに関する意見交換の場を設けているように、今後も児童・生徒が主体的に課題解決に取り組める機会を重視してまいります。

保護者に向けては、家庭教育講演会やPTA主催による地域健全育成運営協議会等を通じて、SNSを利用する際の留意点等について情報共有を図っています。

情報モラルの育成に関しては、児童・生徒への指導と同時に家庭や地域ぐるみの取り組みが不可欠です。教育委員会といたしましても、安心・安全な情報社会の実現に向けて、今後とも学校・保護者・地域の連携を深めてまいります。

〔都市環境部長中村敏明君登壇〕

○都市環境部長（中村敏明君） 私からは、安全・安心のまちづくりについてお答えいたします。

初めに、空き家の有効活用についてですが、区では、空き家の所有者等からホットラインや相談会に寄せられた活用の意向を踏まえ、庁内各課や大学などとのマッチングに取り組んでまいりましたが、賃貸期間や家賃設定など双方の調整が調わず、現在実績はございません。

今年度は、空き家の所有者等に対するアンケート調査を行い、有効活用の意向や具体的な課題を把握していく予定でございます。ホットラインや相談会の情報に加え、これらのアンケートの結果を踏まえ、民間事業者と連携しながら、所有者等に対しリフォームや専門家派遣など、個々のニーズに応じた空き家の流通や活用への支援を進めてまいります。



次に、管理不全の空き家についてですが、所有者不明の建物の場合でも、不明のまま、法に定める手続に基づき、略式代執行により除却することは可能でございます。現在、区で調査している空き家の中には所有者等が不明なものがございますが、今後このようなケースが発生した場合には、法令の趣旨を踏まえながら適切に対応してまいります。

次に、住民票除票の保存期間についてですが、区では住民基本台帳法施行令第34条の規定にのっとり、除票となってから5年経過の年度末まで保存を行っております。

総務省の住民基本台帳制度等のあり方に関する研究会の中間報告では、所有者不明土地の関係者確認の必要性から、住民票等の保存期間を延長することが適当との報告がされております。区といたしましては、同研究会の最終報告、法改正等の動きなどを注視し、必要な対応をとってまいります。

次に、屋外広告物についてですが、昨年度、実態を調査した地区における未更新および未申請の屋外広告物は合わせて約6,400件であり、目視による点検では、早急に補修等が必要な広告物はございませんでした。

また、屋外広告物や道路占用物の許可事務については、都や区の条例などに基づき、更新の際には設置者等から自己点検報告を求めるとともに、道路上空に突き出している、いわゆる袖看板については、毎年職員が目視で確認をしております。

実態調査につきましては、安全を確保する観点から大変重要であると考えておりますので、今回の調査結果やまちづくりの状況を踏まえ、今後も定期的の実施してまいります。

〔子ども未来部長福島進君登壇〕

○子ども未来部長（福島進君） 私からは、保育園の安全・安心づくりに関するご質問にお答えいたします。

今年度、区内の認可保育園は、区立が46園、私立が66園となり、全体の6割を占める私立保育園の環境整備に対する支援は、より重要になっていると認識しております。

私立保育園の保護者等からの相談窓口は、園の職員、第三者委員、法人本部、区と、複数の体制が整っております。区への相談は、ご来庁いただくほか、電話やメールにより、匿名でも対応しております。区に寄せられたご意見等は、私立園長会などを開催し、情報共有を図っているところです。

また、児童の安全に関する案件等につきましては、より詳細な内容を把握し、巡回指導等による積極的な関与を進めております。

○塚本よしひろ君 それぞれご答弁ありがとうございました。自席より再質問と1つ要望とお願いしたいと思います。

まず、要望のほうなんですけれども、重たいかばんの件につきまして、各学校でさまざまな取り組みも既になされているというようなお話もありました。そういったことはしっかり品川区内の各学校での情報共有みたいなことも今後とも進めていっていただいで、適切な対応が各学校でとられるようにということをお願いをしたいと思います。

質問についてなんですけれども、同じく学校教育に関する多様な生徒というところで、地域との連携というところで、可能性のある支援というものについて考えていきたいというようなところでございましたけれども、可能性というところでどういうことが言えるのかというようなところをもう少し詳しく、具体的な形でお示しいただければと思いますが、よろしく願いいたします。

〔教育長中島豊君登壇〕

○教育長（中島豊君） 今、学校が地域との連携の1つの大きなツールとして取り組んでいるのがコミ

ユニティ・スクール、その中の学校支援地域本部との連携だろうと思います。さまざまな子どもたちにどういう形で支援ができるかというのは、今現在、教育委員会がセンターからの派遣という形でやっているシステムもありますので、それぞれの学校がボランティア等を使ってできる内容と今現在実施している内容とを整合性を図っていかなくてはならないだろうと思います。A校では区のほうだけでフォローしていて、B校ではボランティアだけでというのは、やはりバランスが悪くなってくるし、かかわりも変わってきてしまいます。そういったところを今後とも研究していきながら、より広く、また適切な対応ができるようにと考えております。

○副議長（こんの孝子君） 以上で、塚本よしひろ君の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

この際、ご報告いたします。区長から、請願・陳情の処理経過および結果の報告、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づくものとして、株式会社品川都市整備公社にかかわる第36期決算報告、第37期事業計画、品川区土地開発公社にかかわる平成29年度決算報告、平成30年度事業計画、公益財団法人品川区国際友好協会にかかわる平成29年度決算報告、平成30年度事業計画、一般財団法人品川ビジネスクラブにかかわる平成29年度決算報告、平成30年度事業計画、公益財団法人品川文化振興事業団にかかわる平成29年度決算報告、平成30年度事業計画、公益財団法人品川区スポーツ協会にかかわる平成29年度決算報告、平成30年度事業計画、監査委員から平成30年1月から4月までの各月末日現在における出納検査の結果について、以上の書類が提出されましたので、これを受理し、お手元に配付してあります。

次に、日程第2から日程第29までの28件を一括議題に供します。

---

日程第2

第45号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第3

第46号議案 品川区特別区税条例の一部を改正する条例

日程第4

第47号議案 品川区印鑑条例の一部を改正する条例

日程第5

第48号議案 品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

日程第6

第49号議案 品川区立在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

日程第7

第50号議案 品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

日程第8

第51号議案 品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

日程第9

第52号議案 品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

日程第10

第53号議案 品川区手数料条例の一部を改正する条例

日程第11

第54号議案 品川区旅館業に関する条例の一部を改正する条例

日程第12

第55号議案 品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

日程第13

第56号議案 中小企業センター空調設備改修第二期その他機械設備工事請負契約

日程第14

第57号議案 荏原複合施設空調機全面更新工事請負契約

日程第15

第58号議案 戸越台複合施設大規模改修工事請負契約

日程第16

第59号議案 戸越台複合施設大規模改修機械設備工事請負契約

日程第17

第60号議案 戸越台複合施設大規模改修電気設備工事請負契約

日程第18

第61号議案 芳水小学校第2期校舎改築その他工事請負契約

日程第19

第62号議案 後地小学校校舎改築その他工事請負契約

日程第20

第63号議案 後地小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約

日程第21

第64号議案 後地小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約

日程第22

第65号議案 オリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事（その1）請負契約

日程第23

第66号議案 オリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事（その2）請負契約

日程第24

第67号議案 勝島歩道橋南側エレベーター設置工事委託契約

日程第25

第68号議案 防災行政無線設備更新工事請負契約

日程第26

第69号議案 しながわ区民公園南側ゾーン改修工事請負契約

日程第27

第70号議案 しながわ区民公園水処理施設改修工事請負契約

日程第28

第71号議案 浜川公園改修工事請負契約

日程第29

○副議長（この孝子君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第45号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、旅館業法が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第46号議案、品川区特別区税条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、第1に、製造たばこに係る特別区たばこ税の税率について、1,000本につき6,552円に段階的に引き上げるほか、旧3級品の紙巻きたばこに係る特別区たばこ税の税率の特例について、適用期限を延長するものであります。

第2に、パイプたばことして扱われ、課税されていた加熱式たばこについて、その製品特性を踏まえた課税方式とするものであります。

第3に、基礎控除の適正化を図るため、前年の合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者の基礎控除額を見直すものであります。

本条例は、公布の日から施行し、製造たばこに係る特別区たばこ税の税率の引き上げに関する改正規定および加熱式たばこの課税方式の見直しに関する改正規定は平成30年10月1日から、基礎控除の見直しに関する改正規定は平成33年1月1日から、それぞれ施行するものであります。

次に、第47号議案、品川区印鑑条例の一部を改正する条例について。

本案は、個人番号カードと印鑑登録証の一元化を図るほか、印鑑登録原票の調製方式を改めるものであります。

本条例は、平成30年9月1日から施行し、印鑑登録原票の調製方法に関する改正規定は公布の日から施行するものであります。

次に、第48号議案、品川区放課後児童健全育成事業の設備および運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第49号議案、品川区立在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例について。

本案は、戸越台複合施設の大規模改修工事を実施することに伴い、戸越台在宅サービスセンターの所在地を「戸越一丁目15番23号」から「東中延一丁目5番7号」に改めるものであります。

本条例は、平成30年8月1日から施行するものであります。

次に、第50号議案、品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、介護保険法施行令が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、平成30年8月1日から施行するものであります。

次に、第51号議案、品川区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、介護保険法等が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第52号議案、品川区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、介護保険法が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第53号議案、品川区手数料条例の一部を改正する条例について。

本案は、旅館業法が改正されたことに伴い、規定を整備するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第54号議案、品川区旅館業に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、旅館業法等が改正されたことに伴い、衛生措置の基準、施設の構造設備の基準等を改めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第55号議案、品川区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、建築物の不燃化・耐震化を促進し、防災性の高い市街地の形成と戸越公園駅周辺の一体的な更新を図るため、戸越・豊町地区地区計画を決定したことに伴い、当該区域内における建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置等に関する制限を定めるものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

次に、第56号議案、中小企業センター空調設備改修第二期その他機械設備工事請負契約について。

本案は、中小企業センターの空調設備について、老朽化が進んでいることから改修工事を行うほか、排水管および給水管の耐震化工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は2億9,700万円、契約の相手方は品川区大井一丁目47番1号、大成温・塩谷建設共同企業体、代表者、大成温調株式会社代表取締役社長、水谷憲一で、支出科目は平成30年度一般会計であります。なお、工期は、契約締結の日の翌日から平成31年3月29日までであります。

次に、第57号議案、荏原複合施設空調機全面更新工事請負契約について。

本案は、荏原複合施設の空調機について、老朽化が進んでいることから改修工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は2億2,336万5,600円、契約の相手方は品川区南品川三丁目6番12号、東海管・中央工建設共同企業体、代表者、東海管工株式会社代表取締役、岩島俊夫で、支出科目は平成30年度一般会計であります。なお、工期は、契約締結の日の翌日から平成31年1月31日までであります。

次に、第58号議案、戸越台複合施設大規模改修工事請負契約について。

本案は、戸越台複合施設について、施設の老朽化が進んでいることから、大規模改修工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は21億9,240万円、契約の相手方は品川区二葉四丁目17番10号、YKN・長谷川建設共同企業体、代表者、Y・K・N株式会社代表取締役、法月嗣朗で、工事の概要は別添図面のとおりであります。なお、本議案から第60号議案までの3議案の支出科目等は、

平成30年度一般会計、平成31年度から平成33年度まで債務負担行為で、工期は契約締結の日の翌日から平成34年3月31日までであります。

次に、第59号議案、戸越台複合施設大規模改修機械設備工事請負契約について。

本案は、同施設の機械設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は19億4,184万円、契約の相手方は品川区大井一丁目47番1号、大成温・横河・不二建設共同企業体、代表者、大成温調株式会社代表取締役社長、水谷憲一であります。

次に、第60号議案、戸越台複合施設大規模改修電気設備工事請負契約について。

本案は、同施設の電気設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は18億1,440万円、契約の相手方は品川区旗の台二丁目8番21号、雄電・明電・コスモ建設共同企業体、代表者、株式会社雄電社代表取締役、小島兼隆であります。

次に、第61号議案、芳水小学校第2期校舎改築その他工事請負契約について。

本案は、芳水小学校について、校庭およびプール棟の整備、敷地外周部のフェンスの設置などの工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は14億9,040万円、契約の相手方は江東区南砂二丁目7番5号、鴻池・大明・加地建設共同企業体、代表者、株式会社鴻池組東京本店取締役常務執行役員本店長、古川浩で、支出科目等は、平成30年度一般会計、平成31年度および平成32年度債務負担行為であります。なお、工期は、契約締結の日の翌日から平成32年5月29日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第62号議案、後地小学校校舎改築その他工事請負契約について。

本案は、後地小学校について、既存の校舎を解体し、新たな校舎の建築工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は34億200万円、契約の相手方は港区赤坂四丁目9番9号、日本国土・仲岡・加地建設共同企業体、代表者、日本国土開発株式会社東京支店執行役員支店長、私市和士で、工事の概要は別添図面のとおりであります。なお、本議案から第64号議案までの3議案の支出科目等は、平成30年度一般会計、平成31年度債務負担行為で、工期は契約締結の日の翌日から平成32年2月28日までであります。

次に、第63号議案、後地小学校校舎改築その他機械設備工事請負契約について。

本案は、同校の機械設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は5億9,076万円、契約の相手方は品川区上大崎一丁目2番8号、横河・野田建設共同企業体、代表者、横河東亜工業株式会社代表取締役、田中博行であります。

次に、第64号議案、後地小学校校舎改築その他電気設備工事請負契約について。

本案は、同校の電気設備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は4億4,000万円、契約の相手方は品川区荏原四丁目5番17号、マスミ・品川建設共同企業体、代表者、株式会社マスミ電設代表取締役、渡部弘太郎であります。

次に、第65号議案、オリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事（その1）請負契約について。

本案は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、競技会場周辺道路の無電柱化事業として、勝島一丁目5番先から八潮四丁目1番先までの道路について整備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は3億24万円、契約の相手方は品川区大井五丁目25番9号、株式会社伊藤組品川支店支店長、佐藤充で、支出科目等は、平成30年度一般会計、平成31年度債務負担行為であります。なお、工期は、契約締結の日の翌日から平成31年6月28日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第66号議案、オリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備工事（その2）請負契約について。

本案は、第65号議案と同様に、八潮四丁目1番先から八潮四丁目2番先までの道路について整備工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は6億7,176万円、契約の相手方は品川区南大井六丁目24番14号、鈴木・東英建設共同企業体、代表者、鈴木工業株式会社東京支店取締役支店長、高田健二で、支出科目等は、平成30年度一般会計、平成31年度債務負担行為であります。なお、工期は、契約締結の日の翌日から平成32年1月6日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第67号議案、勝島歩道橋南側エレベーター設置工事委託契約について。

本案は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に当たり、競技会場へ向かう歩行者動線のバリアフリー化を図るため、大井競馬場前駅に隣接する勝島歩道橋の南側エレベーター設置工事を委託するものであります。

契約の方法は随意契約で、契約金額は2億7,246万7,000円、契約の相手方は港区浜松町二丁目4番12号、東京モノレール株式会社代表取締役社長、小栗彰で、支出科目等は、平成30年度一般会計、平成31年度債務負担行為であります。なお、工期は、契約締結の日から平成31年6月28日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第68号議案、防災行政無線設備更新工事請負契約について。

本案は、防災行政無線設備について、老朽化が進んでいることから、品川区役所外34か所に設置している当該設備の更新工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は2億4,148万8,000円、契約の相手方は品川区東品川四丁目1番16号、三愛電子・光和エンジ建設共同企業体、代表者、三愛電子工業株式会社代表取締役、寺井一郎で、支出科目は平成30年度一般会計であります。なお、工期は、契約締結の日の翌日から平成31年3月22日までであります。

次に、第69号議案、しながわ区民公園南側ゾーン改修工事請負契約について。

本案は、しながわ区民公園南側ゾーンについて、施設の老朽化が進んでいることなどから、改修工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は16億7,292万円、契約の相手方は品川区大井一丁目52番6号コスモ大井町404号、日比谷・大森・東急建設共同企業体、代表者、株式会社日比谷アメニス品川営業所営業所長、萱森雄一郎で、支出科目等は、平成30年度一般会計、平成31年度および平成32年度債務負担行為であります。なお、工期は、契約締結の日の翌日から平成32年7月31日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第70号議案、しながわ区民公園水処理施設改修工事請負契約について。

本案は、しながわ区民公園「勝島の海」の水処理施設について、施設の老朽化が進んでいることなどから、改修工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は14億9,040万円、契約の相手方は品川区西五反田一丁目24番4号、大旺新洋・鈴木建設共同企業体、代表者、大旺新洋株式会社東京支店執行役員支店長、高野浩司で、支出科目等は、平成30年度一般会計、平成31年度および平成32年度債務負担行為であります。なお、工期は、契約締結の日の翌日から平成32年6月30日までであります。

次に、第71号議案、浜川公園改修工事請負契約について。

本案は、浜川公園について、施設の老朽化および下水道工事の終了に伴い、改修工事を行うものであります。

契約の方法は制限付き一般競争入札で、契約金額は2億1,816万円、契約の相手方は品川区豊町六丁目18番2号、東光・西村建設共同企業体、代表者、東光園緑化株式会社品川営業所所長、中島学で、支出科目等は、平成30年度一般会計、平成31年度債務負担行為であります。なお、工期は、契約締結の日の翌日から平成31年6月20日までとし、工事の概要は別添図面のとおりであります。

次に、第72号議案、専決処分の承認を求めることについて。

本案は、債務の不存在を確認する民事訴訟の提起に関する専決処分についての承認を求めるものであります。

訴訟の概要は、区民住宅の元居住者に対する滞納使用料等の支払いを求めた裁判について、判決が確定したことにより、当該判決を債務名義として連帯保証人所有の土地に不動産強制競売を申し立てたところ、区の債権に優先する元金6,000万円の債権があるとの債権届出書が提出されました。しかし、調査の結果、当該債権が架空のものである可能性があることが判明したため、当該債権に係る金銭消費貸借契約が存在しないことを確認するものであります。

本件につきましては、不動産強制競売の手続を続行するため、速やかに訴訟の提起を行う必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしました。

以上で28議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（このの孝子君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（このの孝子君） 質疑なしと認めます。

なお、第45号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ人事委員会の意見を聴取しております。回答は、お手元に配付の文書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

日程第2、日程第3および日程第13から日程第28までの18件につきましては総務委員会に、日程第4につきましては区民委員会に、日程第5につきましては文教委員会に、日程第6から日程第11までの6件につきましては厚生委員会に、日程第12および日程第29の2件につきましては建設委員会にそれぞれ付託いたします。

次に、日程第30を議題に供します。

---

日程第30

第44号議案 平成30年度品川区一般会計補正予算



---

○副議長（このの孝子君） 本件について説明願います。

〔副区長桑村正敏君登壇〕

○副区長（桑村正敏君） 第44号議案、平成30年度品川区一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、新たな経費や早期に取り組む必要がある事業で、当初予算には計上できなかった経費を対象として編成をいたしました。

補正額は、歳入歳出とも9,157万2,000円を追加し、総額を1,746億6,957万2,000円とするものであります。

歳入。

第13款国庫支出金は、583万円の増額で、子ども・子育て支援整備交付金等の追加であります。

第14款都支出金は、2,243万6,000円の増額で、子ども家庭支援包括補助金、医療保健政策包括補助金等の追加であります。

第18款繰越金は、6,330万6,000円の増額であります。

続いて、歳出。

第2款総務費は、321万3,000円の増額で、自動通話録音機購入費の追加であります。

第3款民生費は、4,993万9,000円の増額で、病児保育施設開設経費助成の追加、障害者包括支援相談体制の構築検討、および保育人材育成に向けた保育研修再編経費等の新規計上であります。

第6款土木費は、3,842万円の増額で、公園・公衆便所の改築等実施設計費、改修工事費の追加であります。

以上で第44号議案についての説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（このの孝子君） 本件についてご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（このの孝子君） 質疑なしと認めます。

日程第30の歳出予算の補正につきましては所管の常任委員会に、総合審査につきましては総務委員会に付託いたします。

次に、日程第31を議題に供します。

---

日程第31

請願・陳情の付託

---

○副議長（このの孝子君） 期日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

委員会審査のため、7月10日まで休会といたしますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（このの孝子君） ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次の会議は7月11日午後1時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

○午後 9 時07分散会

---

副議長	この	孝	子
署名人	鈴木	真	澄
同	藤原	正	則